

Rules 2008-09

INTERNATIONAL CLIMBING COMPETITIONS

暫定日本語版

www.ifsc-climbing.org

International Federation of Sport Climbing





Foreword

はじめに

この国際クライミング競技会ルールは 2008～2009 年版である。IFSC は数年の内に改訂の周期を 4 年毎にすることを目指しているが、これはそれに向けての第一歩である。しかしながら私達のこのスポーツは、終始一貫してダイナミックな進化を続けているため、私達がこのスポーツについて整理し確定しようとする一方で同時に、年ごと、また 1 年おきの変更や追加が必要になる。現実的な理由で私達は今後、こうした変更は独立した追補として公開していくことにする (1.2.1e) を参照)。

トリノ、そしてストックホルムにて

2008 年 2 月

IFSC 代表

Marco Sclaris

IESC ルール委員会委員長

Åke Nilsson

目次

1.	国際スポーツクライミング協会（IFSC）	1
1.1	イントロダクション	1
1.2	事務的作業	1
1.3	競技会	2
1.4	IFSC 競技会役員	2
2.	加盟団体	4
2.1	イントロダクション	4
2.2	加盟連盟/協会と選手団の義務	4
2.3	選手団派遣資格	4
2.4	選手団の定員	5
2.5	選手登録	5
2.6	国際資格	5
2.7	手数料	6
3.	一般規則	7
3.1	競技種目	7
3.2	クライミング・ウォール	7
3.3	安全性	7
3.4	競技順リスト	9
3.5	受付とアイソレーション	11
3.6	オブザベーション	12
3.7	クライミングに先立つ準備	12
3.8	選手団の服装と用具	13
3.9	壁のメンテナンス	14
3.10	テクニカル・インシデント	14
3.11	判定用ビデオ記録の使用	15
3.12	リザルト表	15
3.13	順位と記録	16
3.14	アンチ・ドーピング検査	17
3.15	式典	17
4.	リード	18
4.1	概説	18
4.2	オブザベーション	19
4.3	事前の試登	19
4.4	安全性と確保	19
4.5	クライミング中の規定	20
4.6	テクニカル・インシデント	22
4.7	成績判定	23
4.8	ラウンド終了後の順位	24
4.9	各ラウンドの定員	25
4.10	アテンプトの終了	25
4.11	ビデオ記録の使用	26
5.	ボルダリング	27
5.1	概説	27

5.2	オブザベーション	28
5.3	競技中	28
5.4	アテンプトの終了	30
5.5	テクニカル・インシデント	30
5.6	各ラウンド後の順位	31
5.7	各ラウンドの定員	31
5.8	抗議手続きとビデオ記録の使用	32
6.	スピード	33
6.1	概説	33
6.2	安全性	33
6.3	ルート・タイムの計時	34
6.4	ルートの完登	34
6.5	リザルトの提示	35
6.6	競技順と順位 クラシック・フォーマット	35
6.7	競技順と順位 - レコード・フォーマット、2 レーン	38
6.8	競技順と順位 - レコード・フォーマット、4 レーン	38
6.9	競技順および順位付け レコード・フォーマット 他のレーン数の場合	41
6.10	デモンストレーションおよびオブザベーション	41
6.11	クライミングの手順	41
6.12	テクニカル・インシデント	42
6.13	スピード世界記録	42
7.	ワールドカップ・シリーズ	44
7.1	イントロダクション	44
7.2	ワールドカップ・ランキング	44
7.3	選手の登録	45
7.4	賞金	46
8.	世界選手権規則	47
8.1	イントロダクション	47
8.2	選手登録	47
9.	世界ユース選手権規則	48
9.1	イントロダクション	48
9.2	年齢別グループ	48
9.3	形式	48
9.4	加盟連盟/協会による選手登録	49
10.	大陸別選手権規則	50
10.1	イントロダクション	50
10.2	加盟連盟/協会による選手登録	50
11.	大陸別ユースシリーズ規則	51
11.1	イントロダクション	51
11.2	形式	51
11.3	参加	52
11.4	開催期間	52
11.5	クライミング・ウォール	52
11.6	ラウンドと定員	52
11.7	競技順	53
11.8	審判とルートセット	53
12.	競技中における罰則規定	54

12.1	イントロダクション	54
12.2	選手	54
12.3	選手団役員	56
12.4	その他の人々	56
13.	抗議	57
13.1	概説	57
13.2	抗議審査団	57
13.3	選手のアテンプトに関するジャッジの決定に対する抗議	57
13.4	公表されたリザルトへの抗議	57
13.5	懲罰委員会への申告	58
13.6	懲罰委員会	58
13.7	供託金	58
14.	アンチ・ドーピング	59
14.1	採用	59
14.2	適用	59
14.3	IFSC 内部の管轄部門	59
14.4	違反と制裁	59
	資料1：主要変更点	60
	資料2：IFSC WORLD RANKING (WR) について	63
	資料3：リード競技でのホールドの番号付けについて	65

1. 国際スポーツクライミング協会 (IFSC)

1.1 イントロダクション

1.1.1 国際スポーツクライミング協会 (IFSC)¹⁾はクライミングの競技分野を統括し、その発展に努める²⁾国際協会である。IFSCは国際オリンピック委員会 (IOC) から承認されており、また国際競技団体連合 (GAISF³⁾) に加盟している。

1.1.2 IFSCは後のセクション 1.3 で規定する、全ての国際クライミング競技会に関する権限を持ち、以下のことをおこなう。

- a) 技術面その他において、この競技を統括する。
- b) 加盟国からの、国際競技会開催申請の受付。
- c) これらの申請を審査し、それがこの競技に寄与するもので、競技会に関する IFSC の規則に則ったものであると評価された場合、それを認可する⁴⁾。

全ての IFSC が公認する競技会は、競技会に関する IFSC の規定⁵⁾に厳密に従ってのみ組織され開催⁶⁾されねばならない。

1.1.3 IFSC の組織構成は、その「規則」と「内規」⁷⁾に詳述する。

1.2 事務的作業

1.2.1 国際クライミング競技会の開催に関して、IFSC の担当事務⁸⁾は以下の通りである。

- a) IFSC が公認する競技会開催申請の受領。
- b) 全ての問い合わせへの対応⁹⁾——一般的な事柄と公認競技会に関することの双方。
- c) IFSC が公認する競技会についての全ての情報の発信。
- d) 特に、各競技会に係る加盟山岳連盟/協会への競技会に関する全ての情報と、申込書式の発行。選手への競技会への登録を希望するあらゆる加盟山岳連盟/協会はその申し込み書をコピーして、IFSC と競技会を主催する山岳連盟/協会に送付しなければならない。全ての選手とその所属する選手団の役員は指定された締め切り日 (通常、競技会開始日の 30 日前まで) までに、その属する加盟山岳連盟/協会によって登録されねばならない。
- e) IFSC ルール、規定、その他の注意事項を作成する。これらの文書に対しては修正版が公表されるが、それは原文書に併せて、かつ優先的に参照されるものである。各修正版は有効となる日付けを含み、それは発表日から少なくとも 2ヶ月後となる。最低 3 回の修正が行われた後に、IFSC は文書の統合版を公開する。

¹⁾2006 年には“ICC”が“UIAA CLIMBING”に変わった……と思ったのも束の間、2007 年には UIAA から競技部門が独立し IFSC を名乗ることになった。裏には様々な事情があるようだ。純粋な競技団体となることでより動きやすくなるということであれば良いのだが。

²⁾原文は“responsible for the administration and development of all aspect of the sport of all international aspect of the sport of climbing”。

³⁾the General Association of International Sports Federation

⁴⁾原文は“Approving those applications that it deems in the interest of the sport and which it assesses as being in accordance with the IFSC rules and regulations governing such competitions.”。

⁵⁾原文は“rules and regulations”。あえて区別するなら、「ルールと規定」だろうか。だが日本語で考える時、この中で言及されている範囲であれば、両者を区別する必然性は薄いと思う。

⁶⁾原文は“organise and undertaken”。

⁷⁾“Statutes and Bylaws”。ともに IFSC のサイトからダウンロード可能 (http://www.ifsc-climbing.org/?page_name=statutes-guidelines)。

⁸⁾原文は“executive task”。

⁹⁾“dealing with all inquiries”。

- f) 全ての競技会の成績、ワールドカップ・ランキングと世界ランキング (WR)¹⁰⁾、総合ランキング、国別チームランキング、大陸別ユースシリーズランキング、その他の公式情報の公式な発表。
- g) 公認競技会における、全ての IFSC 役員の指名。

1.3 競技会

1.3.1 IFSC の加盟団体あるいは特別に IFSC が認めた組織だけが、IFSC が公認する競技会の開催を申請することができる。

1.3.2 国際クライミング競技会の中で IFSC の公認が必要なものは以下の通り。

- a) ワールドカップ・シリーズ (The World Cup series)
- b) 世界選手権 (The World Championship)
- c) 大陸別選手権 (Continental Championship)
- d) 世界ユース選手権及び大陸別ユース選手権 (World and Continental Youth Championships)
- e) 大陸別ユース・シリーズ及び競技会 (Continental Youth series and competitions)¹¹⁾
- f) 国際的な催事 (International events)¹²⁾
- g) その他の地域大会 (Regional competition)
- h) 普及のための催事 (Promotional events)

1.4 IFSC 競技会役員

1.4.1 IFSC は各 IFSC が公認する競技会の、以下の役員を公式に指名する。

- a) ジュリー・プレジデント¹³⁾

ジュリー・プレジデントは競技エリア——アイソレーション・ゾーン、コール・ゾーンと競技ゾーン——後者はクライミング・ウォールとその前方及び隣接するエリア、ビデオの記録と再生のために必要なエリアのように、競技会の安全性と公正な運営のために特に決められた他の全ての場所を含む——について全面的な権限を有する。¹⁴⁾この権限は、報道関係者や主催者の指名したその他の人々全ての活動にも適用される。ジュリー・プレジデントの全面的な権限は、競技の進行に関する全ての面に及ぶ。ジュリー・プレジデントは IFSC 役員の全てのミーティング、さらに競技会主催者、選手団役員、選手の出席する全ての運営会議やテクニカル・ミーティングを主宰する。しかしながら、ジュリー・プレジデントは通常、ジャッジの任にあたることはないが、どのような場合であれば必要と判断されれば、一般に IFSC ジャッジ、あるいはその他のジャッジが担当する判定業務を遂行することを選択してよい。¹⁵⁾ジュリー・プレジデントは競技会の開始に先立ち、審判を務める全てのナショナル・ジャッジに、IFSC の規則の適用について説明する責任を持つ。ジュリー・プレジデントは競技会と、養成過程¹⁶⁾の最終段階にあるアスピラン¹⁷⁾・ジャッジについての詳細な報告の提出を要求される。

¹⁰⁾”the World Ranking”。P.63 参照。

¹¹⁾後者にはアジア・ユースカップなどが含まれる。

¹²⁾具体的には、ワールドゲームなどか？

¹³⁾”Jury President”。Jury は「審判団」と訳すしかないだろう。従って「審判長」が日本語としてはふさわしい。

¹⁴⁾”call zone”は、2005 年に登場した新語。従来のトランジットゾーンにあたるようだ。直訳すれば「呼び出しゾーン」になるのだろう。競技ゾーンは壁の前の、選手、役員以外の立ち入りが認められない場所を指す。

¹⁵⁾原文は”Although the Jury President does not normally have a judging role, he/she may at any time elect to carry out any judging task generally assigned to the UIAA Climbing Judge or other judges should he/she deem that necessary.”。

¹⁶⁾”international training programme”。

¹⁷⁾”aspirant”、見習い。

b) IFSC ジャッジ

IFSC ジャッジは IFSC が指名したインターナショナル・ジャッジ¹⁸⁾で、ジュリー・プレジデントを補佐して、競技会の判定の全ての面を引き受ける。IFSC はまた、IFSC ジャッジの補助を行う養成課程の最終的な実習段階にあるアスプラン・ジャッジを指名することができる。IFSC ジャッジは、競技順及び成績の一覧の発表の告知¹⁹⁾、抗議、及び競技会のプログラムに関するあらゆる重大な変更の責任を負う。

IFSC ジャッジは大会主催者または加盟連盟/協会の指名したナショナル・ジャッジ (ルート・ジャッジまたはボルダー・ジャッジ²⁰⁾) の補佐を受ける。ナショナル・ジャッジの主な役割は、ルートとボルダーにおける選手の成績を、それぞれ判定することである。彼らは専門的なルール²¹⁾と、IFSC が公認する競技会に関する諸規定²²⁾を熟知し、IFSC ジャッジの指示の元でその任を果たすものとする。

c) チーフ・ルートセッター²³⁾

チーフ・ルートセッターは、主催者の指名したルートセッター・チームのメンバーと、競技会に先立ち、ルート設定とメンテナンスに関する全ての問題 ——それぞれのルートやボルダー・ボルダーのデザイン、ホールドとプロテクションその他の器具類を IFSC の規定に照らして設置すること、ルート及びボルダーの補修とクリーニング、ウォームアップ設備のデザイン、設置、メンテナンスを含めて ——を計画し調整するために打ち合わせをしなければならない。また、競技会のそれぞれのルートやボルダーの技術的標準と安全性を確認し、競技エリアにおける技術的問題について、ジュリー・プレジデントに助言をおこない、リード・ルートにおけるルート図²⁴⁾の作成を補助し、ビデオカメラの設置場所の決定や各ルートの制限時間について、ジャッジに助言をおこなう。チーフ・ルートセッターは競技会と、養成過程の最終段階にあるアスプラン・チーフ・ルートセッターについての詳細な報告の提出を要求される。

d) IFSC デリゲイト²⁵⁾

IFSC デリゲイトは、競技会開催中の IFSC の組織に関係したことがらを担当する。競技会主催者の用意した設備 facilities とサービス (選手その他の受付登録、成績判定とリザルト・サービス、医療、報道その他の設備) が IFSC 規則に則っているかどうかを確認する権限を持つ。IFSC デリゲイトは抗議審査団²⁶⁾の構成員であり、競技会主催者との全ての会議に出席し、競技会の審判団の会議に、アドバイザーの立場で参加する権利を持つ。ジュリー・プレジデントが不在の場合また、競技会場に未到着の場合、IFSC デリゲイトは競技エリア内における競技運営についてジュリー・プレジデントの代理を務める。特別な場合において IFSC デリゲイトは、例えば競技会の形式を変更するような緊急措置の適用を決定する権限を有する。これらの措置は、IFSC により別途定められる。また、IFSC デリゲイトは競技会に関する詳細な報告を提出しなければならない。

ジュリー・プレジデント、IFSC ジャッジ、チーフ・ルートセッター、IFSC デリゲイトをもって審判団²⁷⁾は構成される。

¹⁸⁾”IFSC Climbing Judge”は競技会における役割(役職)。“International Judge”は IFSC の公認する資格。

¹⁹⁾原文は”announcing the publication of starting and result lists”。

²⁰⁾言うまでもなく、前者はリード、後者はボルダー。

²¹⁾technical rules

²²⁾regulations governing competitions aproved by IFSC

²³⁾04 年まで、ここは”Forerunner”だった。フォアランナーの役目は、実際にルート設定をおこなうことではなく、使用するルートの適否を判断することにある。両者は、わが国では同一視されているが、もともと別物である。ただ事実上、フォアランナーがチーフ・ルートセッターを兼ねることがほとんど(全て?)であり、実態に合わせたと言うことだろう。

²⁴⁾06 年まではルート図を TOPO と表記していたが、the route sketch に変更された。よりわかりやすい表現ということだろうか。

²⁵⁾”Delegate”。カタカナ語を避けるなら「IFSC 代理」か「IFSC 代表」だろうが、今一つしっくりこないでカタカナ語とする。

²⁶⁾P.57 参照。

²⁷⁾Competition Jury

2. 加盟団体

2.1 イントロダクション

2.1.1 IFSCはその加盟連盟/協会が、その国内での活動を自由におこなう権利¹⁾を全面的に尊重する。

2.2 加盟連盟/協会と選手団の義務

2.2.1 以下は、加盟連盟/協会、全ての競技会主催者、そして、直接 IFSC のもとで従事するか、加盟連盟/協会、あるいは競技会主催者に属するかを問わず、IFSC 公認競技会に關与する者の遵守すべき義務である。²⁾

- a) 国際クライミング競技会の普及、展開、統括は IFSC のみによる独占的管理のもとにあることを無条件に容認すること³⁾。
- b) IFSC の書面による認可なしに、IFSC 自身の契約と合致しない一切の金銭上、その他の契約を外部団体（テレビ局、競技会スポンサー等）との間に締結してはならない⁴⁾。
- c) この競技にとって最善と思われない決定に関しては、常に IFSC の助言と同意を求めること。⁵⁾

2.2.2 以下は、IFSC 加盟の協会/連盟の義務である。

- a) その国内においてこの競技を統括し、普及し、発展させる。オリンピック憲章、IOC 医事規定、国際クライミング競技に関する IFSC のルールと規則を固く支持する。
- b) 競技規則を理解し遵守する。そしてすぐれたスポーツマンシップを普及させ、選手と役員がそれを守るように努める。
- c) その選手と役員による、麻薬その他禁止された物質の使用に対して、絶え間ない積極的な対策をおこなう。要求のある時は、全ての規則とガイドラインに従い、競技外検査を保証しなければならない。
- d) 選手の健康や成長に悪影響のある方法や練習を禁止する。
- e) その選手や選手団役員に有利になるようにルールと規則を操作することへの誘惑に対し断固とした態度をとる。
- f) 競技中とそれ以外を問わず、その選手と役員が、他の選手と役員その他の競技に関わり合う人々に対し、常に大きな尊敬の念を持って接する。

2.3 選手団派遣資格

2.3.1 IFSC の各加盟連盟/協会は以下の条件のもとで、男子、女子それぞれの選手団を派遣する資格を有する。

- a) 選手の指定と登録に関する規則に従う。
- b) IFSC に対する金銭的負担に関する規定の不履行がない。
- c) 決議事項や、IFSC の懲罰手続きに基づいた決定の結果として起こる要求された行動の不履行がない。
- d) 登録されたすべての選手が、国際競技ライセンスを保持しているか、あるいは IFSC がそのライセンス申請書を受理している。

¹⁾原文は"autonomy"。「自治(権)」と訳したのでは日本語としてしっくり来ないため、「自由」とした。

²⁾"It is the obligation of member federations, all competition organisers and those associated with a competition approved by IFSC, whether working directly with the IFSC or in association with a member federation or with a competition organiser, to "

³⁾アメリカ合衆国がクライミング競技で独自の動きを見せているといわれている。それに対する牽制と理解すると、この強引な表現が納得できる。

⁴⁾原文は"Ensure that no financial or other agreement shall be entered into with an organisation (e.g. television, competition sponsors, etc.), which may conflict with the IFSC's own agreements, without written approval of the IFSC;"。問題なのは"IFSC's own agreements"。これは、IFSC 自体がテレビ局、スポンサーなどと契約を結んでいることを表すものと思う。その契約先と利害関係のある相手の契約、または同じ契約先でも、内容的に異なる契約を禁じる規定と解釈した。

⁵⁾原文は" At all times seek the advice and agreement of the IFSC in respect to any decision which might conflict with the best interest of the sport"。

2.3.2 一国に一団体を越える IFSC 加盟団体が存在する場合、(全ての)加盟団体で、その国に認められた定員内で男女選手それぞれ一つずつの代表選手団のみを派遣する権利を有する。

2.4 選手団の定員

2.4.1 選手団の定員は、ワールドカップ、世界選手権など、競技会の種類によって別に定める。

2.4.2 加盟連盟/協会は最大 5 名までの、競技会場への自由な入場が認められる選手団役員を登録することが許される。これらの役員は登録書式に氏名を記載の上、以下の役割を明らかにすること。

- a) チーム・マネージャー 1 名
- b) コーチ 2 名
- c) 医療担当者または準医療担当者⁶⁾ 2 名

選手団役員は選手と同じ条件で、アイソレーション・ゾーンへの出入りが許される。

2.5 選手登録

2.5.1 各加盟連盟/協会は IFSC が配布する大会インフォメーション文書で公表される選手登録の期限に注意すること。

2.5.2 期限を過ぎでの登録は、追徴金の対象になる。⁷⁾

2.5.3 競技会に不参加となった登録選手の登録料は、当該競技会の初日の 4 日前までに IFSC へ通知があった場合を除き、加盟連盟/協会に課せられるものとする。

2.5.4 登録選手の変更は IFSC デリゲイトの裁量で認められる。変更は、アイソレーション・ゾーンがクローズする前に IFSC デリゲイトに通知しなければならない。

2.6 国際資格

2.6.1 各加盟連盟/協会は IFSC 公認競技会に参加登録する選手が、有効な⁸⁾IFSC 国際競技ライセンスを保有する、あるいはそうしたライセンスの申請が IFSC に受理されていることを保証しなければならない。加盟連盟/協会だけが、IFSC 国際ライセンスの発行と更新の申請書式の提供を認められる。

2.6.2 国際ライセンス取得のため、各連盟/協会がそれぞれの選手について提出すべきものは⁹⁾

- a) 完全な申請書式
- b) 関連書類受領後の¹⁰⁾、新ライセンスの発行のための IFSC の指定する手数料

である。

2.6.3 各ライセンスは、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間有効である。各連盟/協会はその選手の代理として、毎年、更新のために公式申請書式を作成し IFSC に送付することができる。

⁶⁾原文は"qualified medical or para-medical personnel".

⁷⁾2.5.2 は Rules2008-2009 の Amendment 2 (2009/3/21) で"cancelled"とされている。

⁸⁾原文は"current".

⁹⁾原文は"In order to obtain an international licence, each federation must submit for each competitor". わかるようでわからない。

¹⁰⁾原文は on receipt of the relevant invoice

2.6.4 各選手は、そのパスポートを取得した国の連盟/協会に所属していなければならない。二つの国籍を持つ選手の場合、IFSC 公認競技会において所属する¹¹⁾連盟/協会を選ばなければならない。シーズン中の所属変更は認められない。¹²⁾

2.7 手数料

2.7.1 すべての手数料（加盟費、競技会参加費、国際ライセンス料、抗議の際の供託金など）と、全てのその他の費用は、加盟連盟/協会の負担となる。

2.7.2 加盟連盟/協会は IFSC に、請求された金額を請求書の日付から 90 日以内に支払わなければならない。これを守らない場合、下の 2.7.4. の規定が適用される。

2.7.3 抗議の際の供託金は、抗議をおこなった際に IFSC デリゲイト¹³⁾に直接支払われる。抗議は、供託金を受領するまで認められない。

2.7.4 手数料支払いに関する IFSC 規則を守らない連盟/協会は、「規則と付則」に従ってその加盟は保留され、最終的には除名される。

2.7.5 手数料の額は、IFSC が毎年決定し公表する。

¹¹⁾原文は”represent”。その国を”代表して”出場するということだからだろう。

¹²⁾2007 年までは、両国及び IFSC の承認で変更が可能だった。

¹³⁾07 年にジューリ・プレジデントから IFSC デリゲイトに変更。

3. 一般規則

3.1 競技種目

3.1.1 国際競技クライミングは以下の種目¹⁾からなる。

- a) リード²⁾: 下方から確保された選手が、ルートをリードで各クイック・ドローに順番にクリップしながら登り、ルートのライン³⁾に沿った最長到達距離で選手の順位が決定される。
- b) ボルダリング: 複数個の別個の短いテクニカルなルート(ボルダー)⁴⁾を、ロープは使用せず、安全のための着地マットを使って登る。選手が達成した得点の合計とアテンプト⁵⁾数の合計で順位が決定される。
- c) スピード: 下方から確保された選手が、ルートをトップロープで登り、完登した選手の所要時間で選手の順位が決定される。

3.2 クライミング・ウォール

3.2.1 以下の例外を除き、クライミング・ウォールの表面全てを使用して登ることが認められる。⁶⁾

- a) ボルト・オン・ホールドの設置用にクライミング・ウォールに穴をあけられた穴を、選手は手で使用してはならない。
- b) 壁の両側と上端の縁⁷⁾は登るために使用してはならない。

3.2.2 ホールド、壁の一部分、はりぼて⁸⁾を、登るために使用することを認めない必要がある場合、限定部分⁹⁾を、連続的¹⁰⁾、かつ明確に見分けられるように黒でマークしなければならない。

もし、上記以外の限定が設定される場合は、それは全選手に告知されねばならない。¹¹⁾

3.3 安全性

3.3.1 競技会主催者は、競技エリア、競技会場の公共部分と、競技の進行に関わる全ての活動についてあらゆる安全の確保について責任を負わなければならない。

¹⁾原文は disciplines.

²⁾2005年の改訂で、ついに、と言う感じで名称がリードになった。他種目の名称に比べ、Difficulty はわかりにくいので、当然と言えば言えるだろう。

³⁾これを"axis"と呼ぶ。一般的には大ざっぱに、ルート中の各クイックドローを結んだラインと考えて良い。

⁴⁾原文は"a number of individual, short, technical route(boulders)". 06年までは「プロブレム」としていたが、2007年に「ボルダー」に変わった。

⁵⁾"attempt". 「選手がルートを登ろうと試みる」というのが直訳。以前コンペで、選手が取り付くことをアナウンサーが「アタック開始」といつていたことがあるが、その「アタック」はまさにこの"attempt"である。「競技」あるいは「試技」と訳す以外にないが、それではこの言葉のニュアンスがとらえきれないので、「アテンプト」と表記する場合がある。

⁶⁾クライマーはセッターの意志を無視して、壁の表面にあるものは(ハンガーとクイック・ドローを除き)どのように利用してもかまわない。ベニヤ壁ではあまり関係ない規定。FRPパネルでは予期せぬホールドをクライマーが使って登ってしまうのは、お約束である。

⁷⁾原文は"edge". この"edge"と、次に出てくる"demarcation"とは別の概念である。"demarcation"が「3.2.1」の規定に関わらず、壁の中に設けられた使用禁止の部分の指すのに対し、壁の縁はどんな場合でも、絶対的にア・プリアリにアンタッチャブルである。だから、"demarcation"は明確にマーキングすることが求められるのに対し「縁」は特に壁が狭い場合などを除き、マーキングしないことが多い。

またそれがパネルの「縁」でなくコーナー(カンテ)で向こう側に壁が続いている場合は別で、その向こう側の壁も含め、"demarcation"設定がされていない限り、自由に使うことができる。選手はオブザベーションの時に良く確認しておくこと。カンテの裏にホールドがあるかもしれない!!

それから、bottom edge と書いていない以上、下の縁は規制されていない(!)。FRPパネルの壁で、下の縁と床面との間に隙間がある場合、そこにフックしたりすることはOKということになるのだが.....

⁸⁾原文は"feature"

⁹⁾原文は"demarcation". これは従来のバウンダリに替るもの。06年の改定でバウンダリに替わってデマケーションという言葉が使われるようになり、従来のバウンダリと同じように一切触れてはならない限定を赤で、触れても良いが使用してはならない部分を黒でマーキングすべし、と言うことになった。そしてさらに07年に、完全な使用制限をする赤のデマケーションが規定上は廃止された。国内では「限定」が用語としても定着しているので「限定」もしくは「使用限定」と訳すことにする。

¹⁰⁾破線、点線状のラインは不可。

¹¹⁾この「上記以外の限定」は、特定の明瞭に判別できる張りぼてについては、マーキングはないがデマケーションとする、というようなケースが考えられるかもしれない。また、06年までの赤のデマケーションが必要な場合は、この文言がカバーしていると考えられる。また通常の黒のデマケーションの設定については、あえて選手に説明する必要はない。その限定を守るのは選手の自己責任と言うことである。

3.3.2 ジュリー・プレジデントは、競技エリアについての安全性について何らかの疑問がある時、チーフ・ルートセッターとの協議のもと、そのいかなる段階にせよ、競技の開始や継続を許可しないことも含めた決定をおこなう、全面的な権限を有する。役員であれ、それ以外であれ、ジュリー・プレジデントによって安全確保の妨げになると見なされた、あるいは妨げになることが予想されると判断された者は全て、即座にその役目を解かれ、また競技エリアから退去させられる。

3.3.3 主催者から指名されるビレイヤーは、競技会におけるビレイの方法について習熟していなければならない。IFSC ジャッジは、どのビレイヤーでも、競技会中いつでも、その交替を主催者に指示する権限を有する。交替させられた場合、そのビレイヤーはその競技会のどの選手のビレイも担当することを認められない。

3.3.4 各ルート、ボルダラーは、選手の墜落によってその選手が負傷したり、あるいは他の選手や第三者を傷つけたりその妨げとなることを避けるように設計/設定されねばならない。

3.3.5 ジュリー・プレジデント、IFSC ジャッジ、チーフ・ルートセッターは競技会の各ラウンドに先立ち安全確保の基準を満たしていることを確認するために、各ルート、ボルダラーを点検しなければならない。特に、IFSC ジャッジとチーフ・ルートセッターは、全ての安全のための用具と進行手順が、IFSC 規格 (EN 規格、または相当する国際規格)¹²⁾に則っていることを確認しなければならない。

3.3.6 競技会で使用される全ての器具は IFSC 規格 (EN 規格、または相当する国際規格) を満たしているか、さもなければ、IFSC または、例外的な状況でジュリー・プレジデントが IFSC の代表としての権限を持って指定したものでなければならない。一般的なものとして、リードとスピードでは、主催者が用意した IFSC 規格 (EN 規格、または相当する国際規格) のシングル・ロープを使用しなければならない。ロープ交換の回数は IFSC ジャッジが決定する。

3.3.7 ルート上の用具について、以下の安全対策が留意されねばならない。

a) 競技会中に使用される各確保支点は、公認されたもので 適切に閉じられた、IFSC 規格 (EN 規格、または相当する国際規格) を満たした 8mm または 10mm のマイロン・ラビッド¹³⁾ に、IFSC 規格 (EN 規格、または相当する国際規格) を満たし、もう一方の端には選手がロープを通すカラビナをつけた、連結されていない¹⁴⁾機械縫いのスリングを接続したクイックドロワー・スリングを備えていなければならない。

カラビナへの横向きの負荷¹⁵⁾の可能性は最小限でなければならない。

b) 通常のクイックドロワー・スリングより長いものが必要な場合は、少なくとも同等の強度を持つ、1本のテープでできた¹⁶⁾(機械縫いの)テープスリングを、通常の短いクイックドロワーに替えて使用しなければならない。輪になったスリングは粘着テープでまとめておくべきである¹⁷⁾。どのような場合でも、通常の長

¹²⁾2007年まではここに"UIAA standards"が含まれていたが、2008年にこの表現に変わった。実態として"IFSC standard"が存在しているようには思えないし、良く読むとカッコ内の「EN規格、あるいは相当する国際規格」(原文は"EN standards or international equivalent")を満たすことが「IFSC規格」である、という風に解釈できる。また「相当する国際規格」には当然、UIAA規格が含まれるだろう。単にUIAAという文言を排除したかっただけのことと思われる。

¹³⁾原文は"an approved and properly closed 8mm or 10mm Maillon Rapide complying with IFSC standards(EN standards or international equivalent)"と、実にしつこい表現になっている。最初の"approved"は不要？

"Maillon Rapide"はフランス語。鎖やワイヤーを連結する一般的な金物の一つである。国内でも、ほぼ同形状の国産品がリング・キャッチの名称で流通している。ただしヨーロッパのENあるいはUIAA準拠のものは、安全強度(SWL)表示が国産に比べ非常に高い。材質、形状から考えるとその差は異常であるが、両者が全く別物であるかのような言説は、必ずしも正しくない。これは必ずしも実際の強度の差ではなく、規格、保証上の問題である可能性があるからだ。国内品でもきちんとした製造管理と検査を経れば、今流通しているものと同等品が、ヨーロッパ製並のSWL表示を得られるものと思われる。

¹⁴⁾原文は"continuous"

¹⁵⁾原文は"cross loading the karabiner"。当初はZクリップかと思っていたが、どうもおかしいので改めて辞書を調べると、crossには直交、縦に対する横という意味合いがある。そうすると、カラビナの長軸と直交する方向の荷重と解釈するのが妥当だろう。要するにクイックドロワーリング末端のカラビナが回転し、中途半端な引っかかった状態である。

仮に180度回転してしまえば、危険性はないがクリップはやりずらく、テクニカルインシデントになる。カラビナは固定のためのパーツ(ベツルのストリングなど)を用いるなり、粘着テープでスリングを絞り込むようにするなりして固定してしまうことをお勧めする。

¹⁶⁾原文は"continuous"。後半にある「連結したもの」に対する表現だろうと思う。

¹⁷⁾リング状のスリングはそのままだと、選手が足を突っ込む危険性がある。

さのクイックドロウを（マイロン・ラピッドや安全環の有無を問わずカラビナで）連結したものを使用してはならない。また、ロープやテープを結んだスリングは使用を認められない。

3.3.8 ジュリー・プレジデントは、適切な資格のある医療担当者が、選手と競技エリアやアイソレーション・ゾーン内で働く役員の事故や負傷に対して速やかに対応するために待機¹⁸⁾していることを確認しなければならない。

3.3.9 負傷、その他の病気など、どのような理由であれ、選手が競技をおこなうにふさわしい状況にないと信ずるに足る理由がある場合、ジュリー・プレジデントは以下の身体テストの後、選手の検査を専属の医師に依頼する権限を有する。¹⁹⁾

a) 足:選手が連続して5回、それぞれの足で片足跳びをおこなう。

b) 腕:選手が連続して5回、両手で腕立て伏せをおこなう。

この検査の結果に基づき、医師が当該選手は競技を続けられる状態にないと判断する時、ジュリー・プレジデントは当該選手の競技参加を停止させねばならない。その後、当該選手が回復したと言う確証があれば、彼/彼女は所定の再検査を要求できる。検査の結果に従い、専属の医師は選手が競技に適した状態にあると判断すれば、ジュリー・プレジデントはその選手の競技を許可することができる。

3.3.10 いかなる場合も、選手からの要求によって、特別な措置（たとえばボルダーの上からはしごで地面に降りる、など）を用意することがあってはならない。

3.4 競技順リスト

3.4.1 予選ラウンドの参加選手名簿は、IFSCのウェブサイト上で公表され、オンライン登録の進行に従い更新されねばならない。予選ラウンドの暫定競技順リストはその競技会のテクニカルミーティングの前日にウェブサイト上に公表されねばならない²⁰⁾。最終の公式競技順リスト——欠席選手の氏名を削除したものは、予選ラウンド開始前の受付終了後直ちに公表されねばならない。

最終の公式競技順リストは、競技会の公式の掲示板とアイソレーション・ゾーンに掲示され、競技会の審判団のメンバー、チーム・マネージャー、競技会の広報担当、メディア関係者の代表に公開されねばならない。²¹⁾

3.4.2 競技会の以降の各ラウンドの競技順表は、競技会の先立つラウンドの公式リザルトが発表され、抗議に対する処理が終了した後、前項と同じ形で公表されねばならない。さらに加えて、例えばチーム・マネージャーと選手の宿泊する主なホテルなど適切なその他の掲示板でも発表されねばならない。

3.4.3 各競技順リストには以下の内容が含まれねばならない。

a) 競技順

b) 各選手の氏名とIOCの国別コード

c) 各選手の世界ランキング

d) アイソレーション・ゾーンのオープンとクローズの時刻。

¹⁸⁾原文は"are in attendance"

¹⁹⁾原文は"the Jury President has the authority to request a check-up of the competitor by the organisation doctor who will proceed with the following physical test:" 何故ここでproceedを使うのか、よく分からない。単に「医師にテストを行わせる」ということかもしれない。

²⁰⁾Rules2008-2009のAmendment 2(2009/3/21)で修正。IFSCの大会へのエントリーはウェブサイト上からおこなうと言うのが、原則になっているということである。オーダーについても、テクニカルミーティングまでに作成とされていたのが、その前日の公表となった。

²¹⁾2007年までは"be handed out to"だったが、2008年に"be available to"に変わった。つまり必ずしも印刷して直接配布する必要はなく、何らかの形で入手できるようにしてあれば良いと考えることができる。

e) オブザベーションまたはデモンストレーション及び競技の開始時刻。

f) IFSC または ジュリー・プレジデントの認めたその他の事項。

全ての競技順リストは、IFSC が規定し IFSC のウェブサイトで開催している書式で作成されねばならない。

3.4.4 競技順の作成方法：

a) リード及びボルダリング競技会の予選ラウンド²²⁾の競技順は、ランダムとする。²³⁾

b) もし予選ラウンドが、2 つ以上の類似したルートまたはボルダー群でおこなわれ、個々の選手はそのルートまたはボルダー群の内的一方でのみ競技をおこなう場合、

選手はそのラウンドの各ルートまたはボルダー群に、それぞれのその時点の世界ランキングを元にして振り分ける調整が行われる。

まず、その時点の世界ランキングでランク付けされている選手は、下の例のように各ルートまたはボルダー群に順々に振り分けられる。

世界ランキングによる振り分け	
ルート/ボルダー群 1	ルート/ボルダー群 2
1	2
3	4
5	6
7	8
9	10
.....etcetc

ランクのない選手は各ルートまたはボルダー群に同人数ないしは可能な限り同人数に近い選手が割りふられるように、各ルートに無作為に振り分けられる。この振り分けの後、各ルートまたはボルダー群に振り分けられた選手ごとに競技順がランダムに決定される。²⁴⁾

c) リード競技会の予選が二つの異なるルートを全選手が登るかたちで行われる場合、競技順は以下のようになる。

(i) フラッシュ方式が用いられ、一方のルートを登った後に他方のルートを登る場合;

予選の最初のルートの競技順は、ランダムに決定される。予選の 2 番目のルートの競技順は最初のルートと同じとするが、半分に入れ替える。

例 1: あるカテゴリの選手が 20 名の場合、予選の最初のルートで 11 番目に登った選手は、予選の 2 番目のルートでは最初に登る。

例 2: あるカテゴリの選手が 19 名の場合、予選の最初のルートで 10 番目に登った選手は、予選の 2 番目のルートでは最初に登る。

最初のルートのアテンプト終了と 2 番目のルートのアテンプト開始の間の休憩時間は、最低 50 分が保証されるものとする²⁵⁾。

²²⁾ the qualification round

²³⁾ その時点の世界ランキングの逆順をベースにした物から、一度ランダムに変わり、再度世界ランキングの逆順になり、そしてまたランダムになった。

²⁴⁾ 国内大会でも、必要な場合は過去の戦績を使ってこの方式で振り分けをおこなっている。

²⁵⁾ 通常は、選手一人当たり 5 分で考えても 10 人で 50 分。こうした形式で実施する場合、片方のルートが 10 人以下ということは考えにくいので、あまり心配する必要はない。

(ii) フラッシュ方式が用いられ、両ルートが同時に登られる場合;

選手は二つの、同人数あるいはほぼ同人数の大きなグループに上記 3.4.4.b) に従って振り分けられ、2本のルートの競技順はランダムに決定される。選手は1本のルートでのそのアテンプトを終了したら、その選手はもう1本のルートの競技順リストの最後に追加される。それぞれの選手について、アテンプトの間に最低50分の休憩時間をとるものとする。

(iii) オンサイト方式が用いられる場合;

競技順はランダムに作成され、両ルートで同じとする。

d) 予選ラウンドに続くラウンドの競技順は、スーパーファイナルをのぞいて、先行するラウンドの順位の逆順とする(1位のものが最後のスタートになる)。先行するラウンドで同順位があった場合、その選手間の順番はその時点の世界ランキングの逆順、またランク外の選手の場合は無作為順とする。ランク内の選手とランク外の選手が同着の場合、ランク外の選手が先となる。同ランクの2名の選手が同着の場合は、その競技順は無作為順とする。ランク外の2名の選手が同着の場合は、その2名の選手の競技順は新たに無作為に決定する。

スーパーファイナルの競技順は、ファイナルと同じとする。

e) スピード競技の予選ラウンドと決勝ラウンドの競技順は、セクション6で定めるところに従って作成される。

3.5 受付とアイソレーション

3.5.1 競技会のラウンドに参加資格のある選手はジュリー・プレジデントが定め、大会主催者が公表した時刻までに受付場所で受付をすませ²⁶⁾、アイソレーション・ゾーンに入らねばならない。

3.5.2 以下の者だけがアイソレーション・ゾーンに立ち入ることが認められる。

a) IFSC 役員

b) 主催者役員

c) 当該ラウンドに参加資格のある選手。

d) 公認された、選手団の役員。

e) ジュリー・プレジデントが特に認めた者。この場合、これらの者はアイソレーションにとどまる間を通して、アイソレーション・ゾーンの守秘性を保ち、不要な混乱や選手に対する妨害を防ぐために、競技会役員の付き添いと監視のもとにおかれる。

動物はアイソレーション・ゾーンに入ることができない。ただしジュリー・プレジデントが認めた場合はこの限りではない。

3.5.3 喫煙は、特別に指定された喫煙所でのみ認められ、その場所は通常、アイソレーションゾーンへのドアの外側に隣接した場所とするが、最終待機所²⁷⁾や競技ゾーンの中または近接したところであってはならない。指定された喫煙エリア内にある時は、選手も選手以外の者もアイソレーション状態にあるものとする。

3.5.4 選手は競技ゾーンと最終待機所を含め、競技エリアにいる間を通じて²⁸⁾、アイソレーション状態にある。これは、ジュリー・プレジデントが特別に認めない限り、いかなる方法であれ、競技エリア外にいる者に情報を求めることがあってはならないことを意味する。この規則を遵守しなかった場合、ただちにその競技会において失格となる。

²⁶⁾ register at the registration desk

²⁷⁾ call zone

²⁸⁾ この部分では、“zone”は“area”よりも限定された範囲を指しているが、3.6.2の“observation area”と言う表現を見ると、一貫性に欠く印象がある。

3.5.5 全ての選手も選手団役員も競技エリア内にある間に、ジュリー・プレジデントの許可した機器を除いて、いかなる電子通信機器も所持または使用することは認められない。²⁹⁾

3.5.6 選手は、オブザベーション中、及びクライミング中にいかなるオーディオ機器も所持または使用することはできない。

3.6 オブザベーション

3.6.1 あるラウンドあるいはアテンプトに先だって、競技会のそのラウンドに参加登録された選手は、競技会開始に先立ち、その間にルートやボルダーについて検討することが許されるオブザベーション期間³⁰⁾が認められる。このオブザベーションの具体的な規則は、リード、ボルダリング、スピード各競技それぞれのセクションで規定されている。

3.6.2 オブザベーション・エリア内では、全ての選手にはアイソレーション内における規定が適用される。オブザベーション期間の間は、選手団役員が選手に同行することは認められない。選手はオブザベーションを、定められたオブザベーション・エリア内でおこなわねばならない。クライミング・ウォールに登ることや、道具や家具類の上に立つことは許されない。選手はいかなる方法によっても、オブザベーション・エリア外の何人とも連絡をとってはならない。質問は、ジャッジに対してのみ認められる。

3.6.3 オブザベーションの間、選手はルート/ボルダーの観察に双眼鏡の使用と、手書きのスケッチと記録が許される。それ以外、いかなる観察や記録のための機器の使用も認められない。

3.6.4 選手は公式のオブザベーションの間に得たもの、そしてジュリー・プレジデントまたはジャッジから伝えられた以外の、ルートあるいはボルダーに関するいかなる情報も持つてはならない。

3.6.5 各選手はその自己責任において、ルートあるいはボルダー観察中の全ての指示に注意を払わねばならない。³¹⁾

3.7 クライミングに先立つ準備

3.7.1 アイソレーション・ゾーンから、コール・ゾーンへの移動の指示を受けた後は、選手は競技会役員以外の何人とも行動をともにしてはならない。

3.7.2 コール・ゾーンに到着したら各選手は、競技種目に応じてクライミング・シューズをはき、ロープを認められた結び方で結ぶなど、アテンプトの最後の準備をしなければならない。

3.7.3 選手がルートまたはボルダーにおいてその競技を開始する前に、リード競技におけるロープの結び方を含め、使用する全てのクライミング用具について安全性に問題がないかどうか、また IFSC 規則に準拠しているかどうか、競技会役員から検査を受けなければならない。各選手は競技をおこなう間に身につける用具と衣服について全面的に責任があるとみなされねばならない。

3.7.4 各選手は指示を受けたらコール・ゾーンを離れ、競技ゾーンに入る用意をしなければならない。いかなる、不法な遅延も「イエロー・カード」の対象となり、さらにそれ以上の遅延はセクション 12 に従い、ただちに失格となる。

²⁹⁾06年までここにはカメラやビデオカメラも具体的にあげられていたが、07年にこの表現に改められた。具体的に機器の類例をあげていきりがないからだろう。同時にこの表現からすると、通信機能を持たない機器については、オブザベーション中に使用しない限り持ち込んでも問題はないと考えられる。別に日本の国体で問題が出たからこうなったわけではあるまいが.....

³⁰⁾observation period

³¹⁾原文は”It is the sole responsibility of each competitor to fully inform him-/herself with respect to all instructions regarding the route or boulder.”回りくどい表現でいまいち意味が不明だが、要するに説明が聞こえなかったなどと、後からクレームをつけるな、ということか。

3.8 選手団の服装と用具

3.8.1 選手が使用する全ての用具は IFSC が別途指定した場合を除き、IFSC 規格 (EN 規格、または相当する国際規格) に従ったものでなければならない。認められていない用具、結び方、衣服の使用、またはそれらの認められていない改変、広告に関する規則への不服従、いかなるものにせよ IFSC 規則と規定及び選手団の服装と用具に関する規定への違反があった場合、選手はセクション 12 に照らして制裁を受けなければならない。

3.8.2 選手は競技中、その国の選手団であることを表すために³²⁾ (1) 国旗を表す、あるいは国旗の色またはその国のスポーツカラーの、(2) 3 文字の IOC の国別コード³³⁾の入った、選手団の公式の上衣³⁴⁾を着用すること³⁵⁾。上衣は男女で異なっていてよい³⁶⁾。公式の競技順の入ったゼッケンは、競技会主催者から提供される。これには切断その他の改変を加えてはならず、上衣の背中側にはっきり見えるようにつけなければならない³⁷⁾。競技順ゼッケンの大きさは 18 × 24cm (横長で) を越えてはならない。競技会主催者は、加えて選手のズボンの脚の部分に競技順ゼッケンをつけさせることができる。

3.8.3 各選手は IFSC 規格 (EN 規格、または相当する国際規格) に準拠したハーネス——ハーネスはリード、スピード競技で装着する——を使用し、クライミング・シューズをはかなければならない。各選手は任意で、チョーク・バッグ、クライミング・ヘルメット、衣類 (選手団上衣に加えて) を自由に使用することができる。全ての用具、服装は、以下の広告に関する規則に従ったものとする。

- a) ヘッドウエア³⁸⁾ : 製造者名またはロゴのみ。
- b) 選手団上衣 : スポンサーのロゴ——合計で 300 平方センチ以内。
- c) ハーネス : 製造者の名称とロゴ、スポンサーのロゴ——合計で 200 平方センチ以内。
- d) チョークバッグ : 製造者の名称とロゴ、スポンサーのロゴ——合計で 200 平方センチ以内。
- e) 脚部 : 製造者の名称とロゴ、スポンサーのロゴ——片足あたり合計で 300 平方センチ以内。
- f) 靴と靴下 : 製造者の名称とロゴのみ。

各用具、服装における選手の所属する山岳連盟/協会や国を表す語句やロゴは、上の各項に規定されたサイズの上限に加えて認められる³⁹⁾。

刺青など選手の身体に直接表示されたいかなる広告用の名称、ロゴも、上記にそれぞれ規定された身体部分のサイズ上限に含めて計算するものとする。

これらの規則に従わなかった場合、選手はセクション 12 に照らして制裁を受けることになる。

3.8.4 可能であれば常に、そして特に表彰式においては、選手と選手団役員は、それぞれの⁴⁰⁾ユニフォームを着用のこと。

³²⁾原文は”Competitors representing their national teams shall, when climbing, wear a uniform……”。

³³⁾the three letter IOC country code

³⁴⁾uniform official team top

³⁵⁾この規定は「公式」とは言っても、そのデザインを申告するようなことはないので、ここに規定された要素を満たしていれば、全員が同じものを着ていれば大会ごとに違うものでもかまわないだろうと思う。仮に選手が一人ならば、個人の T シャツに日の丸と”JPN”を入れればそれでよい、と考えられる。

³⁶⁾この一文は 07 年に追加。

³⁷⁾「ゼッケン」の原文は”bib”。後半の”(it) shall be displayed prominently on the back of the top”という記述から考えると、ベストのようなものではなく競技順をプリントした単なる布/紙で、裏面に粘着剤がついているか、安全ピンでつけるかするようなものと考えた方が良さそうだ。bib は胸あて、よだれかけの意味だが、日本語では身体の前側につけるものに限定したニュアンスがあるので、最も近いと思われる日本で通じる単語としてゼッケンと訳した。

³⁸⁾ヘルメット、バンドナ、鉢巻き … etc

³⁹⁾従来は、広告類と所属関係のロゴなどを含めての面積規定だったが、2006 年から後者は別扱いになった。

⁴⁰⁾原文は”distinctive”だが、日本語に直すと奇抜な服装ととられかねない表現になる。

3. 8. 5 ルートまたはボルダーのアテンプト中に、選手はチョーク（粉末または液状）のみをその手につけることが認められる。⁴¹⁾

3. 9 壁のメンテナンス

3. 9. 1 チーフ・ルートセッターは競技会の各ラウンドを通じて、IFSC ジャッジからの依頼に応じて壁の保守と修理を能率的かつ安全におこなう、熟練した保守チームを確保しなければならない。安全性は、常に最優先されねばならない。

3. 9. 2 IFSC ジャッジの指示があったら、チーフ・ルートセッターは直ちに補修作業をおこなわねばならない。補修終了後、チーフ・ルートセッターが点検し、ジュリー・プレジデントに対し補修の結果、以降の選手に有利または不利になることがない旨を告知しなければならない。競技会のそのラウンドを継続するか、中止し再スタート（再試合）するかのジュリー・プレジデントの決定は絶対で、この決定に関するいかなる抗議も受諾されない⁴²⁾。

3. 10 テクニカル・インシデント

3. 10. 1 テクニカル・インシデントは、何らかの事象によってある選手に、その選手自身の行動によらず、不利または不公平な結果が生じることを言う。テクニカル・インシデントの種類と発生後の処理の詳細は、後のリード、ボルダリング、スピード各種目それぞれのセクションに記す。

3. 10. 2 一般に、テクニカル・インシデントは以下のように分けられる。

a) 選手がレジティメイト・ポジション⁴³⁾にないテクニカル・インシデント

選手がテクニカル・インシデントの可能性のある事態の結果として⁴⁴⁾、レジティメイト・ポジションをはずれた場合、選手のアテンプトは終了となる。IFSC ジャッジは、テクニカル・インシデントを宣言し、該当するテクニカル・インシデントに関する規則に照らして⁴⁵⁾、選手に再アテンプト⁴⁶⁾を認めるかどうかを、直ちに決定しなければならない。

b) 選手がレジティメイト・ポジションにあるテクニカル・インシデント

(i) IFSC ジャッジが指摘したテクニカル・インシデント後に、選手がなおレジティメイト・ポジションにある場合、クライミングを続けるか、中止するか選ぶことができる。もし選手が登り続けることを選んだら、そのテクニカル・インシデントについての、それ以上の申告は受け入れられない。

(ii) 選手がテクニカル・インシデントの可能性のある事態を指摘した後に、選手がなおレジティメイト・ポジションにある場合、選手はテクニカル・インシデントの性質を明らかにし、IFSC ジャッジの同意のもとにクライミングを続けるか、中止するか選ぶことができる。もし選手が登り続けることを選んだら、そのテクニカル・インシデントについての、それ以上の申告は受け入れられない。

3. 10. 3 テクニカル・インシデントの確認及び却下⁴⁷⁾は IFSC ジャッジが、必要に応じてチーフ・ルートセッターと協議の上でおこなう。この決定は絶対である。

⁴¹⁾2005 年までは、ボルダーの項でポフ（松ヤニ）の使用について言及があった。またジュリープレジデントが認めた場合、チョーク以外の使用を認める旨の記述があった。

⁴²⁾これは主に、ホールドが破損したときに使われていたものと全く同じホールドの予備がなかった場合のことと考えていただきたい。代替ホールドによって、交換前とムーブ、グレードに問題となる変化が生じてはならないわけだ。その判断はチーフ・ルートセッターがおこなうが、もし交換前との差が大きなものとならざるを得ない場合、そのラウンドを無効にして新たなルートでやり直すことになる。しかし国内大会ならともかく（いや、それだつてとんでもない事態だ）、国際大会でのそれは、想像もしたくないことだ。従ってチーフ・ルートセッターも、よほどのことがない限り、OK を出すのだと思うのだが……。

⁴³⁾”legitimate position”。「正当な」あるいは「正常な」場所/状態ということで、選手がアテンプトを何の違反事項もなく継続している状態を指す。これも訳しにくいので、以後この表記とする。

⁴⁴⁾”due to a possible technical incident”

⁴⁵⁾”in accordance with the rules governing technical incidents for that particular discipline”

⁴⁶⁾”a subsequent attempt”

⁴⁷⁾”The confirmation or non-confirmation of a technical incident”

3. 11 判定用ビデオ記録の使用

3. 11. 1 リード競技のルート及びボルダリング競技のボルダーでの各選手のアテンプトの、公式ビデオ記録が作成されねばならない⁴⁸⁾。

3. 11. 2 リードでは1ルート当たり少なくとも1台、できれば2台のビデオカメラを、ボルダー競技では全てのボルダーをカバーする最低2台の(固定された)ビデオカメラを使用しなければならない。クライミング競技会のビデオ記録の適切な経験を有する撮影者が、ナショナル・ジャッジによって補助されることが推奨される。ラウンドに先立ち、IFSC ジャッジ又はジュリー・プレジデントは撮影者に、適切な技術と手順を簡潔に説明しておかねばならない。⁴⁹⁾ビデオ・カメラの位置はジュリー・プレジデントが、IFSC ジャッジとチーフ・ルートセッターとの協議の上で決定する。とりわけ、撮影者がその作業を妨げられないことがないよう、また何者もカメラの各ルートの視野を遮ることがないよう注意を払わねばならない。

3. 11. 3 判定のために、いかなるできごとであれ再確認するための、ビデオ再生システムに接続されたモニター・テレビが用意されなければならない。再生モニターの設置場所は、ビデオの再生とその検討を、許可を得ていない者やジャッジ以外の者が見たり聞いたり、あるいは妨げたりすることない場所とし、また利用しやすいようジャッジ席に近くでなければならない。

3. 11. 4 公式ビデオ記録のみが判定に使用され、ビデオ記録を見ることができるのは、ジュリー・プレジデント、IFSC ジャッジ、ルート・ジャッジ、チーフ・ルートセッター、IFSC デリゲイトのみに限られる。⁵⁰⁾

3. 11. 5 ビデオ記録は競技会の各ラウンド終了時に、ジュリー・プレジデントに渡される。IFSC の特別な認可をのぞけば、これらのビデオ記録の複製は作成されない。競技会のビデオ記録は、唯一、競技会の判定と、IFSC のトレーニング・コースの目的のためだけに使用される。どのような場合でも IFSC の役員以外の者は、それを利用できない。

3. 12 リザルト表

3. 12. 1 競技会の各ラウンド終了時に、各選手の順位と成績を記載した暫定リザルト表⁵¹⁾をジャッジの作業をもとに作成しなければならない。この暫定リザルト表は、公式のリザルト表の確定に先だつ非公式な情報として公表され、チームマネージャーや選手によるコメントも非公式なものとなる⁵²⁾。暫定リザルトは競技会の全ラウンドを通じて、スクリーンに投影されることが推奨される⁵³⁾。

3. 12. 2 暫定リザルト表の公表後に、その確認と、必要があれば修正を経て、IFSC ジャッジのサインによって公式に認められ⁵⁴⁾、公式リザルト表として公表される。

3. 12. 3 競技会の終了時に、全選手の最終順位とその競技会各ラウンドでの成績を記載した公式の確定リザルト表⁵⁵⁾が用意され、IFSC ジャッジとジュリー・プレジデントがサインをした後、公表されねばならない。

⁴⁸⁾2005 年までボルダリングのビデオは必ずしも必須ではなかったが、2006 年から必須となった。

⁴⁹⁾この部分直訳。要するにどういう撮り方をするか、あるいはルートの性格上留意すべき点などを説明しておけということか？

⁵⁰⁾ビデオなしの競技会運営はあり得ないといえるだろう。一つにはウォール・ジャッジの廃止が大きく影響している。かつてのウォール・ジャッジの役割を、ビデオが担っているのである。

だが経験的にいえば、ビデオは必ずしもベストアングルからの記録ではない。少なくとも、ルートの全てのポイントをベストの方向から撮影できるわけがない。特にホールド/タッチの区別は、下方からの撮影では事実上判定不可能な場合が多いというのが実感である。

将来的には、ウォールに平行に設置されたボール上を上下に移動する、リモートコントロール・カメラなどが開発されるのかもしれない。だが、現状ではビデオは、選手を納得させる一つのポーズとしての性格が強いように思われる。

⁵¹⁾"a provisional result list"

⁵²⁾"This provisional result list may be published as unofficial information awaiting the finalisation of the official result list, and unofficial comments may be made by team managers and competitors." 意味不明。とにかく早くリザルトを公表しろ、ただしそれは非公式なものとしてあつかう。チーム・マネージャーや選手がそれに異議をとなえても、それは非公式なもので、正式な抗議にはならない、と言う意味か？つまりこの段階での異議は、非公式だから fee 無しで可能と言うことか？

⁵³⁾国内でも、2004 年のさいたま国体、及び同じ会場で行われた 2005 年のリード、2006 年のボルダリングの両ジャパンカップでおこなっている。

⁵⁴⁾原文は"officially approved in writing by the IFSC Judge"

⁵⁵⁾"an official consolidated result list"

3. 12. 4 全ての公式リザルト表は、IFSC の規定する様式で作成され、競技会の公式の掲示板に掲示され、その複写は競技会の審判団のメンバー、チーム・マネージャー、競技会の広報担当、メディア関係者の代表に公開されねばならない。

3. 13 順位と記録

3. 13. 1 競技中の選手の個々の順位の決定手順は、リード、ボルダリング、スピード各種目それぞれのセクションで規定する。

3. 13. 2 各国選手団の順位と、個々の選手のその大会の全ての種目を含めた総合順位が以下の大会において作成されねばならない⁵⁶⁾。

- a) ワールドカップ
- b) 世界選手権
- c) 大陸別選手権
- d) 世界ユース選手権
- e) 大陸別ユース選手権
- f) 地域大会

3. 13. 3 各国選手団の順位は、各国選手団のその競技会に参加し上位を獲得したメンバー⁵⁷⁾の順位ポイントを(7.2.1 に従って)種目毎に合算して計算する。⁵⁸⁾ポイントを計算に使用する選手の数は各競技会の選手団の定員までとする。

3. 13. 4 複数の種目を含む競技会での全種目の総合順位⁵⁹⁾は、その競技会の全種目に参加した選手の、それぞれの種目での順位ポイント(7.2.1 によるもの)を合算して作製する⁶⁰⁾。

3. 13. 5 IFSC は以下の確定順位を公表する。

- a) ワールドカップ・ランキング
- b) 世界ランキング(WR)
- c) 大陸別ユースシリーズランキング(CYSR)⁶¹⁾

ワールドカップ・ランキングの算出方法は、7.2 に規定されている。

世界ランキングはIFSC が認めた全ての競技会での選手の獲得した成績をもとに、先立つ12ヶ月間の順位を計算する。世界ランキングを作成する方法の詳細は、IFSC のウェブサイト公表されている。

3. 13. 6 IFSC はスピード競技の世界記録を公表する⁶²⁾。

⁵⁶⁾ "A national team ranking, and a combined individual ranking for all disciplines included in a particular competition, shall be prepared, as relevant, for the following competitions"

⁵⁷⁾ 原文は "the highest ranked individual national team members".

⁵⁸⁾ "The national team ranking shall be calculated by adding the ranking points of the highest ranked individual national team members participating in the competition."

⁵⁹⁾ 原文は "A overall competition ranking for a competition where more than one discipline"

⁶⁰⁾ Rules 2008-2009 の Amendment 2 (2009/3/21) で「一つ以上の種目に参加した選手」から「全種目に参加した選手」に変更された。しかし同時に、2009 年からはボルダリングとリードはシーズンが完全に分けられている。つまりこれは、世界選手権や大陸別選手権、あるいはワールドカップであれば、スピードとボルダリングまたはリードのいずれかを組み合わせた大会の場合を規定したものと考えべきなのだろう。

⁶¹⁾ 実態としてはヨーロッパユースのみではないかと思われる。

⁶²⁾ 05 年度からスピードは、年間を通じてどの会場でも同じ壁、同じルートをを使用することになったので、これが可能になった。

3. 14 アンチ・ドーピング検査

3. 14. 1 加盟山岳連盟/協会は、その国の国際スポーツに関する規則、世界アンチドーピング規定⁶³⁾、IFSCのアンチドーピングの指針、手続き、制裁に関する規則⁶⁴⁾の求めるところに従っておこなわれるアンチドーピング検査の準備をしなければならない。

3. 14. 2 ワールドカップ、世界選手権、大陸別選手権、ワールド・ユースチャンピオンシップ、コンティネンタル・ユースチャンピオンシップ、そして国際的な競技会の優勝者と、スピード競技で世界新記録を達成した全ての選手は、アンチ・ドーピング検査の対象となる。

3. 15 式典

3. 15. 1 ジュリー・プレジデントの特別な許可がない限り、全選手は開会式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 12 に従って制裁の対象となる。

3. 15. 2 競技会の最後に、決勝ラウンド終了後ただちにおこなわれる表彰式は、こうした催しに関する IOC の手続きに従っておこなわねばならない。国歌演奏と国旗掲揚は IFSC の選手権大会およびワールドカップの最終大会⁶⁵⁾において必須である。

3. 15. 3 ジュリー・プレジデントの特別な許可がない限り、全ての決勝参加選手のうち上位 3 位までは表彰式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション 12 に従って制裁の対象となる。

⁶³⁾”the World Anti Doping Code”

⁶⁴⁾”the IFSC Anti Doping Policy and Procedure and Disciplinary Rules” 各語の頭が大文字なので、こういう文書が存在するのだろう。

⁶⁵⁾”World Cup final events”とあるので、リード、スピード、ボルダールの各種目の最終戦となる大会において、ということだろう。

4. リード

4.1 概説

4.1.1 この規則はセクション3の一般規則を併せて参照すること。

4.1.2 リード競技は、専用に設計され¹⁾、最低12mの高さを有し、かつ各ルートの長さが最低15m、幅が最低3mでの設定が可能な人工のクライミング・ウォールで開催するものとする。ジュリー・プレジデントの裁量において、壁の一部が幅3mに満たないものも認められる²⁾。

4.1.3 全てのリード競技では、選手はルートを下から確保されて、リードで登らねばならない。

4.1.4 リード競技には、次のようなものがある。

- a) オンサイト：ルートに対する1回のオブザベーションの後に競技する。
- b) フラッシュ：フォアランナー³⁾によるデモンストレーションあるいは、他の選手の競技を見た後に競技する⁴⁾。
- c) アフター・ワーク：認められた試登の後に競技する。

4.1.5 現行の規則に従ってルートを登り、ロープが選手によってレジティメイト・ポジションから最終クィック・ドロウのカラビナにクリップされたときにルートは完登されたと思なされる⁵⁾。

4.1.6 リード競技は通常、次のような構成からなる。

- a) 1本もしくは2本の、同じあるいは異なるルートを使用する予選ラウンド。異なるルートを使用し、それぞれの選手がいずれか一方のルートのみを登る場合、それらは同じグレード、似通った性格のルートでなければならない。
- b) 1本のルートを使用して行われる、セミ・ファイナル、ファイナル、必要が生じた場合スーパーファイナルの各ラウンド。

不測の事態の場合は、ジュリー・プレジデントはラウンドのうちひとつを省略することができる。1ラウンドが省略された場合、先立つラウンドの結果を省略されたラウンドの順位とする。⁶⁾

¹⁾原文は”purpose-designed”。

²⁾壁のスケールの規定は’95年のHANDBOOKでは”absolute”で、絶対条件だったが、その後「望ましい」「recommend」という表現に変わり、2002年にさらにこのような表現となった。これは、全ての条件をクリアすると金がかかりすぎるといった経済的条件が大きいのだろう。またあるいは、近年のワールドカップの壁が立体的になり、部分的に条件をクリアできないケースが考えられるようになったということもあるのかもしれない。

³⁾選手の競技に先立って登って見せるから先に(fore)走る者(runner)と呼ぶらしい。

⁴⁾この後段は2006年に追加された。この形式のフラッシュは従来、国際コースの予選でおこなわれてきた。参加人数が膨大なため、現実問題としてアイソレーションができないからである。そして2008年からは通常の世界カップでもこの形式の採用が示唆され、2009年からは、原則としてこの形式での実施が言われている。

会場に恵まれない、と言うより、壁はあっても大きなアイソレーションの確保できない我が国でも、参加者数の多い大会ではこの形式の大会が増えてくる可能性が高い。

⁵⁾かつては「最終ホールドの保持と最終クィック・ドロウへのクリップをもって完登」と解釈された時期もあるが、現在では最終クィック・ドロウへのクリップだけが要件と理解されている。もし、選手が最終ホールドの手前から、最終クィック・ドロウにクリップしたら、完登とせざるを得ない。

これはルールの不備ではなく、最終クィック・ドロウは、最終ホールドからしかクリップできないところに設置されねばならない、というルート設定上の暗黙の了解を前提としているのである。従って、もし選手が最終ホールド手前からクリップできたとしたら、それはルートセッターのミスである。

国内大会であっても、壁の形状の制限などで最終ホールド手前でクリップできるようであれば、最終ホールド保持後のクリップ以外認めない旨を、テクニカル・ミーティングで徹底すべきである。

⁶⁾原文は”In the case of unforeseen events, the Jury President may decide to cancel one of the rounds.”。屋外の大会で、急に悪天になった場合などを指すと考えるのが妥当だろう。ボルダリング規則の5.1.4後段(P.27)も同じ意味合いと思う。「one of the rounds」と限定している以上、1ラウンドだけの実施ではさすがにドロウゲームになるが、2ラウンド実施していれば大会は成立すると言うことでもあるだろう。今まで”event” = ”competition”という先入観にとらわれていたため、理解できなかったが、07年の審判講習で参加者の方から指摘を受けて得心した。感謝。

4. 1. 7 予選を、全選手が2本の異なるルートに登る形で実施する場合、そのラウンドの成績は以下のように算出する。

$$PT = \sqrt{r1 \times r2}$$

PT = 総合ポイント

r1 = 予選ルート1の順位

r2 = 予選ルート2の順位

数字の小さい方が上位の成績となる。個々のルートについては、以下の方式が適用される。:
2名もしくはそれ以上の選手が同着の場合、各選手には同着になった全選手の平均の成績が与えられる。例えば1位同着が6名いる場合、平均の成績ポイントは3.5 $[1 + 2 + 3 + 4 + 5 + 6 = 21 \div 6 = 3.5]$ 、また2位に同着が4名の場合、平均の成績ポイントは3.5 $[2 + 3 + 4 + 5 = 14 \div 4 = 3.5]$ である。小数点以下は全て順位付けに考慮されるが、公式リザルトには小数点以下2桁までのみ表示する。

4. 1. 8 特殊な競技会ではこれに替る形式が、IFSC から適用される。⁷⁾

4. 2 オブザベーション

4. 2. 1 セクション3の一般規則にもとづき、選手(グループ)はその競技するルートを観察することが認められる。

4. 2. 2 オブザベーション期間はジュリー・プレジデントがチーフ・ルートセッターと相談の上決定するが各ルートについて6分間を越えてはならない。ただし、特別に長いルートの場合には、延長することができる。

4. 2. 3 選手は出だしのホールド⁸⁾に、両足を地面から離すことなく触れることができる。

4. 2. 4 オブザベーションが終わったら、選手は速やかにアイソレーション・ゾーンに、競技順リストの最初の数名はジャッジの指示でコール・ゾーンに戻らなければならない。いかなる不当な遅滞も「イエロー・カード」の対象となる⁹⁾。さらにそれ以上の遅滞は、セクション12に従い、ただちに失格となる。

4. 3 事前の試登

4. 3. 1 アフターワークによるルートが競技会中に存在する場合、ジュリー・プレジデントは——チーフ・ルートセッターと相談の上、選手の試登期間のタイムテーブル、進行(または手続き)、時間を決定しなければならない。

4. 4 安全性と確保

4. 4. 1 クライミング・ロープは2名のプレイヤーによってコントロールされねばならない。¹⁰⁾プレイヤーは選手が登っている間、選手の状態に十分に注意を払って以下のことを守らなければならない。

a) ロープをむやみにタイトにして選手の動作を妨げることがないようにする。

b) 選手が確保支点でロープをクリップするとき、それを妨げないようにする。もしロープを確保支点にクリップするのに失敗したら、ゆるめたロープはただちにたぐる。

⁷⁾単に、これ以外の例外的な形式もあり得ると言っているだけだと思う。

⁸⁾原文では“first holds”と複数である。

⁹⁾選手をアイソレーションに戻す際に、運営スタッフは選手に触れてはならない。何らかの抗議の対象となる可能性があるからだ。特に男性のスタッフが女性に対する場合は、セクシュアル・ハラスメントとして捉えられかねない。従って、しつこい選手に対しては、ジャッジがイエロー・カードをちらつかせるのだそうである。

¹⁰⁾2002年よりこの記述が加わった。もともとスピードではロープを素早くたぐる必要があるため、2名でロープを操作していたが、リードの場合でも1名が補助が入ることによって、不用意なロープロックや操作ミスによる事故を防ぐということだろうと思われる。

- c) 全ての墜落はダイナミックピレイで安全に¹¹⁾停止させる。
- d) 選手を必要以上に長く墜落させてはならない。
- e) 墜落中の選手が、壁が重なった部分のエッジ¹²⁾や、その他クライミング・ウォールのいかなる部分によっても、負傷することがないように十分な注意を払わねばならない。

4.4.2 IFSC ジャッジは、チーフ・ルートセッターと協議の上、ジュリー・プレジデントの許可を得て、ロープを最初の（そして適当と見なされれば他の）確保支点に、事前に通しておくことを決定できる。可能な限り、ルートはこうした安全対策が不要であるように設定されるべきである。

4.4.3 競技ルートの各アテンプトの開始時：

- a) 各選手は IFSC の用具に関するルールと規則に従って用具を身につけていなければならない。
- b) 各選手はそのクライミング・ハーネスに、クライミング・ロープを、末端処理をおこなった¹³⁾8 の字結びを用いて結ばねばならない。
- c) 選手が登り始める前に（コール・ゾーン内が望ましい）、プレイヤーは選手がルールにしたがって用具を装着しているか、ロープが選手のハーネスに上記の 4.4.3b) に従ってしっかりと結ばれているか、ハーネスは正しく装着されているかをチェックしなければならない。
- d) 選手とともにルートの開始地点に行く前に、プレイヤーはロープがすぐに使用できる状態に巻いてあるかを確認しなければならない。
- e) IFSC ジャッジはチーフ・ルートセッターとの協議の上で、ルートの下部を登る選手に対し、より安全性を確保するために、ルートの出だしで補助（スポット）をおこなうかどうかを決定しなければならない。

4.4.4 プレイヤーは常時、ロープを適切にたるませておかねばならない。ロープへのテンションはどのようなものであれ、人工登攀や選手への妨害とみなされ、IFSC ジャッジによって、テクニカル・インシデントと宣言される¹⁴⁾。

4.4.5 ロープを最後のクィックドローに通した後、または墜落した後、選手は地面へロワーダウンしなければならない。選手が地面にあるものに接触しないように、十分な注意が払われなければならない。

4.4.6 選手がロープをハーネスからほどこしている間、プレイヤーは可能な限りすばやく、かつクィックドローが不用意に乱されないように¹⁵⁾ロープを引き抜かねばならない。プレイヤーはその責任において、選手を可能な限り早くクライミング・ゾーンから退去させねばならない。

4.5 クライミング中の規定

4.5.1 競技時間の長さ¹⁶⁾は予選ルートにおいて 6 分間、準決勝と決勝においては 8 分間とする。ジュリープレジデントは、チーフルートセッター及び IFSC デリゲイトと協議の上、これを変更することができる。こうした変更が行われる場合、変更された競技時間はルートのオブザベーションに先立つ、アイソレーションゾ

¹¹⁾ in a dynamic and safe manner

¹²⁾ 原文は”the edge of an overlapping section”。最近のワールドカップの壁の写真を見ると、一つの壁に手前に別の壁の上部が張り出しているものがある。その張り出した部分のエッジということだろうか

¹³⁾ 原文は、以前は”which itself is secured with a safety knot”だった。この解釈は不明だったが、2005 年頃に”which itself is”が消え、さらに 07 年には”secured with an extra knot;”となった。そうするとこのように解釈する可能性がでてきたが、どうだろうか。

¹⁴⁾ IFSC ジャッジには、テクニカル・インシデントを発見したら、それに対処する義務がある。例え選手が気づいていなくとも、である。ここで難しいのは、特に些細なものである場合、選手に声をかけることでそれ自身が、選手の集中を乱すものとしてテクニカル・インシデントになりかねない点だ。

¹⁵⁾ 原文は”without unduly disturbing the quick-draws”。クィックドローのハンガー側のマイロン・ラビッドが回転したり、クリップ側のカラビナが何かに引っかかったりすると、テクニカル・インシデント (P.22 参照) と見なされる。

¹⁶⁾ 原文は”The fixed length of the climbing period”。

ンでのテクニカルブリーフィングで選手に発表し¹⁷⁾、アイソレーションゾーンに掲示する競技順リストに記載されねばならない。

4.5.2 選手がクライミング・ウォールの基部の競技ゾーンに入ったところで、アテンプト開始前に40秒間の猶予が認められる。この40秒間の最終オブザベーションは、競技時間には含まれず、各選手はこの40秒が経過後もアテンプトを開始しない場合、すみやかに競技開始するよう指示される。それ以上の遅滞はセクション12に照らして制裁の対象となる。40秒間の最終オブザベーションは、フラッシュ形式で登る場合は適用されない¹⁸⁾。

4.5.3 各選手は、両足が地面から離れることをもってアテンプト開始と見なされ、競技時間の計測が開始される。¹⁹⁾

4.5.4 選手はそのアテンプト中随時、IFSC ジャッジに競技時間の残りを尋ねることができ、IFSC ジャッジは選手に対して、すみやかに残り時間を伝える——あるいは伝えるように指示²⁰⁾しなければならない。IFSC ジャッジはまた、残り時間60秒の時点で、その旨を選手に伝える、もしくはその指示を出さなければならない。競技時間が終了したら、IFSC ジャッジは選手に競技中止²¹⁾を指示しなければならない。選手がIFSC ジャッジの競技中止の指示に従わなかった場合セクション12に照らして制裁の対象となる。

4.5.5 ルート上でのアテンプト中：

a) 選手は、クイック・ドロウのカラビナに順番にクリップしなければならない。選手はレジティメイト・ポジションでクイックドロウにクリップしなければならず、同様に身体の全てがルートのライン上のクイックドロウの下側のカラビナを越えないか、またはルートのラインに沿って戻ることなくクイックドロウにクリップできなければならない。「戻る」とは当初の位置から移動する際に、手が両方とも当初のホールドから離れることを意味する。²²⁾

この基準に対するいかなる違反の場合も、選手はアテンプトを終了させられる。選手がIFSC ジャッジによるアテンプト終了の指示に従わない場合、セクション12に照らして制裁の対象となる。

b) 最終クイックドロウを除き、選手は直近にクリップしたカラビナからロープをはずしてクリップし直すことが認められる²³⁾が、選手が順番にクリップしていなかった場合はこの限りではない²⁴⁾。

c) 例えば安全上などの特別な状況がある時、ジュリー・プレジデントは上の4.5.5.a)を修正適用し、特定のクイックドロウについて、特定のホールドかその手前からクリップするように定めることができる。これについては、選手に対してアイソレーションゾーンでの説明時に告知し、そのホールドとクイックドロウは明瞭にマーキングされ(青の十字が望ましい)、オブザベーション中に指示されねばならない²⁵⁾。マー

¹⁷⁾この前段と後段の間は”and/or”になっているが、この文脈で”and/or”では訳しようがない。無論、両方やってよい、と言うより両方やるべきなのだろう。英語の”and/or”は、便利な表現だがどうにも日本語にならない。

¹⁸⁾これ自体は良いのだが、フラッシュの場合に競技時間をどの時点で開始するかの規定はない。とするとフラッシュの場合も次の4.5.3を適用することになるのだろうか。それとも従来のように、一定のスタートライン (designated line) を越えた時点で計時開始になるのだろうか。

¹⁹⁾ここで疑問なのは、40秒を超過して登りだしていない選手についても、同様にこの時点で計時を始めるのか?と言うことである。常識的に考えて、40秒経過時に計時を始めてしまうのが妥当のように思うのだが、ルール上に規定は現在の所ない。

²⁰⁾無論、タイムキーパーに対する指示。

²¹⁾原文は”stop”である。選手がレジティメイト・ポジションからはずれば全て”stop”の対象である。また一部”terminate”を使っているところもある。ジャッジが”stop”をかける行為を、そう呼ぶようだ。またテクニカル・インシデントによる中断は”cease”と表現しているようである。

²²⁾この規定は、単にうっかり登りすぎた場合だけでなく、ルーフやトラバースの場合で、通り過ぎてからの方がクリップが容易なセクションの処理も含んでいる。一般にルーフやトラバースでは手が届く限りどこからクリップしてもOKである。ただし、一度クリップできないところまで進んでしまったら、戻ってクリップする事は認められずその時点でストップになる。

²³⁾何を想定しているのかが今ひとつはっきりしない。Zクリップへの対処もこれに該当するだろうが、Zクリップについては4.5.5dに既に以前から規定がある。考えられるのはロープが何かに引っかかった状態でクリップしたような場合だろうか。

²⁴⁾この文言は2008年に追加された。しかし、一度クリップを飛ばして次のクイックドロウにクリップしてしまったら、それでアテンプト終了のはずなので、何故あえて追加したのか不明。国体と同じで細かいことをほじくり出す選手やチームマネージャーがいるのだろうか?

²⁵⁾04年にホールドへのマーキングが、05年にクイックドロウへのマーキングが言及され、06年にマーキングの形式も規定された。

クされたクイックドローストリップしていない状態で、マークされたホールドより先で選手がおこなったいかなる動作も、成績に考慮されることはない。²⁶⁾

- d) 選手が上記の 4.5.5.a) に従ってロープをカラビナにクリップしながらも、“Zクリップ”があった場合は、選手は(必要があればクライムダウンして)下のカラビナのクリップの解除と再クリップをすることができる。最終的に全ての確保支点にクリップされていなければならない²⁷⁾。

IFSC ジャッジはそれ以上の進行が危険であると判断した場合、アテンプトを終了させねばならない。

4.5.6 ルート上のホールドは IFSC ジャッジが、チーフ・ルートセッターと協議の上、競技会の各ラウンドの開始前に決定した回数と方法で、クリーニングされねばならない。ルートのクリーニングまでのアテンプト数は最大 20 人までとし、クリーニング作業はラウンドを通して均等な間隔でおこなわれねばならない。クリーニングの頻度は、ルートのオブザベーションに先立つテクニカル・ミーティングの間に選手に伝達し、アイソレーションゾーンに掲示される競技順リストに示さねばならない。

選手はルート中のいかなるホールドも、クリーニングすることは認められない²⁸⁾。

4.6 テクニカル・インシデント

4.6.1 リード競技におけるテクニカル・インシデントとは以下のようなものである。

- a) ホールドの破損または緩み。
- b) クイック・ドローストリップのカラビナが正しい位置にない。
- c) ロープが張られることで選手の補助、または妨害になった。
- d) その他、選手の動作の結果ではないところのことがら、選手に不利または有利にはたらいた。

4.6.2 選手が墜落し、テクニカル・インシデントが墜落の原因であると申しでた場合、選手は直ちに別に設けられたアイソレーション・ゾーンへ²⁹⁾移され、テクニカル・インシデントに対する調査結果が出るまで待たねばならない。

4.6.3 テクニカル・インシデントをこうむった選手は、ウォームアップ設備を利用できる、別に設けられたアイソレーション・ゾーンでの回復期間を認められ、その間 IFSC または主催者役員以外の何者とも接触できない。

選手の次のアテンプトまでの回復期間の最大は、テクニカル・インシデントまでに使用したハンドホールドあたりおおよそ 2 分をあてるものとする。当該選手は、最低でも 20 分の回復期間が与えられる。ジュリープレジデントは³⁰⁾、選手の最大限度内での回復期間の要求にもとづき、選手の次のアテンプトの時間を確保する。

²⁶⁾この部分は 07 年の改定で加わった。ただ、この原文で言う“after the marked hold”が、「marked hold」を保持した状態を含むのかがどうか不明である。つまりマークされたホールドを保持した状態で先のホールドを保持した/タッチした場合も無効なのか、マークしたホールドから手が離れた後が無効なのか、がこの文言だけでは判断できない。しかし、マークしたホールドを保持した状態は明らかにレジタイムポジションだから、その状態でのムーブを無効としたら、選手からの反発は大きいだろう。

²⁷⁾Zクリップの場合、先に下のカラビナのロープをはずせ、ということである。そして、これは規則上決まっていることではないが、クイック・ドローストリップの間隔が近く、2本のクイック・ドローストリップに同時にクリップできるポジションがある場合、先に上のカラビナにクリップしてしまったとしても、ムーブを起こさず、すぐに下のカラビナにクリップすればジャッジは目をつぶる。これは積極的にそうして良いというのではない。これは、そう言う中途半端な位置にクイックドローストリップがあることに問題があるということだ。あくまで基本は「順番にクリップ」である。従って、クライムダウンをして下のカラビナにクリップしたら×である。

なお、Zクリップに対して観客は注意をうながしてもよい。プレイヤーは特にルートの下部であれば安全上の問題もあるので、個人的な好意でこっそりと伝えられるならそうしても良いが、ジャッジはむしろ注意をうながすべきではない。これはスタッフの職務ではなく、Zクリップを指摘しなかったことで抗議をされることはない。しかし、ある選手では指摘し、別の選手では指摘しなかったような場合は、そのことで抗議を受ける可能性が生じる。

²⁸⁾2006 年に加わった規定。スタートホールドであってもリードではクリーニングは不可なので注意。

²⁹⁾“a separate isolation zone”

³⁰⁾2008 年に IFSC ジャッジからジュリープレジデントに変更。

全ての関係する選手³¹⁾は、再アテンプトの時間について告知されねばならない。

競技会の最終ラウンドでは、回復期間は最終選手がそのアテンプトを終えてから 20 分を越えてはならない³²⁾。

競技会のいずれのラウンドであれ、再アテンプトが最後の選手の後に行われる場合、テクニカル・インシデントを被った選手がすでにそのラウンドで 1 位となっているのであれば、その選手の再アテンプトは認められない³³⁾。

4. 6. 4 再アテンプト終了後、選手はそのアテンプトの中で達成した最も良い結果を記録される³⁴⁾。

4. 7 成績判定

4. 7. 1 後の 4.10 の規定に基づき、墜落や IFSC ジャッジの指示によって選手がクライミングを中止したら、チーフ・ルートセッターによって規定されたルートライン上の保持またはタッチされた最高遠点のホールドで選手の成績が決定される。

4. 7. 2 各ホールドはチーフ・ルートセッターによって、競技会のラウンド開始前に指定され、ルート・ジャッジが判定に使用するルート図³⁵⁾に記入されたもの、または競技会のラウンド中に選手によって有効に使用されたものである。

選手がホールド（チーフ・ルートセッターが特定したもの）のないポイントにタッチしても、そのポイントは選手の成績決定には考慮されない³⁶⁾。

手で使用したホールドだけが計測の対象となる³⁷⁾

オブジェクト³⁸⁾の、クライミングに使用可能な部分だけが選手の成績を測定する際に考慮される³⁹⁾。

4. 7. 3 IFSC ジャッジの決定により保持されたと見なされたホールドは、タッチしただけのホールドより上位と見なされる。

a) 保持されたホールドの高度には末尾符号 (suffix) をつけない。

b) タッチされたホールドの高度にはマイナス (-) の末尾符号をつける。

c) 保持され、そこからルート上を前進するための動作を起こしたホールドの高度にはプラス (+) の末尾符号をつける。⁴⁰⁾

³¹⁾再アテンプトをおこなう選手だけでなく、アイソレーション・ゾーン/コール・ゾーンにいる多くの選手が、その影響を受ける可能性がある

³²⁾この規定は、2004 年度に大きく改訂された。従来は、最大で 20 分だったので、選手に有利なものに変わった、と言ってよいだろう。

³³⁾従来も、こうした場合に登り直しをしていたわけではないようだ。古いところでは既に'93 年の第 5 戦（ニュールンベルグ）の女子準決勝で、ロビン・アーベスフィールドのアテンプト中にホールドが回転したが、他選手の記録を上回っていたので登り直しをしなかったと言う事例がある（『岩と雪』162 号）。これまでの慣例を明文化したということだろう。

³⁴⁾テクニカル・インシデントが起こったアテンプトのリザルトと再アテンプトのリザルトの内、上位の方が記録として残る。

³⁵⁾原文は"the route sketch"。

³⁶⁾ルートマップにないホールドは、保持すればカウントするが、タッチは認めないと言うことである。そのために、ルートセッターはあらゆるムーブの可能性を検討しなければならない。その上で、壁の中で指定したホールド以外の使用できる可能性のあるポイント全てを排除した形でルートを作るか、あるいは有効に使用できる可能性のあるホールドは、全てルートマップに記入しておく必要がある。そうでないと混乱の原因になることがありうる。

³⁷⁾'99 年の最大の変更点。それまでは、トゥ・フックやヒール・フックでもそれが手で保持しているホールドより上であれば保持と認めて計測の対象としていた。だが、それでは、ムーブとしては行き詰まっているにも関わらず、リザルトは上位になるというケースが出てくるため、それに対処するための変更である。なお、ルーフ出口でのヒール・フックなどはプラスとして扱う。逆にいうと、こうしたポイントでは、ヒール・フックを決めるか、あるいはそれに匹敵する有効なムーブをしない限り、プラスと認められない場合がありうるようになったということでもある。

³⁸⁾ホールド、はりぼてなどを総称してこう表現している。日本語にしにくいのでとりあえずカタカナ語表記とする。

³⁹⁾ボリュウムのあるホールドなどで、保持不能な部分へのタッチは認められない。

⁴⁰⁾ここには記されていないが、マイナス、プラスの判定はここ数年厳しくなっている。前述のように、大きなホールドなど、保持できるポイントが明確な場合は、保持できないポイントをタッチしてもカウントしない。またアンダークリングでしか使えないホールドでは、逆

選手のその明らかに差違のあるパフォーマンスを、可能な限り区別するための各ホールドへのタッチとホールドの、またホールドと”+”の区別の境界線の決定は、IFSC ジャッジの裁量による⁴¹⁾。

4.7.4 スーパーファイナルで、二人もしくはそれ以上の選手がスーパーファイナルの終了時に同じ成績だった場合には、ジュリー・プレジデントはクライミングに要した時間の短い選手を、クライミングタイムの長い選手より上位に順位付けする形で、時間を順位決定に用いることを決定してよい。この決定は事前に、スーパーファイナルに参加する選手、チームマネージャー、そして一般にも告知されねばならない。⁴²⁾

4.8 ラウンド終了後の順位

4.8.1 各ラウンド終了後、セクション 4.7. に基づいて選手の順位が決定される。

4.8.2 複数の選手が同じリザルトで並んだ場合、先立つラウンドのリザルトを順次⁴³⁾考慮してカウントバックが適用される。カウントバックは、同着の選手がそのラウンドにおいて異なる別のルートで競技している、先立つラウンドには適用されない。⁴⁴⁾

4.8.3 アフターワークによって決勝を行う競技会の主催者は 4.8.2. の規定を保留し、決勝ラウンド終了後の順位決定にカウントバックを使用しないことができる。この決定は IFSC から配布されたインフォメーションに含まれねばならない。⁴⁵⁾

4.8.4 予選ラウンドで、選手が 2 つもしくはそれ以上の異なるルートに振り分けられ、個々の選手は 1 ルートのみを登る場合、順位はグループ毎に算出する。その上でこれらの順位は予選の総合順位を出すために統合される。⁴⁶⁾

手でホールドの内側をタッチしないと認められない。場合によっては、ショートカットしてタッチしても、フォアランナーがそのムーブで手でタッチできても保持できないと認定すれば、マイナスは認められない。またプラスも、レンジではアクシスに従った方向へ跳ばないと認められない、といったことがあげられる。

⁴¹⁾”It is at the IFSC Judge’s discretion to set the limit between ‘touched’ and ‘held’, and between ‘held’ and ‘+’ for each hold in order to separate competitors with markedly different performance to the extent possible.”。選手の差違の表現として、タッチ(-)とホールドとプラスしかない。これは現実のジャッジをしてみれば分かるように、選手のパフォーマンスの差違を表現するには少なすぎる。だがこれをあまり細分化しても混乱するだけだろう。その中で、選手の差違のどこを境界にするのが望ましいかを判断するのがジャッジの仕事である。それは時に運営上の都合による場合もある。例を挙げれば、あるホールドについて、ある選手 A は単純にたいただけ、選手 B は一瞬とまったかに見えたがすぐにフォール、選手 C は確実に保持という場合、もし選手 A の順位と選手 B の順位の間クォータがあった場合は、選手 B をホールドとする見なすことが可能である。だが、もし選手 B と選手 C の間クォータだったら、選手 B をタッチとすることがありうる。

⁴²⁾2006 年のリード規則最大の変更点。これに従うとなると、スーパーファイナルでは計時を厳密に行う必要がある。2008 年に競技時間には最終オブザベーションを含まないことになったが、こうしたスーパーファイナルでは従来のように競技エリアに足を踏み入れた時をスタートとするよりは、本当のアテンプトの開始から計時した方が、選手にも観客にもわかりやすい。同時に 2006 年から、スーパーファイナルでは、事前のオブザベーションをおこなわないことが可能であるという規定が無くなった(以前は、事前のオブザベーションを省略する代わりに、競技エリアに入ってから最終オブザベーションが通常は 40 秒であるものを、2 分間認める形でおこなうことができた)。

⁴³⁾”the result of the successively preceding rounds” ラウンドを次々に遡ってカウントバックをおこなう、という意味と考えられる。この部分、2005 年までは丁寧に記述されていたが 2006 年に表現が簡略になって、意味が取りづらくなっている。

⁴⁴⁾原文は”The countback procedure shall not be applied to an earlier round in the case where the tied competitors have competed on different, non-identical routes in that round.”

2004 年度の地味だが重要な変更である。従来、異なるルートで実施したラウンドへは一切、カウントバックを適用していなかったが、同着の選手が異なるルートに登っている場合のみが適用外となる。つまり、同着の選手が同じルートに登っている場合は、カウントバックを適用する、と言うことである。

⁴⁵⁾とりあえず、なるべく原文に忠実に直訳したが、要するに「アフターワークで決勝をおこなった場合、同着が出てカウントバックせずにスーパーファイナルを行うことができる。ただし、その場合、事前に主催者がそれを決定し IFSC から配布されるその競技会に関するインフォメーションに、その旨が示されていなければならない。」ということのようだ。

⁴⁶⁾この説明だけで具体的な作業を思い描くのは不可能だろうと思う。予選を A、B の 2 ルートで競技したとして、A ルート、B ルートそれぞれで同じ順位になった選手の最終順位が同じになるようにするのだが、具体例をあげて説明しよう。

予選で A、B 各ルートにそれぞれ 30 名参加して、各ルートから上位 13 名ずつが後のラウンドに進んだとする。各ルートの予選に通れなかった選手は 17 名ずつ 34 名。この中で一番順位が上の選手は A ルート、B ルートとも 14 位になる。この 14 位の選手の総合順位はともに、セミ・ファイナル進出者の人数 + 1 で 27 位になる。以下、15 位は総合 29 位、16 位は総合 31 位となる。

片方のルートに同順位が複数いた場合-例えば、17 位が A ルートに 2 名、B ルートに 1 名いた場合は、この 3 人は総合 33 位になる。この次の総合順位は 36 位だが、これは B ルートの 18 位に割り当てられる。こういった作業を延々とやって行くわけである。

無論、通常はコンピュータで計算するが、選手登録後に突然棄権した選手があって、2 ルートの人数差が 2 名以上になると手動で補正しなければならぬ。

4.8.5 2本の別個のリートを全選手が登る形式の予選ラウンドで、何らかの事情で一方のリートを登らない選手がいた場合、その選手に与えられる順位は、そのリートを実際に登った内で最下位の選手の順位の下位とする。もし選手がどのルートも登らなければ、その選手の順位はつけない。

4.8.6 もし競技会の決勝ラウンド終了後、カウントバックを適用しても、あるいは4.8.3.の規定にあるような場合に、1位に同着がある時、スーパーファイナルがおこなわれる。スーパーファイナルは、ファイナルと同じルートを使用しておこなっても良い⁴⁷⁾。もしスーパーファイナルでも同着があるときは、引き分けとし競技会を終了する⁴⁸⁾。

4.9 各ラウンドの定員

4.9.1 4.9は上記の4.8を併せて参照のこと。順位付けの処理は4.9が適用される前に終了していなければならない。

4.9.2 セミ・ファイナルとファイナルの進出枠は、それぞれ26名と8名とする。

4.9.3 予選ラウンドが2グループの選手で行われる場合、次のラウンドへの定員は等分され両グループに割り当てられる。

4.9.4 定員枠は前のラウンドで上位となった選手で埋められる。

4.9.5 進出枠を、同着の選手があるために超過してしまう場合、多い方の人数の選手が競技会の次のラウンドへ進むものとする⁴⁹⁾。

4.10 アテンプトの終了

4.10.1 選手は以下の場合、完登と認められない。

- a) 墜落した。
- b) 競技時間を超えた。
- c) 登るための使用が制限されている壁の一部、ホールド、はりぼてを登るために使用した。
- d) クライミング・ウォールにあけられているボルト・オン・ホールド取り付け用の穴を手で使用した。
- e) 登る壁の左右または上端のエッジを使用した。
- f) ハンガー（そのボルトも含め）、クイックドローを登るために使用した⁵⁰⁾。
- g) クイック・ドローへの規則に従ったクリップをおこなわなかった。
- h) アテンプト開始後、体の一部が地面に触れた。
- i) 何らかの人工的補助手段を用いた。

⁴⁷⁾2006年の改訂。スーパーファイナルで競技会の終了がむやみに長引くことへの対策だろう。また2008年導入のフラッシュでの競技では、最終オブザベーションをおこなわない(P.21)ので、決勝と同ルートを使用するスーパーファイナルでは、事前オブザベーションを行わなくても良いのではないだろうか。

⁴⁸⁾4.7.3の規定で、選手のクライミング時間を考慮できるため、これはそれをおこなわなかった場合、または時間でも差がつかなくなった場合の規定となる。

⁴⁹⁾これまでは、人数によって、切れるポイントの上をとるか下を取るかが変わってきたり（これをフローティングクォータと呼んだ）場合によっては下で切っても良かったりと、色々変わってきていたが、05年改訂ですっきりと単純化された。

⁵⁰⁾05年改訂で、ボルトが使用禁止になったが、07年にハンガーを固定するボルトに限定して禁止となった。

4. 10. 2 4.10.1 の b) ~ i) に関する違反行為があった場合、IFSC ジャッジはクライマーに登るのを止めるよう指示しなければならない。

クライマーまたはチームマネージャーはこの決定に対し直ちに抗議することができる。抗議が行われた場合、選手は別に設けられたアイソレーション・ゾーンに隔離される。抗議はセクション 13 に規定される手続きに従って行われねばならず、条件の許す限り早く審判団は判断を下さねばならない⁵¹⁾。抗議が認められれば、選手は再アテンプトをすることができる。選手は 4.6.3 に定めるテクニカル・インシデント後の選手の回復についての規定に準じた条件の休憩が認められる。再アテンプト終了後、選手はそのアテンプトの中で達成した最も良い結果を記録される。

4. 11 ビデオ記録の使用

4. 11. 1 IFSC ジャッジが、成績決定前に選手のアテンプトのビデオ記録の検討が適当と考える場合、IFSC ジャッジは規則に従って選手がそのアテンプトを完遂するのを認めねばならない。そのアテンプト終了後直ちに、選手は IFSC ジャッジからそのラウンドの順位はラウンドの終了後のビデオ記録の検査の後の確認の対象となる旨を告げられねばならない⁵²⁾。

4. 11. 2 公式ビデオ記録はジャッジによって、高度計測での”ホールド/タッチ”と、各ラウンド後の選手順位の確定に用いられる。

⁵¹⁾原文は”shall be acted upon as early as circumstances allow by the appeals jury”。最後の”the appeals jury”は、抗議を担当する(した)審判団の意味か? ”appeals”は不要と思うが.....

⁵²⁾やや婉曲な書き方だが、要するに選手からの抗議にともなう手続きをシンプルにするとともに、ミスジャッジの可能性を極力排除するための規定である。

選手のアテンプトにストップをかけた場合、当然選手からの即時の抗議が予想される。仮に判定が誤っていた場合、これは重大なテクニカル・インシデントとなり、競技の進行を大幅に遅らせることになる。ラウンド終了後のビデオ確認を待っての判断であれば、ミスジャッジの可能性は低くなるし、選手の抗議も時間的に一本化されて対応しやすい。何より、テクニカル・インシデントだけは起こる心配がない。一般に、選手の行為が 100%絶対でない限り、選手のアテンプトを止めてはならない。とりあえず競技を進行させ、ビデオを確認した上で判断する。そのかわり、アテンプト終了時に選手にその旨を通告しておくということである。

5. ボルダリング

5.1 概説

5.1.1 この規則はセクション3の一般規則を併せて参照すること。

5.1.2 ボルダリング競技はボルダーと呼ばれる一連の短いルートから構成される。全てのボルダーはロープなしで登られねばならない。各ボルダーのハンドホールドの最大数は12個、一つのラウンドの各ボルダーのハンドホールド数の平均は4個から8個としなければならない。

5.1.3 全てのボルダーは着地用マットで安全確保されねばならない。主催者の用意したマットの配置、及び利用できるマットに合わせてボルダーの数と性格を決定する¹⁾のは、チーフ・ルートセッターの責任である。もしマットを結合するときは、隙間は選手がその隙間に落ちることがないように、覆わなければならない。

5.1.4 ボルダリング競技は通常は、予選²⁾、準決勝ラウンド、決勝ラウンド、そして必要な場合はスーパーファイナルラウンドから構成される。

やむを得ない場合、ジューリ・プレジデントはラウンドの一つを省略することができる。あるラウンドが省略された場合は、先立つラウンドの結果を省略されたラウンドの順位とする。³⁾

5.1.5 準決勝と決勝ラウンドは同日に実施される。準決勝ラウンドで最後の選手がそのアテンプトを終了してから決勝ラウンドのアイソレーションクローズまでの間は最低2時間を置かねばならない。アイソレーションのクローズ時刻は、決勝ラウンド開始の1時間前より以前であってはならない。

5.1.6 予選ラウンドのボルダー数は5とする。準決勝と決勝ラウンドのボルダー数は4とする。

予選ラウンドのボルダー数は、ジューリ・プレジデントの判断で減じることができる。⁴⁾

5.1.7 安全上、ボルダーはクライマーの体の最も下の部位が着地マットから3m以上にならないように設定されるものとする。

5.1.8 安全上、下方向へのジャンプは設定してはならない。

5.1.9 各ボルダー担当の審判員はボルダー・ジャッジ1名⁵⁾とする。ボルダー・ジャッジは少なくとも国内ジャッジの資格を有する者でなければならない。

5.1.10 各ボルダーにはあらかじめ設定された、そこからアテンプトを開始するスターティング・ポジションがなければならない。それは少なくとも二つの定められた両手の位置と、定められマーキングされた片足または両足の位置を含めることができる。これらのスターティング・ポジションは、はっきりとマーキングされなければならない。このマーキングは全てのボルダーで統一しなければならない。これらの色は、ボーナス・ホールドや3.2.2で定めた使用限定を表す色とは異なるものでなければならない。チーフ・ルートセッターの判断で、スターティングホールドに左右の別を示すことができる。

¹⁾原文は”adjust the number and character of the problems to the mats available.”。多分こういう意味だと思う。ボルダーが用意されたマットに制約されると言うことは考えられるのではないかと思う。

²⁾原文は”qualification”

³⁾リード規則の4.1.6後段の脚注(P.18)を参照。

⁴⁾特に予選ラウンドのボルダー数は、この数年で毎年のように減ってきている。結局、いわゆるベルトコンベア方式が冗長であるため、少しでも時間を短くするために、と言う理由からだろう。

⁵⁾2008年の変更点。マット上にいるスタッフが多いのは観客から見て鬱陶しいという理由だと思われる。

5.1.11 一つのボーナス・ポイント⁶⁾が、ボルダ―中の特定のホールドの保持によって認定される。このホールドの設定はそのボルダ―のルートセッターの判断による。このホールドは、はっきりとマーキングされねばならず、このマーキングは全てのボルダ―で統一しなければならない。使用される色はスターティング及び終了ホールドそして3.2.2で定めた使用限定を表す色に使われるものとは異なるものでなければならない。またボーナスポイントは、クライマーがそのホールドを使わずに完登した場合も与えられる。

5.1.12 最終ホールドはスターティング・ホールドと同色を使ってはっきりとマーキングされねばならない。ボルダ―の完登を、ボルダ―の上に立ち上がることで代替的に指定することができる。

5.1.13 5.1.10、5.1.11、5.1.12で使われるマーキングは、競技会の全期間を通して統一しなければならない。また凡例をアイソレーション・ゾーンの練習課題に設定しておかなければならない。

5.1.14 観客のために、全てのボルダ―は壇上に設置しなければならない。少なくとも予選ラウンドの後半の4ボルダ―と、準決勝ラウンドと決勝ラウンドの全てのボルダ―は、競技場内のどこからでも見えるように並べなければならない。⁷⁾

5.1.15 決勝ラウンドは男女それぞれのカテゴリを同時におこなう。⁸⁾

5.2 オブザベーション

5.2.1 予選と準決勝ラウンドにおいて、各ボルダ―に割り当てられた競技時間は、オブザベーションも含めたものであり、競技前のオブザベーションはおこなわない。⁹⁾

5.2.2 選手はオブザベーションを、定められたオブザベーション・ゾーン内でおこなわなければならない。クライミング・ウォールに登ること¹⁰⁾や、道具や家具類の上に立つことは許されない。選手は、いかなる方法によっても、オブザベーション・エリア外の何人とも連絡をとってはならない。質問はジュリー・プレジデント、IFSC ジャッジ、そのボルダ―担当のルートジャッジとアシスタントに対してのみ認められる。オブザベーション中に、スターティングホールド以外のホールドに手や足で触れる、あるいはチョークをつけること、またティックマーク¹¹⁾を付け加えることは、そのボルダ―の1回のアテンプトとしてカウントされる¹²⁾。

5.2.3 決勝ラウンドに先立ち、各ボルダ―毎に2分間の合同オブザベーションをおこなう¹³⁾。

5.3 競技中

5.3.1 予選ラウンドと準決勝ラウンドでは選手は、決められた競技順にボルダ―でのアテンプトをおこなう。それぞれのボルダ―を終えた後、クライマーは割り当てられたローテーション・ピリオド——予選は5分間、準決勝では6分間——と呼ばれる競技時間¹⁴⁾と同じだけの休憩時間が与えられる。ジュリー・プレジデントはラウンド開始前に各ラウンドで使用するボルダ―の数と順番を公表しなければならない。各ボルダ―は、クライ

⁶⁾”One bonus point”と、一つであることを強調した表現になっている。

⁷⁾2003年に加わった規定。

⁸⁾The final round shall be run simultaneously for both the men and women categories.

⁹⁾原文は”No separate observation period is allowed as the observation period is part of the allocated time for the problem-routes.”。意味がとりにくいが、こうとしか読めないと思う。ボルダリング競技では、アテンプト以外の地上にいる期間は、全てオブザベーションということだ。

¹⁰⁾厳密に言えば、登ればアテンプトを1回行ったものとしてカウントされる、ということだろう。

¹¹⁾ルートセッターが、オブザベーション時にはわかりにくいホールドの有効な場所を明示したり、ルーフ上の見えないホールドの位置を示すためにルーフ下に付けたりするチョークによるマーキングのこと。

¹²⁾従来、これはイエローカードの対象だったが、05年に変更された。この変更で、これらの行為を戦略的に行うことが可能となったわけである。また05年には壁に触れることも含まれていたが、06年にはホールドに限定された。

¹³⁾決勝のクライミング時間は6分間だったものが2008年に4分に減じられた(競技時間の短縮を意図した変更である)。それと引き替えの形でこの規定が追加された。方法としては決勝に先立って、全てのボルダ―を順番に下見する。

¹⁴⁾この競技時間は2006年に6分間に固定となり、2008年に予選は5分に減じられた。

マーがそこからボルダーを見ることができ、また安全マットをその範囲に含む明確に示されたエリアを含まなければ¹⁵⁾ならない。

5.3.2 ローテーション・ピリオド終了時には登っている選手は登るのをやめ、休憩エリアに入らなければならない。このエリアでは、いずれのボルダーのオブザベーションも認められない。その休憩時間の終了した選手は、次のボルダーに移動しなければならない。

5.3.3 決勝ラウンドでは、各ボルダーで全ての選手が競技順に従ってアテンプトをおこなう¹⁶⁾。

5.3.4 決勝ラウンドでのクライミング時間は4分間とする。ただし、選手が4分間経過前にアテンプトを開始した場合、そのアテンプトを完了することは認められる。4分間経過以前にそのアテンプトを終えた選手は、トランジット・エリア¹⁷⁾エリア内の第2アイソレーション¹⁸⁾に戻り、次の選手が直ちにそのローテーション・ピリオドを開始する¹⁹⁾。

5.3.5 選手はスタートする前に、マークされた手及び足用のホールドに手足を置いてから登り始めなければならない²⁰⁾。定められたスターティングポジションに入るための全ての試みは、選手の体のあらゆる部分が地面から離れた時点で1回のアテンプトに数えられる。²¹⁾

5.3.6 予選とセミファイナルの各ローテーション・ピリオドの始め(と終わり)は大きく明瞭な合図²²⁾で報されねばならない。残り時間が1分になった時、別の合図でそれが報されねばならない。

5.3.7 全てのホールドはボルダー・ジャッジまたは主催者側スタッフにより、選手がそのボルダーの最初のアテンプト開始前にクリーニングされねばならない。また選手は、いずれのアテンプト開始前でもホールドのクリーニングを要求することができる。選手は地面から届くところのホールドをブラシまたはそのほかの道具類でクリーニングすることができる。使用できるブラシまたはその他の道具類は、主催者が専用に用意したものに限られる。

¹⁵⁾原文は”Each boulder include...”なのでこう訳したが、ボルダーがエリアを include するというのは表現としておかしいような気がする。

¹⁶⁾原文では最後に”before moving on to the next problem”と続くが、下手に訳出すると誤解を招くのであえて略した。

¹⁷⁾この”transit”も以前からある用語だが、今ひとつ定義が曖昧。競技前に入るアイソレーションと競技エリアの間にある場所(アイソレーションから競技エリアへの通路など)を総称するようだ。またコール・ゾーンもトランジットに含めて考えられると思う。いずれにせよこのあたりの用語は、厳密に区別して定義/使用されてはならないような節がある気がする。

¹⁸⁾”separate isolation” 競技前に入るアイソレーションとは別のアイソレーション

¹⁹⁾2007年までは、このトランジットにもウォームアップ設備を要求していたが、2008年にその文言は削除された。

²⁰⁾原文は”A competitor must start from the marked hand and foot holds before climbing on.”で疑問のある表現。

²¹⁾07年の重要な変更。従来のルールの不備を補うものである。

これまでのルールでは、アテンプトのスターティングポジションとして両手両足を指定することを認めながら、一方でアテンプトの開始をリードと同様に体の全てが地面から離れた時と定義していた。これでは、シットイングスタート以外では両手両足ともをスターティングポジションとして指定することはできない。もしスタンディングスタートで指定したら、スターティングポジション=アテンプトを開始するポジションなのだから、片足が空中にある間は、地面から体の全てが離れているが、スターティングポジションにないという矛盾した状態になってしまうからである。そうすると、スターティングポジションに入る動作に失敗した場合、それを1アテンプトに数えるのは難しい。もしカウントすれば選手は、スターティングポジションに入っていないのだから、アテンプトは始まっていない、と主張できる。

だが現実には、こうした矛盾を抱えたままでスタンディングポジションで両手両足を指定する形で競技が行われていた。この改定では、あくまでアテンプトの開始は全てのスターティングホールドに手足の全てを置いた状態からおこなうことを前提に、そのポジションに入ることに失敗した場合も1アテンプトにカウントすることでこの矛盾を解決したものである。

同時に、体の全てが地面から離れることでアテンプトの開始とする文言が削られたが、これは削るべきではなかったのではないかな。なぜなら、シットイングスタートや片足のみがスターティングホールド指定の場合のアテンプト開始が宙に浮いてしまうからである。つまり、指定されたスターティングポジションに手足の全てが置かれた状態で体の全てが地面から離れる事の二つが満たされることをアテンプトの開始と定義した上で、今回の規定を加えるべきだと言うことである。

²²⁾”signal”

5.4 アテンプトの終了

5.4.1 最終ホールドは両手で保持²³⁾されねばならない。ボルダーの上に立ち上がることで、これに替えることができる²⁴⁾。アテンプトは、ボルダー・ジャッジが「OK」と通告した時、完登とみなされる。

5.4.2 アテンプトは、地面に戻った時²⁵⁾、あるいは予選と準決勝ラウンドではローテーションタイムが終わった時²⁶⁾に終了となる。

5.4.3 選手のアテンプトは3.2.2に規定する使用限定に違反した時、中止させられる²⁷⁾。

5.5 テクニカル・インシデント

5.5.1 ボルダリング競技におけるテクニカル・インシデントとは以下のようなものである。

- a) ホールドの破損または緩み。
- b) その他、選手の動作の結果ではないところのことがら、選手に不利または有利にはたらいた。

5.5.2 予選、及び準決勝ラウンドで、確認されたホールドの破損や緩みによるテクニカル・インシデントが当該ローテーション・ピリオドの終了前に修復された場合、被害選手はそのアテンプトを継続するかどうかを申し出る機会を与えられる。もし選手が継続を望めば、テクニカル・インシデントは終了し、以後、それ以上の申し立ては認められない。選手が、その当該ローテーション・ピリオド内での継続を選ばない場合、選手はテクニカル・インシデントが発生したボルダーへのアテンプトをラウンド終了後に継続しておこなうことになる。この場合、 Jury・プレジデントは、その選手が、そのアテンプトを継続するのに認められる時間設定を決定する。²⁸⁾選手は2分を最低として、インシデントが生じた時の残り時間が認められる。

5.5.3 予選、及び準決勝ラウンドで、修復がローテーション・タイムの終わる前に完了しなかった時、ローテーション・タイム終了の合図の時点で、そのラウンドはインシデントを被った選手、及びそれ以前のボルダーにいた全ての選手についてIFSCジャッジにより停止される。それ以外の全ての選手はラウンドを継続する。修復後、インシデントの被害者の選手は、ローテーション・タイムの中で、2分間を最低として²⁹⁾、インシデント発生時の残り時間を保証される³⁰⁾。この後、アテンプトを停止されていた全クライマーに対する合図をもって競技会は再開される。

5.5.4 テクニカル・インシデントが決勝ラウンドで発生した場合、テクニカル・インシデントを被った選手はトランジット・ゾーン内の別のアイソレーション³¹⁾に戻り、修復を待たねばならない。修復完了時に、選手

²³⁾この動詞は“hold”が用いられていたが、2008年に“control”に変わった。聞くところでは、ある国際大会で最終ホールドに片手保持がやっとという小さいホールドが使われ、そのボルダー担当のジャッジが保持した片手の上にもう一方の手を重ねた選手について、片手しかホールドに触れていないという理由で完登を認めないということがあったという。これは推測だが、そうしたおかしな判定を避けるための変更ではないだろうか。“control”であれば、ホールドに触れている必要はないだろう。ただ、日本語には訳しにくいので、“保持”のままにしてある。

²⁴⁾ここは、完全に意訳。原文は“Alternatively, a standing position shall be attained on top of the boulder.”。前後とのつながりを考えると、表現としておかしなものになっている(日本語にも訳しにくい)。この内容は既に5.1.12に規定があり、あえてこんな文言を入れる必要はないだろう。

²⁵⁾この要件は、リードとは異なっている。リードでは体の一部が地面に触れただけでアテンプトは終了となるが、ボルダーでは“return”と明記されている。これは、例えば足がマットをかすただけでは、アテンプト終了とはならないと解釈できる。ボルダーでは低い位置で大きく振られるようなムーブが出てくることもありうる。大柄な選手にとって、かなり不利になるし、そうしたムーブを制限するとセッターもやりにくくなる。そうしたことから、こうした規定になっていると考えられる。

²⁶⁾決勝では、ローテーションタイム終了時に行っているアテンプトを完了することができるので、ローテーションタイム終了=アテンプト終了ではない。

²⁷⁾中止になるのはそのアテンプトであって、残りのローテーション・タイム中に、さらにアテンプトを行うことはできる。

²⁸⁾原文は“In this case, the Jury President will decide when a break shall be made to allow the competitor to continue his/her attempts.”

²⁹⁾残り時間が2分を切っていた場合は、2分が与えられる。

³⁰⁾この継続をどの時点で開始するかは明記されていないが、修復後可能な限り早く開始し、ローテーションタイムと切り離して計時をおこなうと考えるべきだろう。

³¹⁾原文は“separate isolation”で、ファイナルでそのアテンプトを終了した選手のアイソレーションと同じ表現をしているが、アテンプトを終えた選手と同じアイソレーションと言うわけには行かないだろう。

はそのアテンプトを再開する。選手は2分を最低として、テクニカル・インシデント発生時の残り時間を認められる。

5.5.5 テクニカル・インシデントが発生した場合、テクニカル・インシデントを被った選手の、テクニカル・インシデントが発生したアテンプトの後の、その同じボルダーにおける最初のアテンプトは、そのアテンプト³²⁾の継続と見なされる³³⁾。

5.6 各ラウンド後の順位

5.6.1 競技会の各ラウンド後、選手は以下の基準³⁴⁾で順位付けされる。³⁵⁾

- a) 完登したボルダー数。
- b) 完登までのアテンプト数の合計。
- c) ボーナス・ポイントの数。
- d) ボーナス・ポイントに到達するまでのアテンプト数の合計。³⁶⁾

5.6.2 同着がある場合、先行するラウンドにさかのぼって、カウントバックを適用する。カウントバックは、同着の選手がそのラウンドにおいて異なるグループで競技している、先立つラウンドには適用されない。

5.6.3 カウントバックを適用後も決勝ラウンドで第1位に同着がある時、一つのボルダーでスーパーファイナルをおこなう。それぞれの同着の選手はファイナルと同じ順番で、ただ1回のアテンプトのみおこなう。競技時間は、チーフ・ルートセッターとの協議によりあらかじめ設定され、アテンプトは40秒が経過する前に始められなければならない。各選手の競技結果は、リード競技規則の4.7.1、4.7.2、4.7.3にしたがって判定される。そのアテンプト後、選手は順位付けされる。複数が完登した場合、引き分けとなり最終順位が公表される。完登がなく1位に同着があった場合、1位の選手は同じ手続きに従い、決着がつくまで最大6回のアテンプトをおこなう。6回のアテンプトの後、同着があった場合は引き分けとなる。

5.7 各ラウンドの定員

5.7.1 5.7は5.6節を併せて参照のこと。順位付けは5.7節が適用される前に終了していなければならない。

5.7.2 準決勝ラウンドの定員は20名、決勝ラウンドは6名とする。カウントバック適用後も同着があるために、準決勝ラウンドまたは決勝ラウンドの定員を超過した場合、多い方の人数の選手が(次の)ラウンドに進むものとする。

5.7.3 予選ラウンドが2グループの選手で行われる場合、次のラウンドへの定員は等分され両グループに割り当てられる。

5.7.4 定員枠は前のラウンドで上位となった選手で埋められる。

³²⁾テクニカル・インシデントで中断されたアテンプト。

³³⁾ボルダリング競技の場合、完登もしくは、ボーナス・ポイントに達するまでのアテンプト数が少ない方が上位になる。従って、テクニカル・インシデントで中断されたアテンプトと、再開後のアテンプトをともに1回にカウントしたら、その選手は不利になってしまう。そうならないために、例えば、テクニカル・インシデントが2アテンプト目で発生し、再開後の最初のアテンプトで完登した場合、完登までのアテンプト数は2回とカウントするということである。また、ボーナスポイント保持以後にアテンプトが発生し、再アテンプト時には、ボーナスポイントまで達することができなかったとしても、そのアテンプトでのボーナスポイントが認められる。

³⁴⁾”criteria”

³⁵⁾理想的には、各ボルダーについて1/3がボーナス・ポイントの下、1/3がボーナス・ポイントまで、1/3が完登となる設定がベストとのことである。

³⁶⁾したがって、ジャッジ・ペーパーには、完登までと、ボーナス・ポイントの通過/保持までに要したそれぞれのアテンプト数が記入される。

5.7.5 進出枠を、同着の選手があるために超過してしまう場合、多い方の人数の選手が競技会の次のラウンドへ進むものとする。

5.8 抗議手続きとビデオ記録の使用

5.8.1 選手のアテンプトの公式ビデオ記録が作製され、抗議担当ジャッジが公式抗議を判定するのに使用される。

6. スピード

6.1 概説

6.1.1 この規則はセクション3の一般規則を併せて参照すること。

6.1.2 スピード競技会は、通常予選ラウンドとファイナル・ラウンドからなる。

6.1.3 スピード競技会は、以下のいずれかで行われる：

- a) 同じ長さで、類似した形状¹⁾と難度の2本のルート(クラシック・フォーマット)
- b) それぞれ同一の長さ、形状、構成、難度の2本もしくはそれ以上の並置されたルート(レコード・フォーマット)

6.1.4 クラシック・フォーマットでは、各選手はそれぞれの対戦で両方のルートを登り、レコード・フォーマットでは、各選手が各対戦で登るのは1回のみである。レコード・フォーマットでは、通常フラッシュ方式が用いられる。

6.2 安全性

6.2.1 全てのルートは、下方から操作されたトップロープで安全確保されて登られなければならない。使用するロープは、IFSC規格(EN規格、または相当する国際規格)に準拠したシングルロープとする。

6.2.2 トップロープは、二つの独立した支点²⁾を通さなければならない。それぞれは、公認されたもので適切に閉じられた、IFSC規格(EN規格、または相当する国際規格)を満たした8mmまたは10mmのマイロン・ラピッドで支点到確保された1枚の安全環付カラビナ付のクイックドロースリングからなる³⁾。

6.2.3 最高点の確保支点は、計時装置またはルートの終了シグナルのスイッチより上にななければならない

6.2.4 確保支点が、選手のアテンプト中、その補助や妨害になったり、また危険をもたらすようなことがあってはならない。

6.2.5 クライミングロープは各選手のハーネスに次のいずれかによって結束される。

- a) 認められた結び方で(直接)結ぶ。
- b) あらかじめ認められた結び方で結んだロープを、横向き加重やゲートからはずれる可能性を最小限にしたタイプの安全環付きカラビナ⁴⁾または二つの安全環付きカラビナを互い違いに使ったもので、ハーネスに取り付ける。

6.2.6 各ロープは2名のプレイヤーによって操作されねばならない⁵⁾。プレイヤーは壁の基部の、クライミング中に発生しうる、選手や破損したホールド、その他の器具の落下による事故を未然に避けられる場所に位置しなければならない。

プレイヤーは選手が登っている間、選手の進行状態に十分に注意を払って以下のことを守らなければならない。

¹⁾原文は"similar profile"なので、壁の側面から見た形状を指すものと思う。

²⁾原文は"separate protection points"。

³⁾意訳。原文は"The top-rope shall pass through two separate protection points, each consisting of one locking karabiner secured to the protection point by a quickdraw sling and an approved and properly closed 8 mm or 10 mm Maillon Rapide complying with IFSC standards (EN standards or international equivalent)."。"each consisting of....."以下は、文章になっていないように感じるが、どうなのだろう。

⁴⁾カラビナのデザインのことを言っているようだが、具体的にどのようなものかは不明。

⁵⁾1名が確保器具をつけて普通に確保し、もう1名はひたすら選手の動きに遅れぬようにロープをたぐる。

- a) ロープをむやみにタイトにしたり緩めたりして、選手の動作を妨げることがないようにする。
- b) 全ての墜落は安全に停止させねばならない。
- c) 選手を必要以上に長く墜落させてはならない。
- d) 墜落した選手が壁が重なった部分のエッジや、その他クライミング・ウォールのいかなる部分によっても負傷することがないように十分な注意を払わねばならない。

6. 2. 7 完登後または墜落した後、選手は地面へロワーダウンしなければならない。選手が地面にあるものに接触しないように、十分な注意が払われなければならない。

6. 2. 8 全ての不要な用具類（カラビナ、クイック・ドロウ、ハンガーなど）はルート上から取り除かれていなければならない。

6. 2. 9 ルートは選手がお互いに、妨害したり、過度に気をとられたりすることのないように設定されなければならない。もしルートのラインが垂直でないときは、反対方向へ向けてそれるように設定しなければならない⁶⁾

6. 3 ルート・タイムの計時

6. 3. 1 クライミング・タイムは機械的電氣的、または手動のいずれかで計時される。

6. 3. 2 機械的電氣的計時を利用する場合、クライミング・タイムは 0.01 秒までの精度で測定されなければならない。システムは 0.1 秒の反応時間を考慮に含めるものとし、スタートの合図後の 0.1 秒以内のスターティングパッド⁷⁾の信号はスタートの失敗を意味する⁸⁾。

6. 3. 3 いかなるアテンプト中であれ、計時システムに問題が生じた場合、そのヒートの全ての選手についてテクニカル・インシデントが宣言される。手動による計時結果はこの場合、成績決定に使用してはならない⁹⁾。

6. 3. 4 手動計時を利用する場合、各ルートはスイッチで操作される赤いインジケータ・ランプと、可能な音響信号を備えねばならない。各ルートはジャッジと、それぞれがストップ・ウォッチを操作する 2 人のアシスタントによって計時される。アテンプトをおこなうそれぞれの選手の完登時間は、計時エラーを排除するために、2 台のストップウォッチの記録の相加平均をとって IFSC ジャッジにより記録される¹⁰⁾。

6. 4 ルートの完登

6. 4. 1 ルートのアテンプトは、選手が規則に従って登り、計時スイッチをその手で叩いたとき完登と見なされる。

⁶⁾ わかりにくいいい回しだが、要するに直上していない場合は、右側のルートが右上ならば左側のルートは左上、ということだと想像する。

⁷⁾ 6.11.2 にある“timing device”を指すのだろうか？

⁸⁾ 原文は“The system shall incorporate a reaction time of 0.1 second, i.e. a starting pad signal within the first 0.1 second after the starting signal implies a false start.”。選手のスタート合図からの反応時間は最低でも 0.1 秒である、という前提で、スタートの合図から 0.1 秒以内にスターティングパッドから選手の足が離れたら、それはフライングとみなす、ということと思われる。スピードのルールはそれを主導するロシア人が書いているのだろうが、全体に意味不明の英文が多い。

⁹⁾ ここは、かなり意識した。原文は“Manual timing shall then not be used to determine the result of the attempt.”である。

¹⁰⁾ 原文は“Each route shall be timed by a judge and two assistants, operating a stopwatch each. The time of each competitor for completing his/her attempt shall be recorded by the IFSC Judge taking into account the average of the stop watches, and eliminating obvious spurious timing errors.”。

6. 4. 2 選手は次の場合、ルートを完登したものと見なされない。

- a) 墜落した。
- b) 3.2.2 に従って使用制限された（壁の）一部分、ホールド、はりぼてを使用した。
- c) 壁の両サイドと上のエッジを使用した。
- d) スタート後、体の一部が地面に触れた。
- e) 人工登攀を行った。

6. 5 リザルトの提示

6. 5. 1 競技会の各ラウンドにおける各選手の順位、タイムの速報¹¹⁾はリザルト決定後、観客とコーチに対し、提供されねばならない。

- a) 電光掲示（ボードまたはスクリーン）。
- b) a) が不可能な場合は公式の競技会用掲示板。

6. 5. 2 最終リザルトでは、全てのラウンドの全てのルートにおける選手の所要時間を公表（報告）しなければならない。

6. 6 競技順と順位 クラシック・フォーマット

6. 6. 1 予選ラウンドの競技順はその時点の世界ランキングの逆順とする。ランク外の選手は、そのラウンドの最初に¹²⁾無作為順で競技する。

6. 6. 2 予選とファイナル・ラウンドを同日中におこなう場合、両ラウンドのルートは同じものを使用する。予選とファイナル・ラウンドを別の日におこなう場合、各ラウンドのルートは多少異なる¹³⁾ものにする。選手はそのことを前もって通知されねばならない。

6. 6. 3 各選手は、最初にルート 1 を登る。これを完登後に、ルート 2 へ進む。

6. 6. 4 各選手は両ルートの合計所要時間で順位付けされる。

6. 6. 5 もし選手が予選ルートの本一のルートで完登できなかつたら、そこで敗退¹⁴⁾となる。

6. 6. 6 ファイナルラウンドの選手数

- a) 予選ラウンドの完登選手が 16 人以上であれば、16 選手がファイナル・ラウンドに進む。
- b) 予選ラウンドの完登選手が 15～8 人であれば、8 選手がファイナル・ラウンドに進む。
- c) 予選ラウンドの完登選手が 7～4 人であれば、4 選手がファイナル・ラウンドに進む。¹⁵⁾
- d) 予選ラウンドの完登選手が 4 人未満であれば、4 選手がファイナルに進めるまで予選をやりなおす。

¹¹⁾原文は“Information on the preliminary ranking place and climbing times of each competitor in each round of the competition”。

¹²⁾スピードではこの点の変更は無いようだ。

¹³⁾原文は“slightly different”。

¹⁴⁾原文は“eliminate”。これはリードの“stop”とも、罰則規定でいう失格(“disqualify”)とも違う概念。“eliminate”の場合、記録はゼロとして扱われる。ここがリードの“stop”との違い。失格ではないので順位は出るが、記録がゼロなので、順位は各ラウンド、各セットにおける最下位となる。

¹⁵⁾この b) と c) の原文はそれぞれ“between 16 and 7”、“between 8 and 3”であるが、この数字をいかして日本語に訳すのは難しい。“未満”は良いのだが、超過する場合で未満に対応する表現が日本語にはない。また日本語の「15 と 8 の間」は、15 及び 8 を含むかどうか曖昧で、文脈によって異なるように思われる。

ファイナル・ラウンドは、以下のステージからなる：

8th・ファイナル、クォーター・ファイナル、そして常に行われるものとしてセミ・ファイナルとファイナル¹⁶⁾。

6. 6. 7 ファイナル・ラウンドは両ルートの合計時間で競う、勝ち抜き戦（"knock-out"方式）でおこなう。

エイト（1/8）・ファイナル（9位から16位）とクォーター・ファイナル（5位から8位）での敗者の最終リザルトはそのヒート¹⁷⁾のタイムによって決定する。

6. 6. 8 ファイナル・ラウンドの最初のステージ¹⁸⁾の組み合わせと競技順は、予選ラウンドの最終順位に従って以下のように設定される。

その1) 選手16名の場合

対戦番号	選手順位	対	選手順位
1	1位		16位
2	8位		9位
3	4位		13位
4	5位		12位
5	2位		15位
6	7位		10位
7	3位		14位
8	6位		11位

その2) 選手8名の場合

対戦番号	選手順位	対	選手順位
1	1位		8位
2	4位		5位
3	2位		7位
4	3位		6位

その3) 選手4名の場合

対戦番号	選手順位	対	選手順位
1	1位		4位
2	2位		3位

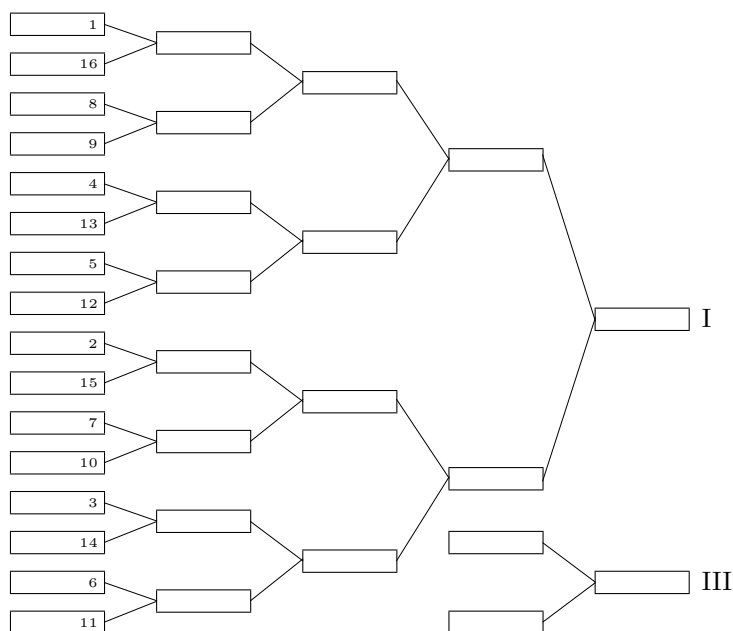
ファイナル・ラウンドの各ステージの競技順は後に示す図1(P.37)による。

¹⁶⁾原文はそれぞれ"eighth final"、"quarter final"、"semi final"、"final"。

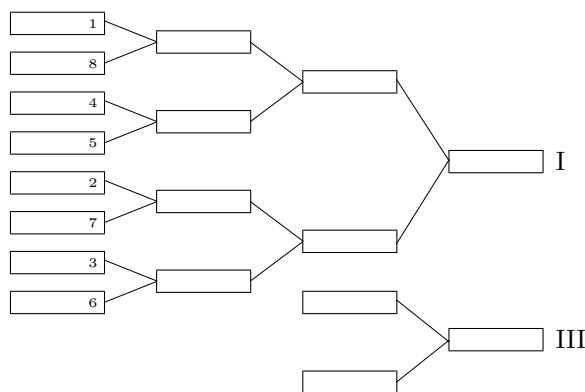
¹⁷⁾敗者となったヒート。

¹⁸⁾ここでいう「ステージ」("stage")は、ファイナル・ラウンドの中のクォーター・ファイナル(quarter final)なりセミ・ファイナル(semi final)なりを指す。このステージ中の個々の対戦はヒート("heat")と呼ばれる。

選手 16 名の場合



選手 8 名の場合



選手 4 名の場合

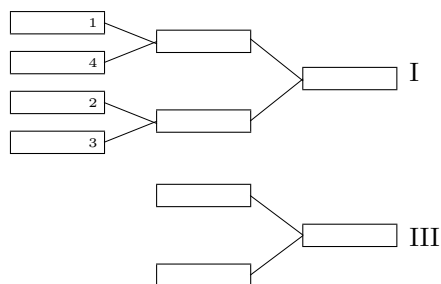


図 1：選手が 16 名、8 名、4 名の場合それぞれのファイナルラウンドの各ステージでの競技順
(ローマ数字は選手の最終順位を示す)

枠の中の順位が上位の選手がルート 1 でスタートする。

6. 6. 9 決勝ラウンドの対戦で、いずれかのルートを完登できなかった選手は、そこで敗退となり、もう一人の選手がその対戦の勝者となる。敗退した選手は、決勝のそのステージの最下位となる。両方の選手がいずれかのルートを完登できなかった場合は、ただちに勝者が決するまで再試合を行なわなければならない。

6. 6. 10 3 位/4 位決定戦は必ず実施し、勝者を決定しなければならない。

6. 6. 11 同着の選手の扱い

- a) ファイナル・ラウンドへの進出ライン上同着の選手がいて、予選通過選手数が 6.6.6. に定める定員を越えている場合、これら同着の選手は決勝に進出できない。その選手の順位は同順位とする。
- b) 予選ラウンドで 2 名以上の同着の選手がファイナル・ラウンドへの進出者の中にいる場合は、それらの選手の競技順は無作為に決定する。¹⁹⁾
- c) 2 名の選手がファイナル・ラウンドのセミ・ファイナルかファイナルのステージで同着となったら、その 2 名で決定戦²⁰⁾をおこなう。
- d) ファイナル・ラウンドの上記以外のステージで同着があったら、勝者はファイナル・ラウンドの先立つステージの結果によって、もしそれがファイナル・ラウンドの最初のステージの場合は、予選ラウンドのリザルトで勝者を決定する。

6. 7 競技順と順位 - レコード・フォーマット、2 レーン

6. 7. 1 予選ラウンドの競技順は、その時点の WR の逆順とする。ランク外選手はランダムな競技順でそのラウンドの最初に競技をおこなう。

6. 7. 2 各選手は、そのルートでの登るのに要した時間に基づいて順位付けされる。

6. 7. 3 予選ラウンドで、完登できなかった選手は、敗退となり最下位として扱われる。

6. 7. 4 決勝の選手数は、6.6.6 の規定に従うものとする。

6. 7. 5 決勝は、クライミングタイムで勝敗を競う勝ち抜き戦²¹⁾で行われる。

1/8 決勝²²⁾の (9 ~ 16 位) 及び準決勝の (5 ~ 8 位) 各対戦の敗者の最終成績は、その対戦でのクライミングタイムで決定される。

6. 7. 6 決勝ラウンドの最初のステージの競技順は 6.6.8 の規定に従うものとする。

6. 7. 7 決勝ラウンドの対戦で完登できなかった選手はそこで敗退となり、もう一人の選手がその対戦の勝者となる。敗退した選手は、決勝のそのステージの最下位となる。両方の選手とも完登できなかった場合は、ただちに勝者が決するまで再試合を行わなければならない。

6. 7. 8 3 位/4 位決定戦は必ず実施し、勝者を決定しなければならない。

6. 7. 9 同着の選手の判定は、6.6.11 の規定にしたがう。

6. 8 競技順と順位 - レコード・フォーマット、4 レーン

6. 8. 1 予選とファイナル・ラウンドは、(複数の) ヒートで行われる。ヒート数は下の表のように選手数で決定される。

¹⁹⁾原文は”When two or more competitors are tied in the qualification round for any other place in the final round than the last, they shall be separated at random for placement in the starting order;”この” in the final round than the last”の解釈が不明。安形康氏によれば「おそらく other と than が組になっており、other A than B だと”B でない A” (というより「A のうち B でないもの」といった感じ?) という意味になりますから、”決勝進出定員最下位以外の順位で”といったところでしょうか。要するに 6.6.11(a) の”最下位タイ”規定以外のところで同着が出た場合の規定になると思います」とのこと。

²⁰⁾原文は”additional elimination heat(s)”。

²¹⁾トーナメント形式と理解して良いと思う。

²²⁾”eight final”

選手数	ヒート数
1-4	1
5-8	2
9-12	3
13-16	4
17-20	5
21-24	6
etc.	etc.

各ヒートの選手数は、ヒート間で可能な限り均等になるように配分され、各ヒートは最低 2 名の選手によって成り立つものとする。

あるカテゴリの選手が 4 名もしくはそれより少ない場合は、予選ラウンドは行わない。

6. 8. 2 予選ラウンドの競技順は、以下の手順で作成される。

- a) 選手の配分リスト²³⁾をその時点の各選手の世界ランキングの順位に基づいて作成し、ランク外の選手はリストの後半に無作為に追加する。
- b) 選手は、下の選手数 17 名の例のように、配分リストの順に、ジグザグに各ヒートに割り当てられ、ヒートを行う順番が作成される。

ヒート	配分順			
A	1	10	11	
B	2	9	12	
C	3	8	13	
D	4	7	14	17
E	5	6	15	16

6. 8. 3 ファイナル・ラウンドへの進出選手数：

- a) 参加選手数²⁴⁾が、16 名以上ならば、16 名がファイナル・ラウンドに進出する。
- b) 参加選手数が、8 名から 15 名ならば、8 名がファイナル・ラウンドに進出する。
- c) 参加選手数が、5 名から 7 名ならば、4 名がファイナル・ラウンドに進出する。²⁵⁾

6. 8. 4 予選ラウンドの各ヒートの勝者は、全て決勝に進出する。決勝ラウンド進出者の残りは、残りの選手の中でクライミングタイムの少なかった者である。決勝ラウンドへの進出ライン上に 2 名以上の選手が同着でいた場合、1 回もしくは数回の決定戦を、同着の選手間の決着がつくまで行う。

予選ラウンドが 16 ヒート以上ある場合は、より良いタイムを出した選手が決勝に進出するものとする。

6. 8. 5 もし選手が予選ラウンドのルートで完登できなかつたら、そこで敗退となり、成績は最下位となる。

6. 8. 6 ファイナル・ラウンドは以下のステージから構成される：

クォーター・ファイナル、セミ・ファイナル、ファイナル（必ず実施）。各ステージは選手数に応じて、6.7.1 で示された 1 つもしくはいくつかのヒートから構成される。

²³⁾原文は”seeding list”

²⁴⁾”number of registered competitors”

²⁵⁾この部分の原文は、6.6.6b)、c) と同様”between 7 and 16”、”between 3 and 8”である。

6. 8. 7 ファイナル・ラウンドの最初のステージの競技順は、以下の手順で作成される：

- a) 全ヒートの勝者を予選ラウンドの成績をもとに、クライミングタイムの少ない者が上になるように順に並べ、その後に残りの進出者を予選ラウンドの成績順に置いて、選手の配分リストを作成する。
- b) 選手は、下の方法で、配分リストの順にジグザグに各ヒートに割り当てられる。

選手 16 名 / クォーター・ファイナル・ステージ

ヒート	予選順位			
A	1	8	9	16
B	2	7	10	15
C	3	6	11	14
D	4	5	12	13

選手 8 名 / セミ・ファイナル・ステージ

ヒート	予選順位			
A	1	4	5	8
B	2	3	6	7

選手 4 名 / ファイナル・ステージ

ヒート	予選順位			
A	1	2	3	4

予選ラウンドで選手がルートを完登できず、上の表にあるよりも少ない人数しか決勝に進出しないことがある。それでも、進出した選手についての競技順作成手順は変更されない。

6. 8. 8 各ヒートで、より少ないクライミングタイムで完登した 2 名が、決勝ラウンドの続くステージに進出する。残りの選手は、ファイナルラウンドのそのステージの成績で順位が決定される。

6. 8. 9 セミ・ファイナルでは、クォーター・ファイナル・ステージのヒート A からセミ・ファイナル・ステージに進出した選手は、ヒート D から進出した選手と対戦し²⁶⁾、ヒート B から進出した選手は、ヒート C から進出した選手と対戦する。

6. 8. 10 ファイナル・ラウンドのファイナル・ヒートでは、選手はそのヒートのクライミング・タイムで順位を決定される。

6. 8. 11 もし選手が、ファイナル・ラウンドで完登できなかつたら、ファイナル・ラウンドのそのステージの最下位となり、以後のヒートには進出できない。

6. 8. 12 2 名もしくはそれ以上の選手が、ファイナル・ラウンドのファイナル・ヒートで 1 位同着になったら、同着になった選手の間で決着がつくまで、1 回もしくは数回の決定戦を行って、勝者を決定する。

2 名もしくはそれ以上の選手が、ファイナル・ラウンドのそれ以外のヒートで同着になったら、その順位はファイナル・ラウンドの先立つステージの結果によって、もしそれがファイナル・ラウンドの最初のステージの場合は、予選ラウンドのリザルトで勝者を決定する。それでもなお同着がある場合は、続いて先行するステージ²⁷⁾でカウントバックを適用する。

²⁶⁾原文は”Competitors qualifying for the semi final stage from heat A in the quarter final stage shall be placed in the same semi final heat as the competitors qualifying from heat D”。良くもこう、持って回った言い回しを思いつくものだ。

²⁷⁾”successively earlier stages”

6.9 競技順および順位付け レコード・フォーマット 他のレーン数の場合

6.9.1 IFSC はレーン数が 2 及び 4 以外の場合の記録形式の規定を別途公表する。

6.10 デモンストレーションおよびオブザベーション

6.10.1 チーフ・ルートセッターまたはルートセッター・チームのいずれかにより、ルートのデモンストレーションが行われる。

6.10.2 各ルートでは 2 回デモンストレーションをおこなう。1 回はゆっくり、もう 1 回は競技の際の速さで登る。各デモンストレーション後、続いて各ルートについてオブザベーションタイム（最大 6 分間）が取られる。

6.10.3 レコード・フォーマットが適用される場合、デモンストレーションは 1 本のルートのみで行われる。

6.10.4 オブザベーション期間の長さは 4 分間で、ジュリー・プレジデントはこれを延長することができる。

6.10.5 選手は、出だしのホールドに地面から足を離すことなく触れることが許される。

6.11 クライミングの手順

6.11.1 開始が宣言されたら、選手は壁の前、約 2m の位置に来なければ²⁸⁾ならない。

6.11.2 両方/もしくは全ての選手がポジションに入ったら、IFSC ジャッジは「At your marks」と指示する。「At your marks」の指示で、それぞれの選手は片足を地面または計測機器（使用される場合）²⁹⁾に、もう一方の足を最初のホールドに置き、片手または両手を壁にかけて、スターティング・ポジションに入らなければならない。選手がスターティング・ポジションに入ったらただちに、IFSC ジャッジは「Ready?」と声をかける。いずれの選手からも、準備ができていない旨の明確な申告がなければ、IFSC ジャッジは「Attention」と声をかけ、わずかに（2 秒未満）置いて、短く（0.2 秒未満）大きく明瞭なスタート信号か、手動計時の場合は「Go!」と合図をする。全ての肉声による指示は、大きく明瞭に発せられねばならない。

6.11.3 スタートの合図の場所は、両方/もしくは全ての選手から等距離になければならない。

6.11.4 スタートの合図か指示があったら、各選手はそのアテンプトを開始しなければならない。ルートジャッジが「Ready?」と尋ねたときに準備ができていないことを明瞭に告げた場合を除き、スタートの指示に対する抗議は一切許されない。

6.11.5 IFSC ジャッジがスタートの指示を肉声で発する場合は、いかなる雑音やその他注意をそらせ、スタートの合図を明瞭に聞き取ることが妨げるものは、選手によっても、ジャッジによっても立てられてはならない。

6.11.6 スタートに失敗した場合、ルートジャッジは双方の選手を直ちに停止させなければならない。この指示は、大きく明瞭に発せられなければならない。一人の選手が一つの対戦で 2 度スタート失敗したら、敗退となる。

6.11.7 各選手はルートの終了点に達したら、スイッチを手で叩いて計時装置を停止させねばならない。

²⁸⁾原文は“take up”

²⁹⁾選手のフライングを判定するためのデバイスだと思われる。P.34 参照。

6. 11. 8 フラッシュ形式で行う場合を除き、予選ラウンドで完登後、選手は別のアイソレーション・ゾーン³⁰⁾にもどり、ルートジャッジから要請があるまでとどまらねばならない。

6. 11. 9 フラッシュ形式で行う場合を除き、決勝ラウンドの対戦終了後は、以下に定めるところに従うものとする。

- a) クラシック・フォーマットの場合、次のヒートに進出する選手は、別のアイソレーション・ゾーンにもどる。
- b) レコード・フォーマットの場合、全ての完登した選手は、別のアイソレーション・ゾーンにもどる。

6. 12 テクニカル・インシデント

6. 12. 1 スピード競技におけるテクニカル・インシデントとは以下のようなものである。

- a) ホールドの破損または緩み。
- b) ロープが張られることで選手の補助、または妨害になった。
- c) 計時システムの故障。
- d) その他、選手の動作の結果ではないところのことがらが、選手に不利または有利にはたらいた。

6. 12. 2 選手が、テクニカル・インシデントによってそのアテンプトが中断された場合、修復完了後、直ちにあらたにアテンプトをおこなう。

選手が、クラシック・フォーマットの予選ラウンド以外のいずれかの対戦で、テクニカル・インシデントによってそのアテンプトが中断された場合、他の選手は登り続けるものとする。テクニカル・インシデントが確認された場合は、全選手で再競技をおこなう。

フラッシュ形式で行う場合を除き、テクニカル・インシデントをこうむった選手は、修復が完了するまで別のアイソレーションで待機しなければならない。これはクラシック・フォーマットの予選ラウンドで、テクニカル・インシデントが発生しなかった方のルートを完登した選手が、まだもう一方のルート³¹⁾のアテンプトを行っていない場合、同様に適用される。³²⁾

最低 5 分の回復時間が、テクニカル・インシデントを被った選手に認められる。

6. 13 スピード世界記録

6. 13. 1 IFSC スピード世界記録は、IFSC が別途発行する”the IFSC Homologated Speed Wall”の仕様に従ったクライミング・ウォールに設定された、IFSC が公式に標準化し認定したスピード競技ルートでのみ認められる。こうした壁は高さは 10m または 15m、ルートあたりの幅が少なくとも 3m で、5 度前傾したものである。

6. 13. 2 10m の壁で男女別に一つの世界記録が、また 15m の壁で男女別に一つの世界記録が認定される。さらにユースの全年齢別グループごとに男女各カテゴリの世界記録が認定される。

6. 13. 3 世界記録の計時は IFSC の機械的/電氣的計時システムで測定されねばならない。

³⁰⁾”a separate isolation zone”

³¹⁾＝テクニカル・インシデントが発生したルート

³²⁾わかりにくい表現だが、テクニカル・インシデントが発生した場合、選手 A が競技中断、選手 B が競技続行となる。テクニカル・インシデントが発生したのが後に登る方のルートであれば、選手 B はアテンプト終了後、テクニカル・インシデントが修復され選手 A の再アテンプトが終わるまで、アイソレーションに入ることになる。テクニカル・インシデントが発生したのが先に登る方のルートの場合は、この必要はない。

6. 13. 4 世界記録は、IFSC の公式日程表に記載され、IFSC が指名した Jury・プレジデントのいる大会でのみ認定される。

6. 13. 5 世界新記録は、Jury・プレジデントにより IFSC に報告されねばならない。

7. ワールドカップ・シリーズ

7.1 イントロダクション

7.1.1 IFSCの「本則」に従い、ワールドカップの国際シリーズ戦は、毎年開催される。

7.1.2 IFSCは、各種目について毎年最大10戦までのワールドカップ大会を公認する。

7.1.3 IFSC公認の各ワールドカップ大会は、男子と女子のカテゴリーからなる。その年に16歳に達する選手のみが、ワールドカップ大会に出場する資格を有する。

7.1.4 各ワールドカップ大会は、各種目の内の一つ、あるいは3種目のうちいくつかを含むものとする。それぞれの種目の形式については、セクション4.5.6に規定する。

7.1.5 ワールドカップ大会は通常、週末に開催される。ワールドカップ大会の最大日数は、1種目の場合は2日間、2種目の場合は3日間、全3種目の場合は4日間とする。

7.1.6 各ワールドカップ大会の最後に、男女の、リード、スピード及びボルダリング競技の優勝者は主催連盟/協会からトロフィーが授与される。

7.1.7 年間シリーズ最終戦の終了時に、ワールドカップはこれらの規則に従い、最高得点を獲得した選手を表彰する。

7.1.8 ワールドカップ・シリーズ戦の完了時、男女双方のカテゴリーの優勝者に、ワールドカップのトロフィーが授与される。さらに、1位、2位、3位の選手に、それぞれ順に金、銀、銅のメダルが授与される。

7.2 ワールドカップ・ランキング

7.2.1 各ワールドカップ大会の最後に、男女それぞれのカテゴリーの、上位30位までの選手に以下のよう

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1位	100	11位	31	21位	10
2位	80	12位	28	22位	9
3位	65	13位	26	23位	8
4位	55	14位	24	24位	7
5位	51	15位	22	25位	6
6位	47	16位	20	26位	5
7位	43	17位	18	27位	4
8位	40	18位	16	28位	3
9位	37	19位	14	29位	2
10位	34	20位	12	30位	1

ある競技会で同着になった各選手が

獲得するポイントは、同着になった各順位に対応する全ポイントの平均となる¹⁾。ポイントは、小数点以下を四捨五入する²⁾。

¹⁾Rules2008-2009のAmendment 2(2009/3/21)での追加。原文は“The points gained by tied competitors in a competition will be the average of points for the tied rank positions.”。要するに、予選で2ルートの成績の総合で順位を決める場合の同着の扱いと同じ考え方。無論この場合は、順位そのものではなく、順位に対応するポイントの方を平均する。

²⁾原文は“The points will be rounded off to whole numbers.”

7.2.2 各ワールドカップ大会で与えられたポイントは下の7.2.3に定める方式で集計される。集計ポイントは各ワールドカップ大会ごとに再計算され、ワールドカップ・ポイントを持つ選手は保有するポイントの降順でランク付けされる。各種目のワールドカップ・ランキングは、各ワールドカップ・シリーズ戦の終了後に発表される。

7.2.3 選手のワールドカップの最終ランク決定で、集計に使うポイントの最大数は以下の通り

- a) 5戦以下の場合：全てのポイントを加算
- b) 5戦を越えて開催された場合：1戦の成績を除外して加算³⁾

7.2.4 ワールドカップ・シリーズの総合ランキングは、7.2.1に基づいて各選手がシリーズを構成する各競技会で獲得した上位のポイントを加算して計算される。この計算に使用される各種目の競技会の最大数は、5とする。⁴⁾総合ワールドカップ・ランキングポイントの対象となるのは、少なくとも2種目においてランキングポイントを保有する選手に限られる。⁵⁾

7.2.5 もしその年のワールドカップ最終戦終了時に、ワールドカップの1位に、2名の選手が同着の場合、それを分けるために、同着の選手が同時に出場した大会での成績を、一つずつ比較し、同時に出場した大会で相手より上位となった回数で決定する。この計算後なお同着の場合、1位から始めて次は2位と言うように、上位の成績の獲得数で1位を決定する⁶⁾。

7.2.6 ワールドカップ・シリーズの国別の順位⁷⁾は、各国選手団が3.13.3に基づいてシリーズに含まれる競技会で獲得したポイントを加算して計算される。この計算に使用される競技会の最大数は、7.2.3に基づいて数えた結果とする。⁸⁾

7.3 選手の登録

7.3.1 加盟連盟/協会はIFSCの公式登録書式で以下の選手を登録することが認められる。

- a) 各国選手団の定員——主催国以外：

各加盟連盟/協会は男女それぞれのカテゴリーで、3名ずつの正選手が認められる。

- b) 各国選手団の定員——主催国：

ワールドカップ大会の受け入れと開催をおこなう連盟/協会は、それぞれのカテゴリーで、6名ずつの正選手が認められる。加盟連盟/協会が同一種目につき二つ以上の競技会を組織する場合、この規定は二つの競技会に限って適用される。(適用される)大会はシーズンに先立って、加盟連盟/協会が選択することができる。さもない限り、この規定(二倍定員)は自動的にその国で開催される最初の二つの大会に適用される。

- c) 特別枠⁹⁾

当該競技会締め切り段階での、世界ランキングの男子上位10名、女子上位10名と、直近の世界選手権及び、ユース、成年の大陸別選手権の優勝者で7.1.3の年齢要件を満たす者が、特別枠の資格を有する。加盟連盟/協会は、これらの選手を上記の7.3.1.a)、7.3.1.b)の規定にある選手に加えて、参加させることができる。

³⁾”all competition results except one shall count”

⁴⁾原文は”The maximum number of competitions in each discipline to be used in this calculation shall be 5”。

⁵⁾原文は”Only competitors who have accumulated ranking points in at least two discipline are eligible for the combined World Cup ranking.”。

⁶⁾2006年の改訂。05年までは、この段階で引き分けだった。

⁷⁾”the national team ranking”

⁸⁾原文は”The maximum number of competitions to be used in this calculation shall be the number of counting results in accordance with Article 7.2.3.”

⁹⁾”Extra quota”。2005年までは”Pre qualified”。

d) 追加名簿

加盟連盟/協会は、IFSCの公式登録書式で、「追加名簿」¹⁰⁾を使って補欠選手を登録することが認められる。これらの選手の登録は、選手の総数が主催連盟/協会が計画した人数に満たない場合に、正規に確定される。こうした場合、各国選手団として登録された選手と特別枠該当者で埋められた枠を越えた部分は、希望する連盟/協会の間均等に割り当てられねばならない。

主催者は全ての公式選手団のメンバーと特別枠該当選手を受け入れなければならない。

各主催者が受け容れねばならない選手の最少人数は、男子100名、女子100名とする。

7.4 賞金

7.4.1 賞金の最低額は各期毎にIFSCの財務委員会¹¹⁾で決定される。

この最低額を下回る場合の賞金リストは、組織委員会¹²⁾にとの協議によりIFSC評議会¹³⁾が決定する。

¹⁰⁾Supplementary lists

¹¹⁾原文は”the IFSC management Copmmittee”で直訳すれば経営委員会

¹²⁾the Organisation Committee

¹³⁾”the IFSC Board”

8. 世界選手権規則

8.1 イントロダクション

8.1.1 IFSCの「本則」に従い、世界選手権大会は2年に1度、奇数年¹⁾に開催される。

8.1.2 IFSC公認の各世界選手権大会は男子と女子のカテゴリーからなる。その年に少なくとも16歳となる選手だけが、世界選手権大会の出場資格を有する。

8.1.3 各世界選手権大会は、全ての種目から構成される。IFSCが特に別の形式を指定しない限り、大会の形式はセクション4、5、6に個々に規定されたものに従う。

8.1.4 世界選手権大会は通常、週末に開催される。世界選手権大会の最大日数は、5日間とする

8.1.5 各種目の、男女双方のカテゴリーの1位、2位、3位入賞者に、順位に応じて金、銀、銅のメダルが授与される。さらに、優勝者に、世界選手権のトロフィーが授与される。²⁾

8.1.6 世界選手権ではその大会の総合順位を用意しなければならない³⁾。総合大会ランキングにおける男女各カテゴリの1位、2位、3位に、それぞれ金、銀、銅のメダルが授与される。さらに、1位の選手には総合世界選手権トロフィーが授与される。

8.2 選手登録

8.2.1 加盟連盟/協会は以下の選手をIFSCの公式登録書式に従って登録することができる。

a) 各カテゴリーで各5名ずつの正選手。

b) 全ての世界及び大陸別選手権の成年およびユース(8.1.2の年齢条件を満たす者)の各カテゴリーの現チャンピオンは、その優勝した種目において特例枠選手⁴⁾とする。加盟連盟/協会はこれらの選手を、上記8.2.1a)に定めるところに追加して登録することができる。

¹⁾原文は"every second, odd-numbered, year"。

²⁾以前からおかしいと指摘してきたが、05年版でようやく訂正された。

³⁾原文では"prepare"を使っている。「決定する」では意味合いがずれる。要するに大会の中に、系統的に総合順位が位置づけられていなければならないということだろう。

⁴⁾the status of extra-quota competitors

9. 世界ユース選手権規則

9.1 イントロダクション

9.1.1 IFSCの「本則」に従い、世界ユース選手権大会は毎年開催される。

9.1.2 IFSC公認の各世界ユース選手権大会は男子と女子¹⁾のカテゴリーからなる。

9.1.3 各世界ユース選手権大会では、リードとスピードの両種目をおこなう。

9.1.4 世界ユース選手権大会は通常、週末に開催される。世界ユース選手権大会の日数は4日間とする。開催日の決定に当たっては、学校への出席の問題を最小限にするよう、特に考慮しなければならない。

9.1.5 リード、スピードの各種目の、男女双方のカテゴリーの1位、2位、3位入賞者に、順位に応じて金、銀、銅のメダルが授与される。さらに、優勝者に、世界ユース選手権のトロフィーが授与される。

9.2 年齢別グループ

9.2.1 世界ユース選手権大会では、リード、スピード両競技に、以下の年齢別グループを設定する。

- a) ユース B: このカテゴリーに登録する資格がある選手は、14または15年前に生まれた者とする。2008年の世界ユース選手権参加者については、1993または1994年に生まれた者である。
- b) ユース A: このカテゴリーに登録する資格がある選手は、16または17年前に生まれた者とする。2008年の世界ユース選手権参加者については、1991または1992年に生まれた者である。
- c) ジュニア: このカテゴリーに登録する資格がある選手は、18または19年前に生まれた者とする。2008年の世界ユース選手権参加者については、1989または1990年に生まれた者である。²⁾

表1. 世界ユース選手権の年齢区分
生年

開催年	ユース B		ユース A		ジュニア	
2008	1994	1993	1992	1991	1990	1989
2009	1995	1994	1993	1992	1991	1990
2010	1996	1995	1994	1993	1992	1991
2011	1997	1996	1995	1994	1993	1992
2012	1998	1997	1996	1995	1994	1993

9.3 形式

9.3.1 リード及びスピード競技は、9.3.2、9.3.3に定めることがらを除き、IFSCの認める形式に従って組織される。

9.3.2 リードは3ラウンドから構成される。

- a) 2本の異なるルートによる予選ラウンド
- b) セミ・ファイナルとファイナル・ラウンド

予選ラウンドはセクション11の大陸別ユース・シリーズの規則に従って行われる。準決勝と決勝はセクション4のリードの規則に従って行われる。

¹⁾原文は他の大会が“men and women”であるのに対し、“male and female competitors”になっている。

²⁾日本人の感覚からするとややこしい方に思えるが、ほぼ原文のままの表現とした。その年に何歳になるかではなく、何年に生まれたかに注目して考えれば問題はない。早生まれが関係しない分、この方式の方が、日本の年度で区切る考え方よりもわかりやすい。

9.3.3 スピードでは全ての年齢別グループと両カテゴリの、決勝ラウンドの前段のステージのヒート（8th ファイナル、クォーターファイナル、セミファイナル、3位/4位決定戦）は次のステージ開始前に完了していなければならない。³⁾

9.4 加盟連盟/協会による選手登録

9.4.1 加盟連盟/協会は以下に該当する選手を、IFSCの公式登録書式に従って登録することができる。

- a) 各カテゴリ、各年齢別グループで各4名ずつの正選手。
- b) 全ての世界及び大陸別選手権の成年およびユース（9.2.1の年齢条件を満たす者）の各カテゴリの現チャンピオンは、その優勝した種目において特例枠選手とする。加盟連盟/協会はこれらの選手を、上記9.4.1a)に定めるところに追加して登録することができる。

³⁾要するに、全カテゴリ、全年齢別グループのファイナル・ステージのヒートは、まとめて最後にやれ、と言うことらしい。もう少しわかりやすい言い回しがあるだろう。困ったものだ。

10. 大陸別選手権規則

10.1 インTRODクシヨN

10.1.1 IFSCの「本則」に従い、以下の大陸別選手権大会が毎年開催される。

- a) アジA選手権
- b) ヨーロッパ選手権
- c) 北アメリカ選手権
- d) オセアニア選手権
- e) 南アメリカ選手権

10.1.2 IFSC本則の定めるところにより、大陸別評議会¹⁾がIFSCの規則にもとづいてこれらの大会の開催をおこなう。

10.1.3 各大陸別評議会の加盟国だけが、これらのチャンピオンシップに参加できる。

10.1.4 IFSC公認の各大陸別選手権大会は男子と女子のカテゴリーからなる。その年に少なくとも16歳となる選手だけが、大陸別選手権大会の出場資格を有する。

10.1.5 各大陸別選手権大会は、全3種目を実施し、それはIFSCの認めた形式で組織されねばならない。

10.1.6 大陸別選手権大会は通常、週末に開催される。大陸別選手権大会の最大日数は5日間までとする。

10.1.7 各種目の、男子及び女子のカテゴリーの1位、2位、3位入賞者に、順位に応じて金、銀、銅のメダルが授与される。さらに、優勝者に、大陸別選手権のトロフィーが授与される。

10.1.8 大陸別選手権ではその大会の総合順位を用意しなければならない²⁾。総合大会ランキングにおける男女各カテゴリーの1位、2位、3位に、それぞれ金、銀、銅のメダルが授与される。さらに、1位の選手には総合大陸別選手権トロフィーが授与される。

10.2 加盟連盟/協会による選手登録

10.2.1 加盟連盟/協会は、次に該当する選手をIFSCの公式登録書式に従って登録することができる。

- a) 男女それぞれのカテゴリーで各5名ずつの正選手。
- b) 全ての世界及び大陸別選手権の成年およびユース(10.1.4の年齢条件を満たす者)の各カテゴリーの現チャンピオンは、その優勝した種目において特例枠選手とする。加盟連盟/協会はこれらの選手を、上記10.2.1a)に定めるところに追加して登録することができる。

¹⁾”the Continental Councils”。

²⁾原文では”prepare”を使っている。「決定する」では意味合いがずれる。要するに大会の中に、系統的に総合順位が位置づけられていなければならないということだろう。

11. 大陸別ユースシリーズ規則

11.1 イン트로ダクション

11.1.1 各大陸別ユース・シリーズ¹⁾(CYS) リード競技会は、各カテゴリにセクション 9.2 の表 1 に示された IFSC の年齢別グループに従った、3 つの年齢別グループを含むものとする。

11.1.2 各CYS リード競技会はオンサイト、フラッシュいずれかによる、2 ルートを用いる予選ラウンドと、各年齢別グループとカテゴリあたり 10 名による決勝ラウンドから構成される。セクション 6 のスピード種目ルールに従ったスピード競技会も開催することができる。

11.1.3 各ユース選手権 (たとえばアジアユース選手権やヨーロッパユース選手権など) は、シリーズ戦の最後にセクション 11.2.1 に従った各年齢別グループ及びカテゴリにおいて最高得点を獲得した選手を表彰するものとする。

11.1.4 CYS 大会の終了時に、男女の 3 つの年齢別グループの優勝者には、トロフィーが贈られる。男女の全年齢別グループの上位 3 名には、それぞれ金、銀、銅のメダルが授与される。

11.1.5 CYS シリーズの終了時に、男女の 3 つの年齢別グループの優勝者には、トロフィーが贈られる。男女の全年齢別グループの上位 3 名には、それぞれ金、銀、銅のメダルが授与される。

11.2 形式

11.2.1 各ワールドカップ大会の最後に、男女それぞれのカテゴリの、上位 30 位までの選手に以下のようにポイントが与えられる。

表 2. CYS の付与ポイント

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1 位	100	11 位	31	21 位	10
2 位	80	12 位	28	22 位	9
3 位	65	13 位	26	23 位	8
4 位	55	14 位	24	24 位	7
5 位	51	15 位	22	25 位	6
6 位	47	16 位	20	26 位	5
7 位	43	17 位	18	27 位	4
8 位	40	18 位	16	28 位	3
9 位	37	19 位	14	29 位	2
10 位	34	20 位	12	30 位	1

ある競技会で同着になった各選手が

獲得するポイントは、同着になった各順位に対応する全ポイントの平均となる。ポイントは、小数点以下を四捨五入する²⁾。

各 CYS 競技会後に与えられるポイントは、以下のように集計される。

a) 4 もしくはそれ以上の競技会が開催された場合、上位 4 大会の成績が合計される。

¹⁾このセクションは、2007 年まで独立した文書だったヨーロッパ・ユース・シリーズの規定の「ヨーロッパ」を「大陸別」に改めてこのルールの中に組み込んだものと考えられる。リード予選でのフラッシングや、2 ルートを全選手が登る形式は、もともとユース大会で行われてきた形式であり、大陸別ユース・シリーズをルールに組み込んだことから、必要に迫られて追加されたもので、大人の大会でそうした形式を導入すべしということでは必ずしもない。

²⁾Rules2008-2009 の Amendment 2 (2009/3/21) での追加。ワールドカップのポイント (P.44) と同じ変更。

b) 4 回未満の競技会しか開催されなかった場合、全ての大会の成績が合計される。

CYS ポイントを保有する選手は、合計ポイントの降順に順位付けされる。このランキングが公式の大陸別ユース・シリーズ・ランキング (CYSR) である。

11. 2. 2 もしその年の CYS 最終戦終了時に、CYS の 1 位に、2 名の選手が同着の場合、それを分けるために、同着の選手が同時に出場した大会での成績を、一つずつ比較し、同時に出場した大会で相手より上位となった回数で決定する。この計算後なお同着の場合、1 位から始めて次は 2 位と言うように、上位の成績の獲得数で 1 位を決定する。

11. 3 参加

11. 3. 1 各 IFSC 加盟連盟/協会は、各年齢別グループとカテゴリあたり最大男子 4 名、女子 4 名を、CYS 競技会に参加登録させることができる。開催国は、各年齢別グループとカテゴリあたりさらに 2 名の選手を参加登録させることができる。全ての世界及び大陸別選手権の成年およびユース (9.2.1 の年齢条件を満たす者) の各カテゴリの現チャンピオンは、その優勝した種目において特例枠選手とする。加盟連盟/協会はこれらの選手を、上記 9.4.1a) に定めるところに追加して登録することができる。各選手には、加盟連盟/協会は国際ライセンスを与えなければならない。

11. 3. 2 CYS 競技会の全ての参加申込は、開催国の協会と IFSC に競技会当日の 15 日以前までに提出されねばならない。

11. 3. 3 加盟連盟/協会は、その選手団名簿を競技会前の受付までに修正することができる。

11. 3. 4 主催者の参加費は選手一人当たり 10 ユーロを超えてはならない。さらに加えて、CYS に参加する各加盟連盟/協会は IFSC の経費制度に基づく、年間の分担金を支払わねばならない。

11. 3. 5 開催国の属する大陸以外からの選手は、CYS に参加することは認められるが、大陸別 CYSR にランキングされる資格はない。開催国の属する大陸以外からの選手の氏名は、ポイントが付与される前にランキングリストから除外される。

11. 4 開催期間

11. 4. 1 各 CYS 競技会は、2 日間までとし³⁾、週末のできれば休日の間が望ましい。

可能な場合は必ず、CYS 競技会は 1 日半で終了し、日曜の 16 時以前に全てを終わらせることとする。主催者は、もし競技会が日曜の 16 時までには終了しない場合は、あらかじめ通知しなければならない。予選ラウンドは土曜日に、決勝は日曜日に開催される。

11. 5 クライミング・ウォール

11. 5. 1 CYS 競技会は屋内、または屋外 (屋根付き) のいずれでも開催できる。壁の高さは最低 10m、ルートの長さは最低 15m とする。

11. 5. 2 壁の中のホールド、エリア、はりぼてを限定する必要がある場合は、3.2.2 の規定に従っておこなわれねばならない。

11. 6 ラウンドと定員

11. 6. 1 2 本のルートによる予選ラウンドと決勝ラウンドが、それぞれの年齢別グループ、カテゴリについて行われねばならない。2 本の予選ルートは同じ難易度でなければならないが、同一であってはならない。

³⁾ 意識。原文は "shall not last longer than two(2) days"

11. 6. 2 予選ラウンドの成績は 4.1.7 の規定に従って計算される。

11. 6. 3 何らかの事情で一方のルートに登らない選手がいた場合、その選手に与えられる順位は、そのルートを実際に登った内で最下位の選手の順位の下位とする。もし選手がどのルートも登らなければ、その選手の順位はつけない。

11. 6. 4 決勝の各年齢別グループ及びカテゴリ別の定められた進出枠は 10 名とする。当該大陸外からの参加選手が決勝に残った場合、相当する人数分だけ進出枠を拡大する。

11. 7 競技順

11. 7. 1 予選ラウンド:競技順は 3.4.4.c) に従って作成する。

11. 7. 2 決勝ラウンド:競技順は予選ラウンドの成績の逆順とする。同着の選手の競技順はランダムに決定する。

11. 8 審判とルートセット

11. 8. 1 ジュリープレジデントは国際ジャッジ資格保有者とする。

11. 8. 2 抗議審判は、ジュリープレジデントが務める。

11. 8. 3 ルートセッターには最低 1 名の国際ルートセッター資格保有者を含むこととする。

12. 競技中における罰則規定

12.1 インTRODクシヨN

12.1.1 ジュリー・プレジデントは競技会場内において、競技会に影響を及ぼす全ての活動と決定に、全面的な権限を有する（1.4.1aを参照のこと）。

12.2 選手

12.2.1 ジュリー・プレジデントとIFSCジャッジはともに、選手の競技会規則に対する違反と、品行上の問題に関して以下のことをおこなう権限を有する。

- a) 非公式の、口頭での警告。
- b) イエロー・カードの提示による公式な警告。

12.2.2 上記12.2.1.b)のイエロー・カードによる警告は以下の規則違反に対しておこなわれる。

ジュリー・プレジデントまたはIFSCジャッジの指示に関すること

- a) ジュリー・プレジデントまたはIFSCジャッジからの指示に従わない。
 - (i) IFSCジャッジまたはジュリー・プレジデントによるアイソレーション・ゾーンへ戻るようにという指示に対する不当な遅滞。
 - (ii) コール・ゾーンから競技エリアに入る指示を受けた後の不当な遅滞。
 - (iii) IFSCジャッジのスタートの指示に対する不服従。

用具及び式典に関すること

- b) IFSCの規則に用具と衣服に関する規定に対する不服従。
- c) 競技会主催者から供与された競技順ゼッケンの着用に関する不服従。
- d) 選手の開会式への不参加。
- e) 決勝の上位3名の表彰式への不参加。

品行に関すること

- f) 猥褻な、または好ましくない言動¹⁾。
- g) スポーツにふさわしくない行動²⁾。

これらの決定に対する抗議は、セクション13に定める手続きによる。

12.2.3 ある競技会で2回目のイエローカードを受けたら、その選手は当該競技会で失格となる。同一シーズンに2枚のイエロー・カードを受けた場合は、以下のいずれかとなる。

- a) その選手がすでに世界ランキングにカウントされる次のIFSC競技会に登録している場合、その競技会への参加資格を失う。
- b) a)が適用できない場合、世界ランキングにカウントされる次のIFSC競技会の、3枚目³⁾のイエローカードが発行された種目への登録資格を失う。

¹⁾原文は”Use of obscene or abusive language or behaviour of a relatively mild nature.”。 ”of a relatively … ”の意味が不明。

²⁾原文は”Unsporting behaviour of a relatively minor nature.”。 ”of a relatively … ”の意味が不明。

³⁾原文は”the third yellow card”。 ”second”の誤りか？

12. 2. 4 ジュリー・プレジデントだけが、選手を競技会から失格させる権限を持つ。失格はレッド・カードの提示にともなう。

それ以外の制裁を伴わない失格

以下の規則違反は、レッドカードの提示と選手の競技会での即時の失格となり、それ以外の制裁は伴わない。

- a) 認められたオブザベーション・ゾーンの外からルートを観察した。
- b) 認められていない用具の使用。
- c) アイソレーション・ゾーンまたはその他の制限された場所での、連絡手段の不法な使用。

これらの決定に対する抗議は、セクション 13 に定める手続きによる。

IFSC 懲罰委員会への即時の提訴を伴う失格⁴⁾

以下の規則違反は、レッド・カードの提示と、選手のその競技会での即時の失格となり、さらに IFSC の懲罰委員会に即時に提訴される。

選手または選手団員による競技エリアでの規則違反

- d) 当該競技会のルールで認められている範囲を越えて選手が競技するルートの情報を収集した。
- e) 当該競技会のルールで認められている範囲を越えて情報を収集し、また他の選手に伝えた。
- f) 準備中またはアテンプト中の選手の攪乱または妨害をした。
- g) ジャッジ、主催者役員、IFSC 役員の指示に従わなかった。
- h) 選手の衣服における広告に関する規定の違反。
- i) スポーツにふさわしからぬ問題行動、またはその他の重大な競技会の妨害。
- j) IFSC 役員、主催者役員、選手団員（選手を含む）あるいは何人であれその他の人々に対する悪口、無礼な、暴力的な言葉あるいは行動。

違反行為が、競技エリア外であっても、公共の競技場⁵⁾、競技会場、あるいは競技に関連して選手や選手団員によって使用されている宿泊施設や施設設備でおこなわれた場合⁶⁾。

- k) スポーツにふさわしからぬ深刻な問題行動、またはその他の重大な妨害。
- l) IFSC 役員、主催者役員、選手団員（選手を含む）あるいは何人であれその他の人々に対する悪口、無礼な、暴力的な言葉あるいは行動。

IFSC の懲罰委員会に提訴された場合の以降の手続きは、「IFSC の懲罰と抗議に関する規則」⁷⁾に別途定める。

⁴⁾ 「懲罰委員会」の原文は”Discipline Commission”。

⁵⁾ 原文は”public arena”。”public area”の誤りか？

⁶⁾ 原文は”Infringements committed outside the competition area but in the public arena or at the competition venue or at any accommodation or facilities used in connection with the competition by a competitor or team member”

⁷⁾ ”the IFSC Disciplinary and Appeal Rule”

12. 2. 5 イエロー・カードまたはレッド・カードの提示後、できる限り早い時点で、ジューリ・プレジデントは、以下のことをおこなわねばならない。

- a) 違反についてそして、ジューリ・プレジデントが規則に基づいたそれ以上の懲罰行動を考慮した、問題の提訴を、規則に従って提議するかどうかについての陳述書を作成し、選手のチーム・マネージャー（あるいはチーム・マネージャーが不在のときは当該選手）に提出する。⁸⁾
- b) この陳述書のコピーを、規則違反の詳細な報告書、証拠、IFSCの懲罰委員会への提訴による追加懲罰の考慮を求める勧告とともにIFSCに提出する。⁹⁾

12. 3 選手団役員

12. 3. 1 選手団役員は選手と同様に考えられ、それに応じた取り扱いを受ける。

12. 4 その他の人々

12. 4. 1 ジューリ・プレジデントは、誰であれ規則に違反した者の、競技エリアからの即時の退去を求め、必要であれば、その要求がいれられるまで競技の進行を中断する権限を有する。

⁸⁾原文は”Submit a written statement to the competitor’s team manager (or in the absence of a team manager ,to the competitor concerned)regarding the offence and whether the Jury President proposed to refer the matter for consideration in respect to further disciplinary action in accordance with the rules.”。今ひとつ、意味が取りにくい。

⁹⁾原文は”Submit a copy of this written statement together with a detailed report of the offence against the regulations ,any evidence ,and any recommendations regarding consideration of additional sanction to the IFSC for referral to the IFSC’s Disciplinary Commission.”。これも、意味が取りにくい。

13. 抗議

13.1 概説

13.1.1 全ての口頭あるいは文書による抗議と、公式の抗議に対する回答は、英語によっておこなわれなければならない。

13.1.2 抗議は公定の供託金¹⁾をとともなわなければ、受け付けられない。

13.2 抗議審査団

13.2.1 文書による抗議あるいは、下記の 13.3.1、13.4.2.b) にある口頭での抗議があった場合、ジュリー・プレジデントは、ジュリー・プレジデント、IFSC デリゲイトからなる抗議審査団²⁾を召集しなければならない。抗議審査団のメンバーはジュリー・プレジデントと IFSC デリゲイトとする。ジュリー・プレジデントが、もとの決定³⁾に関与し、かつ IFSC ジャッジが関与していない場合、IFSC ジャッジがジュリー・プレジデントにかわってメンバーとなる。もし審査団がアピールに対して全員の意見の一致による決定を行えない場合、もとの決定が有効となる。決定は条件が許す限り素早くおこなわれなければならない。文書による抗議の場合、抗議審査団の決定は文書に作成し、ジュリー・プレジデントが、抗議を公式に提出した者に手渡さねばならない。下記の 13.4.2b) に規定のある抗議の場合、チーム・マネージャーまたは選手に通知しなければならない。

13.2.2 以下の 13.3、13.4 に定める所についての抗議審査団の決定は絶対で、それ以上の抗議の対象とならない。

13.3 選手のアテンプトに関するジャッジの決定に対する抗議

13.3.1 IFSC ジャッジは、4.10.2 で規定したことがら⁴⁾に関する抗議を受けたら、上記の手続きに従って処理するために、速やかにジュリー・プレジデントに報告しなければならない⁵⁾。

13.4 公表されたりザルトへの抗議

13.4.1 ファイナル及びスーパーファイナルラウンド以外の全てのラウンド終了後の、そして公式の成績発表後の選手の順位に対する抗議は、成績発表後 20 分以内⁶⁾におこなわれなければならない。ファイナル及びスーパーファイナルラウンドにおいては、リザルトの公表後 10 分以降であってはならない。抗議は競技会の各ラウンド後の公式成績発表に基づいておこなわれなければならない⁷⁾。抗議は文書として、チーム・マネージャーまたは公式のチーム・マネージャーがいない場合は選手によって、ジュリー・プレジデントに対しておこなわれなければならない。抗議を提出すると同時に、IFSC の定める供託金を IFSC デリゲイトに支払わねばならない⁸⁾。

13.4.2 スピード競技

- a) 公表されたりザルトに対する抗議の場合は、上記の 13.4.1. の規定に従って抗議がおこなわれなければならない。
- b) 勝ち抜き戦の間の抗議の場合、抗議は対戦の結果が放送された後、直ちにおこなわれねばならない。IFSC ジャッジは直ちに、問題をジュリー・プレジデントに付託しなければならない。競技会の次の対戦は、ジュリー・プレジデントに付託しなければならない。

¹⁾”the official appeal fee”

²⁾”Appeals Jury”

³⁾抗議の原因となった決定。

⁴⁾選手のアテンプトが強制的に終了させられること、すなわち使用限定されたホールドを使った、エッジを使用した……etc を選手が行ったと見られる場合である。

⁵⁾原文は”In respect to an appeal regarding Article 4.10.3, this shall be made to the IFSC Climbing Judge, who will immediately inform the Jury President, in order to proceed in accordance with the above procedure.”

⁶⁾2007 年にそれまでの 30 分から 20 分に変更。

⁷⁾競技の進行中に会場内で暫定的に発表されるリザルトに対する抗議は行ってはならないということと思われる。

⁸⁾意訳。原文は”The appeal shall be accompanied by the relevant appeals fee stipulated by IFSC Climbing, which shall be paid to the IFSC Climbing Delegate.”

リ・プレジデントがその決定を放送するまで、開始できない。こうした抗議においては、供託金を支払う必要はない。

13. 5 懲罰委員会への申告

13. 5. 1 ジュリー・プレジデントが、規則違反がIFSCの懲罰委員会の考慮すべき事柄に値すると査定した場合、その問題は、ジュリー・プレジデントの報告書、ジュリー・プレジデントと関係するチーム・マネージャーまたは選手間の通知文書、関係する全ての証拠とともに懲罰組織⁹⁾に付託されねばならない¹⁰⁾。

13. 6 懲罰委員会

13. 6. 1 懲罰委員会の構成と手続きは、「IFSCの懲罰と抗議に関する規則」を含むIFSCの関連文書に定める。

13. 7 供託金

13. 7. 1 支払わねばならない供託金は、IFSCが毎年発行する諸経費一覧¹¹⁾の通り。

13. 7. 2 抗議が受けいれられれば、供託金は返還される。抗議が却下された場合、供託金は返還されない。

⁹⁾”the disciplinary body”

¹⁰⁾「抗議」、「申告」と使い分けたが、原文では選手からジャッジへの異議申し立ても、ここで規定されている、ジュリー・プレジデントによる懲罰組織への書類送致とともに”appeal”になっている。

¹¹⁾”the list of fees”

14. アンチ・ドーピング

14.1 採用

14.1.1 IFSC は世界アンチ・ドーピング規定¹⁾(The Code) を採用する。

14.2 適用

14.2.1 この規定は、IFSC の権限において開催される全ての競技会に適用される。こうした競技会に参加、準備あるいはどのような形にせよ関与する者は全て、選手、コーチ、トレーナー、役員、医療担当者、準医療担当者はこの規定に同意し、この規定ならびに競技規則の 14.4.1 に定めるところを遵守することを承諾しているものとみなされる。

14.3 IFSC 内部の管轄部門

14.3.1 この規定の競技クライミング——リード、ボルダリング、スピードから構成される——への IFSC 内での適用は、アンチドーピング及び懲罰委員会²⁾が管轄する。

14.4 違反と制裁

14.4.1 ドーピングへの違反は、「IFSC アンチドーピング指針と手続き」³⁾と「IFSC の懲罰と抗議に関する規則」に基づいて処理される。

¹⁾”the World Anti Doping Code”

²⁾”the Anti-Doping and the Disciplinary Commissions”

³⁾the IFSC Anti Doping Policy and Procedure

主要変更点

INTERNATIONAL CLIMBING COMPETITION Rules2008-09 (以下 IFSC ルール) は、文字通りクライミング競技の国際大会のルールブックである。クライミングの国際大会は、IFSC (International Federation of Sport Climbing: 国際スポーツクライミング協会) という組織が統轄している。まあ、誰か金持ちが世界中の強いクライマーを集めて勝手にコンペを開いても別にかまわないのだが (X-GAMES などはこの類になる)、一定の統一されたルールのもとで——そして良くも悪くも権威にもとづいて開かれる国際大会は、この IFSC の公認する大会と言うことになる。

IFSC によるルール (以下「ルール」) は、これまで毎年改訂されてきたが、さすがにある程度安定してきたと言うことなのだろう、今年発表されたものは'08年と'09年にわたって適用されるものとなっている。前文には、最終的には4年毎の改訂というのが最終目標であるとされていて、2年周期の改訂はその第一歩だとある。当面、部分的な変更/追加はその都度公表され、ある程度まとまったところで追補版が出るようだ。さて本年度の変更だが、いくつか大きな変更が見られるものの、'05年の改訂よりは規模は小さく、根本的に変わった部分はあまりない、と考えて良い。一番大きな変化は全体の中に“大陸別ユース・シリーズ”についての規定が追加されたこと (セクション 11) そしてそれともなう一般規則及び各種目の規則の変更である。それでは、一般の選手やスタッフに関係の深い事項を中心に、変更点をセクションごとに見ていこう。

セクション 1 国際スポーツクライミング協会 (IFSC)

文言上の変更がほとんどだ。一点、IFSC デリゲイトの役割として、抗議があった場合に対応する Appeals Jury (抗議審判団) のメンバーである旨が明文化された。もともと 12.2.1 (08年版は 13.2.1) には規定があったことではある。

セクション 2 加盟団体

ここも、一般に関係する大きな変更はないが、複数の国籍を持つ選手について、従来はシーズン中の所属変更が可能であったものができなくなった。その年のライセンス取得時の所属で、そのシーズンは参加と言うことになる。

セクション 3 一般規則

一般規則で一番大きな変更/追加は、“大陸別ユース・シリーズ”がこの「ルール」に組みこまれたことともなうものである。ユースの競技会については、世界ユース選手権は従来からも独立したセクションで記述があったが、競技形式についての規定はなかった。しかし実際の大会では、リード種目が成年の大会とはやや異なる形式で実施されてきた。今年の改訂で、このユース大会の形式が「ルール」の中に取り込まれたわけだ。

具体的には、3.4.4 競技順の作成方法の c) で「リード競技会の予選が二つの異なるルートを全選手が登るかたちで行われる場合」が追加されている。さらのその i) と ii) は、オンサイトでなくフラッシュでおこなう場合の規定である。フラッシュでの実施も含め、この予選形式は 少なくとも今のは ユース大会固有のものである。したがって、ルール上にこの規定が加わったからと言って、成年の大会でフラッシュによる予選を実施するようになるというわけではないだろう。

競技順そのものについては、この数年、猫の目のように変化が激しかったが、今回も変更された と言うより、旧来のものに戻された、と言うべきだろう (3.4.4a) 及び d))。一言で言えば、予選はランダム、準決勝 (ボルダーも) と決勝は、前ラウンドの順位の逆順、スーパーファイナルは決勝と同じ、である。

また競技順リストに関して、ウェブ上での選手名簿の公開が7日前から4日前に変わった (3.4.1)。なおこれは”STARTING LIST”の項にあるので、てっきり競技順を公開するのかと思っていたが、よく見ると単に“list of competitors participating the qualification”とある。つまり参加者名簿であって、競技順ではない、と言うことだ。

次に、文言上の変更ではあるが従来、用具類の規格として UIAA 規格準拠が求められていた部分は、全て IFSC 規格準拠に変わっている。だが “ IFSC standards ” の実態はその後に続くカッコの中、すなわち “ EN standards or international equivalent ” = EN 規格、または相当する国際規格であり、後者には当然 “ UIAA standard ” も含まれるだろう。要するに実質的な変化はない。UIAA からの分離独立上、UIAA という文言を排除したかっただけであろう。

また喫煙場所の規定 (3.5.3) にも小さな変更がある。「最終待機所や競技ゾーンの中または近接したところであってはならない」という表現が追加された。多分どこかの会場で、喫煙者の煙がコールゾーンに流れたとか、喫煙場所から競技エリアをのぞき見できたとか言う話ではないだろうか。

この他、テクニカルインシデント関係も変わっているが、内容が変わったのではなく、表現が整理されたと言う理解で良いと思う。

そして変更ではないが、これまで良く分からないまま、いい加減に訳してあった箇所について。3.3.7a) に “ The possibility of cross loading the karabiner shall be minimised. ” とあって、この “ cross loading the karabiner ” の意味が分からず、Z クリップのこと？などと考えていたのだが、これはカラビナへの横荷重をさすのではないかと思ひ当たった。そう考えると、色々つつじつまがあう。

セクション 4 リード

一番大きな変更は、競技時間だろう。競技時間は、予選 6 分、準決勝以降が 8 分に固定された (ジュリー・ブレジデントの裁量で延長することは可能)。これにともない、従来の最終オブザベーション (いわゆる 40 秒ルール) にも変更がある。これまでスタートラインを越えた時点から計時開始で、最終オブザベーションの時間は競技の制限時間に含まれていたが、これが分離され、最終オブザベーションの 40 秒は競技時間に含まれなくなった。従って計時も、選手がスタートラインを越えてから 40 秒までを計り、さらに選手がアテンプトを開始した (選手の両足が地面から離れた) 時点から新たに競技時間を計測することになる。タイムキーパーの仕事が面倒になったわけである。

ただここで疑問なのは、計時の開始を「両足が地面から離れ」た時に開始すると規定 (4.5.3) しているが、最終オブザベーションで 40 秒経過してしまった時はどうするか、の規定はない。本来は 40 秒経過してしまったなら、その時点で計時を開始すべきではないか？と思うのだが、どうだろう。

次に大きな変化はコース大会関係の規定の組み込みによるもので、変更と言うより追加だ。

4.1.7 に、全員が 2 ルートを登る場合の、順位付けのためのポイント計算法が加わった。これは従来からも知られていたもので、2 ルートの順位をポイントとするのが基本で、同着があった場合はそれを補正し、最終的には両ルートのポイントの相乗平均を取るというものである。

ついでに、こうした形式で 1 本のルートは登ったが他方は体調不良などで登らなかった選手がいた場合、その選手の登らなかった方のルートの順位は、登った選手の最下位の下になる (4.8.5)。つまり登った選手が 50 人いたら 51 位として扱うということ。両ルートの成績を総合する場合も、その順位をポイントにすることになる。

セクション 5 ボルダリング

まず課題数が減った。予選が 5 課題となった。準決勝以降は従来通り 4 課題。そして準決勝の競技順は、予選順位の逆順に戻った。さすがに上位者有利にして盛り上げようというのは、無理だったのだろうか

さらに競技時間も短縮され、ローテーションタイムは予選 5 分、準決勝 6 分、決勝に至っては 4 分である。ただし決勝については、各課題毎に 2 分間の事前オブザベーションがある。やり方はワールドカップに出場した松島暁人選手によれば、全ての課題を事前に順番にオブザベーションするとのことである。

そして決勝ではもう一つ変更がある。従来はローテーションタイムが終了すれば、その時点で行っているアテンプトは終了になったが、今回の改訂でローテーションタイム終了時に行っているアテンプトは、続行することが可能になった (5.3.4)。ローテーションタイムが短くなったこととのトレードオフだろう。

それから文言上の変化ではあるが、完登の規定で従来、両手保持を “ the finishing hold is held with both hands ” と表現していたものが、“ The finishing hold shall be controlled by both hands. ” と、動詞が “ hold ” から “ control ” に変わっている。この変更の意味だが、ある国際大会で最終ホールドに片手保持がやっとという

小さいホールドが使われ、そのボルダー担当のジャッジが保持した片手の上にもう一方の手を重ねた選手について、片手しかホールドに触れていないと言う理由で完登を認めないと言うことがあったという。これは伝え聞いた話で真偽は定かではないが、そうしたおかしな判定を避けるための変更と考えると納得できる。"control"であれば、ホールドに触れている必要はないだろう。

ボルダーの完登については、もう一つ変化がある。07年では"An attempt is considered successful when the finishing hold is held with both hands and the Boulder Judge announces 'OK'."で、両手保持とジャッジの「OK」のコールの両方が揃って完登である、となっている。それが08年版では微妙に変化している。

08年版は、"The finishing hold shall be controlled by both hands. Alternatively, a standing position shall be attained on top of the boulder. An attempt is considered successful when the Boulder Judge announces 'OK'."で、「最終ホールドは両手保持しなければならない」もしくは「ボルダーの上に立ち上がらねばならない」と言うものの、それが「完登の要件である」という書き方をしていない。完登については、ジャッジの「OK」コールのみとなっている。

これについては、ルールと同時にIFSCから発表されている"Major_changes_IFSCRules_2008-2009"(http://www.ifsc-climbing.org/2008/Major_changes_IFSCRules_2008-2009.pdf)と言う文書に説明がある。

The requirement that the competitor shall hold the finishing hold with both hands still remains, but has been separated from the requirement that the judge says 'OK'. With the new rule, if the judge says 'OK', the attempt shall be considered successful. This will be so even if the judge has made a mistake. This was not clear with the previous wording, which led to appeals which were impossible to manage in a fair way.

なんだか分かったような分からないような表現だが、要するに表現として両手保持やボルダー上への立ち上がりは残っているが、それは完登の要件とは切り離れた、と言うこと。それらは「ジャッジが完登を判断する基準」であって、それで完登ではないのだ、ということのようである。つまり、完登の要件はあくまでジャッジのコールなのである。ジャパンカップなどを見ていると、日本の選手はこのあたりの認識が甘く、勝手に飛び降りる選手が多いので要注意だ。

以上が、08～09年版の主要変更部分である。スピードその他も大きな変更はあるが、日本人にはあまり関係がない。また各大会関係の規定は先ほどから述べているように、大陸別ユース・シリーズの追加以外には大きい変化はない。なおこの大陸別ユースは実質的にはヨーロッパ・ユースしか行われていない。IFSCとしては他にもやってくれ、と言うことなのか、単にヨーロッパユースをIFSCの競技会システムの中に組み入れるに際し、ヨーロッパでしか行われていないものでは具合が悪いので、「continental」として普遍化したのか、は分からない。

この大陸別ユース・シリーズの規定は、他の国際ユース大会でも適用されるものがあるので、関係する方にはお読みいただきたいのだが、印象として、従来のヨーロッパ・ユースの規定を切り貼りした観がある。他のセクションとの整合性は今ひとつで、内容的にも練られていない。多分、2010年にはかなり書き換えられるのではないだろうか。

その後、2009年3月に"Amendment(修正版) No. 2"が公開された。日本語版は2009/07/01版で、この変更を反映している。内容的には、競技順位リストがテクニカルミーティングの前日にWEB上で発表されるようになったこと。複数種目を含む大会での個人総合順位は、全ての種目にエントリーした選手のみを対象とすること、ワールドカップなどのポイントの処理などで、国内での競技会に影響する変更はなかった。

IFSC WORLD RANKING (WR) について

IFSC ルール本文に何回か世界ランキング (WR) という言葉が登場する。これについては IFSC のウェブサイト に解説がある……と IFSC ルールにはあるのだが、どうも見つからない。おそらくは従来の CUWR (Continuous Updating World Ranking) が名称を変えただけと思われるので、ここでは従来のものを用語だけ変更して紹介する。

これはワールドカップに限らず IFSC 公認国際大会のポイントシステムである。ワールドカップのポイントは、IFSC ルールの P.44 に一覧表があるように、1 位が 100 ポイント、2 位が 80 ポイント、3 位が 65 ポイントとなっている。ところが、IFSC のサイトのリザルトをご覧になった方はお気づきと思うが、どの大会を見ても 1 位のポイントは 100 になっていない。大体が 60 ポイント台だ。これが世界ランキングをベースにしたポイントなのである。

こうした方法を使用する理由は、出場選手の顔ぶれも参加人数も異なる大会に一律にポイントを出したのでは、選手の年間ランクが適切なものにならない、という理由による。たまたま、有力選手が欠場した大会の優勝と、フル・エントリーした大会の優勝では、同じ優勝でも重みが違う。そこで、各大会の出場選手の顔ぶれによって、その大会で獲得できるポイントに差をつけて計算したポイントを各大会毎に計算。過去 1 年以内に出場した全大会のポイントの合計に基づいたランキングが世界ランキングである。

さて、ある大会でのポイントの計算法だが、まずその大会に出場している選手の、その時点での世界ランキングから "field-factor" という係数を算出する。

- 1) その大会に出場する世界ランキングを持つ全選手の内、その時点の世界ランキングが 30 位までの選手について、その順位に対応するワールドカップのポイント表のポイントに 15 を加えた数値を計算する。世界ランキングが 1 位の選手は $100+15$ で 115、2 位は $80+15=95$ ……30 位は $1+15=16$ という具合である。仮に同着があった場合、例えば 10 位に 2 人が並んだ時は

$$\frac{(\langle 10 \text{ 位のポイント} = 34 \rangle + 15) + (\langle 11 \text{ 位のポイント} = 31 \rangle + 15)}{2} = 47.5$$

と言うふうに計算する (この数値をまとめた表が下の表である)。

このように計算した全出場選手のポイントを合計する。

順位	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.
ポイント	115	95	80	70	66	62	58	55	52	49
比率	9.1%	7.5%	6.3%	5.5%	5.2%	4.9%	4.6%	4.3%	4.1%	3.9%

順位	11.	12.	13.	14.	15.	16.	17.	18.	19.	20.
ポイント	46	43	41	39	37	35	33	31	29	27
比率	3.6%	3.4%	3.2%	3.1%	2.9%	2.8%	2.6%	2.4%	2.3%	2.1%

順位	21.	22.	23.	24.	25.	26.	27.	28.	29.	30.	合計
ポイント	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	1268
比率	2.0%	1.9%	1.8%	1.7%	1.7%	1.6%	1.5%	1.4%	1.3%	1.3%	100%

- 2) 世界ランキングを持つ全ての選手 (その大会に出場していない選手も含め) について、ポイントを計算し合計すると上の表にあるように $(100+15) + (80+15) + (65+15) + \dots + (3+15) + (2+15) + (1+15) = 1268$ となる。

- 3) 1) で得られた値を 2) の 1268 で割ったものがその大会の "field-factor" であり、その大会の各選手の順位が決定後に、各選手の順位に対応するポイント (P.44 の表) に "field-factor" を乗じた値が、各選手のその

大会での世界ランキングに基づく獲得ポイントになる。なお、小数点以下の端数については、全て小数点以下 3 桁目を四捨五入し小数点以下 2 桁までとしている。

”field-factor”は、世界ランキングを持つ全ての選手が出場すれば 1 になる。仮に、世界ランキングを持つ選手が一人も出場していない場合は 0 になる (そんな大会はワールドカップとして意味がないのは確かだが、仮にそんな大会があったらどうなるんだろう?)。と言うわけで、有力選手=世界ランキング保有者がたくさん出場しているほど、”field-factor”は大きく (1 に近く) なる。世界ランキングを持つ全ての選手が出場すれば、P.44 の表のポイントがそのまま獲得ポイントになるし、有力選手が少ないほど、獲得できるポイントは少なくなるわけだ。

さてここで問題なのは、ある大会の世界ランキングのポイントを算出するためには、過去の戦績に基づく世界ランキングのランキングが必要と言うこと。そうすると最初の世界ランキングの算出はどうやったのか? 卵と鶏である。

現実の世界ランキングのシステムではリードの場合で、1991 年の 5 大会 (ワールドチャンピオンシップと 4 回のワールドカップ) について”field-factor”を 0.6 として計算したものを出発点にしていると言うことである (と言うことは 1992 年からこのシステムが使用されているということだろうか?)。

そしてもう一つ。”field-factor”算出の際に、何故ポイントに 15 を加えるか、と言うことがある。これはあくまで推測だが、ワールドカップのポイントの差が上位ほど大きいことによるのだろうと思われる。仮に、ワールドカップの各順位に与えられるポイントが等差で並んでいるのであれば、そんな必要はなくなるだろう。つまり 1 位 100 ポイント、2 位 80 ポイント、3 位 65 ポイント……と差が 10~20 ポイントもあるために、仮に 15 を加えずに計算すると、世界ランキングが上位の選手が欠場した場合に”field-factor”が必要以上に小さくなってしまふのだ。

試しに、世界ランキング 1 位の選手以外は全員出場した場合を試算してみよう。15 を加えた場合の”field-factor”は $(1268 - 115)/1268 = 0.91$ であるが、15 を加えない場合、 $(818 - 100)/818 = 0.88$ となる。実際には出場する世界ランキングのポイント保有選手はもっと少なくなるため、影響はさらに大きくなるだろう。いかに世界ランキングで首位の選手とは言え、その選手が出ないだけで”field-factor”があまりに低くなってはまずい、と言うことだろう。

なおこのシステムは 1999 年に手直しがあったとのことで、それ以前と以後で合計する大会数やポイントを付与する人数などに違いがあるようだ。

リード競技でのホールドの番号付けについて

Wim Verhoeven

(Herman Engels によるコンセプトに基づく)

この文書はタイトルの通り、リード競技の実際の高度判定でホールドの番号付けをどのようにするか、についての指針を示した文書である。当初は 2006 年の”ジャッジセミナー” (Seminair とフランス綴り?) で合意された事柄として IFSC のサイトで公開されたが、ミーティングの内容のメモに近い体裁で、整理された分書とは言い難かった。その後 2009 年になってここに訳出したものが発表されたのである。

この文書を読む前に、ヨーロッパ(と言うよりも日本以外)と日本のルート図の作成に関する違いを知っておく必要がある。国内ではルート図はルートセッターが作成し、ホールド番号もセッターがつけるのが普通だ。これに対してヨーロッパでは、セッターがルート図までは作成しても、ホールド番号はジャッジがつけている。ジャッジに細かい手順の判断が 100% 可能であるとは思えない。セッターがやった方が話が早いと思うのだが、そうはなっていない。レギュレーション上は、確かにチーフルートセッターの役割として「リード・ルートにおけるルート図の作成を補助し」とあるのみで、「作成」とは書いてないがジャッジの仕事としてルート図の制作があるわけでもない。そういう曖昧な中で、どういう訳かジャッジがルート図を作ることになっているのが日本以外の状況なのだ。

はっきり言ってしまえば、この資料は- 場合によっては自分ではクライミングをしたことのない- ジャッジでもルート図にホールド番号をつけられるようにするための指針として出されたものと考え、理解しやすいだろう。

ハンドホールドの定義と番号付けは、2 段階のプロセスであり、それは固定的なものではなく¹⁾競技会中にトポ²⁾が変更されることもある。

1. ハンドホールドの定義

ルートジャッジは(インターナショナルルートセッター³⁾及び IFSC ジャッジの補助のもとに)選手が各ルートで使用すると予想したハンドホールドを、特定⁴⁾する。

注: いかなるオブジェクト(クライミングホールド、はりぼて、エッジ……)であれ、ハンドホールドとして定義しうる。オブジェクトの使用可能な部位のみが有効なハンドホールド⁵⁾。一つのオブジェクトは、複数のハンドホールドを持ちうる。これは、大きなはりぼてのみでなく、異なる箇所を保持しうる 1 個のクライミングホールドにおいても同様である(例: 説明図の No.1 と 2、No.5 と 6)。ただこのように、一つのホールドを両手で使用するだけでは、この後に出てくるデュオホールドにはならない。

¹⁾原文は”dynamic”なのだが日本語のニュアンスとしては、「変化/変動する」より「固定的でない」と表現した方が自然であると考えられる。

²⁾”topo”。ルート図のこと。2007 年まではルール本文でもこの表現だったが、2008 年から”the route sketch”となっている。

³⁾現在のルールでは”chief routesetter”が正しいのではないと思う。

⁴⁾原文の動詞は”mark”。「記録する」、「明示する」、「選別する」、「位置を示す」と、様々な訳語が可能で、どれでもそれなりにあてはまりそうだ。だが、「選別」以外の意味で使用する場合、「どこに」が問われるはずだろう。”on the topo”があれば良いが、原文にはそれがない。とすると、ルート図への記入の意味合いは薄いと考えられるのでこのように訳出した。

⁵⁾”the actual handhold”

定義：

クライミングホールド：合成樹脂の造作物で、クライミングウォールに（手と足、両方のために）ネジまたはボルトで固定されるもの。

ハンドホールド：クライミングホールド、及びクライミングホールドの一部、はりぼて⁶⁾その他の一部分で、手で保持（クライミングに使用）しうるもの。

あらゆるハンドホールドは、他のハンドホールドと明瞭に区別することができて初めて、独立した⁷⁾ハンドホールドと見なすことができる。

注：全体にわたって似たような形状の大きなはりぼて（「コルネ」など）の場合では、しかしながら外見上の判断（例えばボルトより上であるか下であるか、など）をもってハンドホールドを分けることができる。

2. ハンドホールドの番号付け

原則 1：ルートのラインに沿って、より遠方にあるハンドホールドには高位の番号を与える

あらゆるホールドはルートのラインに沿った距離に基づいて番号付けされる。ルートセッターによって最良と推定された手順は、デュオホールドとされた場合を除き、考慮されない⁸⁾。

注：ルートのラインは、角ばったものではなく滑らかなものである。それはトポ上に、ハンドホールドをおおまかにつなげて引かれるものである。ルートのラインは、輪になったり細かく迂回することはない⁹⁾。

選手が未定義のオブジェクト（フットホールドや、オブジェクトの一部）を手でクライミングに使用した場合、そのオブジェクトはその瞬間からハンドホールドと見なされる。そのハンドホールドは、番号付けに含まれることになる。説明図のナンバー 14.5 のハンドホールドを参照されたい。

2 個のハンドホールドがルートのライン上において等距離にあり、そのいずれか一方のみで登れる場合、両ホールドは 同じ ナンバーが与えられる。

注：例えば、選手が説明図のナンバー 20 のハンドホールドと同高度にある”フットホールド”（事前にはハンドホールドとはされていない）を使用したら、このフットホールドはハンドホールドとなり、ナンバー 20 が与えられる。

原則 2：デュオホールド

デュオホールドには 3 つの場合が存在する：

1. 持ち替え（説明図の 8/9 を参照）

このタイプのデュオホールドは、必ず 両手で使わなければ登れない、大きめのクライミングホールドの場合に指定される。

注：両手で保持しうる大きめのクライミングホールドでも、そうする必要の無いものはデュオホールドとは見なされない。また両手で保持することが必須であっても、1 保持する部位が明確に区別され、2 その位置関係がルートのラインに沿って異なる高さ/距離にあり、3 高い/遠いホールドを先に保持する可能性がない場合はデュオホールド指定することではなく、単に保持するそれぞれの部位に異なるホールド番号を振るのみである（例：説明図の No.1 と 2 のホールド）。説明図の No.8/9 のホールドの場合は、左右の手で保持する部位が連続的で区別できないため、デュオホールドとなる。

2. 同高度にある 2 つのホールド（説明図の 16/17 を参照）

⁷⁾”unique”

⁸⁾これはかなり大胆な話のように、私たちには感じられる。ここには割り切りがある。つまり「手順は関係ない。とにかく物理的により高く/遠くまで登ったものが上位になる」ということである。

⁹⁾”The line of a route can not contain any loops or small detours.”後者は、例えば 1 手右にトラバース、1 手直上、1 手左トラバースというような箇所であってもラインとしてはなめらかに直上するものとして扱う、ということだろう

このタイプのデュオホールドは、2つの異なるハンドホールドがアクシス¹⁰⁾に沿って地面から等距離にあり、その両方ともを 必ず 使用しなければ登れない場合に指定される。

3. 2つのハンドホールド（例：一つは順ホールドで、もうひとつはアンダーリング、説明図の 16/17 を参照）。このタイプのデュオホールドは、以下の二つの条件が重なった場合に指定される：

- a. 近接して（隣り合って、または上下に）ハンドホールドが設置され、選手は登るために 必ず 両方のハンドホールドを使用する必要がある。
- b. クライマーの何人かはおそらく（あるいは確実に）ルートのアクシスに沿った距離に基づくホールドの番号付けとは相容れない手順で登ると思われる時。（例：より高い/遠いハンドホールドを最初に、その後低い/近いハンドホールドを使う）¹¹⁾

注：デュオホールドは、ハンドホールドの順序を改変する¹²⁾方策である。このルールは十分に注意して使用すること。上に挙げた「必ず」とされている基準が満たされていることが肝要である。

デュオホールドの成績判定の方法

デュオホールドの2つのハンドホールドのいずれかを片手でとれば、最初の番号が与えられ、もう一方のハンドホールドを残りの手で取れば、2番目の番号が与えられる。

デュオホールドの表記の方法

ルートジャッジは通常、デュオホールドの2つのホールドの周囲を丸で囲み、「/」を間に挟んで2つの数字を記入する（説明図の 11/12 を参照）。

原則 3：トポは固定的なものではない

競技中に、（何人かの）クライマーが競技会前に予期されたものとは異なる手順で登ったことが明らかになった場合、ルートのラインと、デュオホールドの適用は見直され ねばならない¹³⁾。その結果、ホールドの番号付けも変更が必要になることがありうる¹⁴⁾。

例：選手がデュオホールドの2つのハンドホールドの一方のみで、あるいは片手のみでそのセクションを通過できることを示した場合は、デュオホールドの適用は見直されねばならない¹⁵⁾。

¹⁰⁾ "axis"。"the line of the route"と同じ意味。これも 2007 年までのルール本文で用いられていた表現。

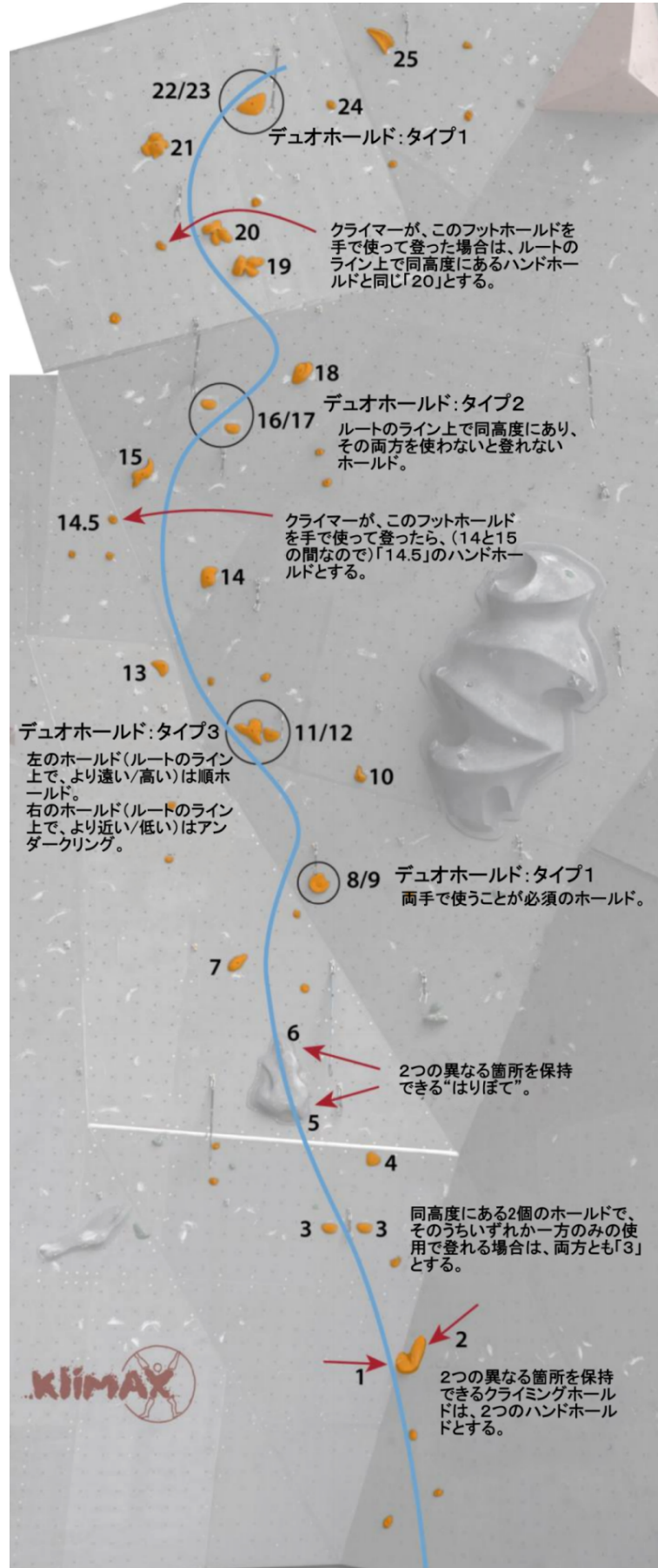
¹¹⁾ この部分。原文は右カッコのみで左カッコがない。"Example:"以下がカッコにくくられるものと推測した。

¹²⁾ 原文は"A duohold is a way to reflect the sequence in the handhold numbering."。この"reflect"は通常の「反射」ではなく、「他にそらせる」の意味合いで用いられていると解釈するのが、文脈上、自然だと考える。つまり、ルートのライン上に並んだ順番とは異なるものとする、という意味合いだろう。

¹⁴⁾ 原文は"Consequently the numbering of the handholds might need to be changed."の"might"のみがホールド。

¹⁵⁾ これはやり過ぎではないだろうか。極めて特異な身体能力を持つ特定の個人にのみ、それが可能なこともあるのではないか。そうした場合にデュオホールドの指定を解除することは、逆に混乱させるように思われる。

説明図：



INTERNATIONAL CLIMBING COMPETITIONS RULES 2008-09
include Amendment No.2 (2009/3/21)
暫定日本語版 (2009/07/05)

監 修 北山 真、安形 康
訳・注 山本 和幸
発 行 (社) 日本山岳協会競技委員会